

○加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
原子力規制委員会規則第十七号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第十四条第三号の規定に基づき、加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 安全機能を有する施設(第二条—第二十一条)

第三章 重大事故等対処施設(第二十二—第三十五条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三

十七号。以下「加工規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「設計基準事故」とは、加工施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

二 「安全機能」とは、加工施設の通常時又は設計基準事故時において、加工施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。

三 「安全機能を有する施設」とは、加工施設のうち、安全機能を有するものをいう。

四 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章及び次章において「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止するものを含む。

五 「重大事故等対処施設」とは、プルト

ニウムを取り扱う加工施設において重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。以下同じ。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するための機能を有する施設をいう。

六 「重大事故等対処設備」とは、プルトニウムを取り扱う加工施設において重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。

七 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因(二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。)又は従属要因(単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。)によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

第二章 安全機能を有する施設
(核燃料物質の臨界防止)

第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、適切に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならぬ。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

2 臨界質量以上のウラン（ウラン二三五の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。）又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（遮蔽等）

第三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカシヤイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。

二 放射線業務従事者が設計基準事故時に、おいて、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。

（閉じ込めの機能）

第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。
（火災等による損傷の防止）

第五節

第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により加工施設の安全性が損なわれな

いよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」とい）い、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設備」とい）う。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設的安全機能を損なわないものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」とい）う。）にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 耐震重要施設は、変形した場合において

もその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」とい）う。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」とい）う。）に対して安全機能が損な

われるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される加工施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第十条 工場等には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第

四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならぬ。

(溢水による損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(誤操作の防止)

第十二条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。

2 安全上重要な施設は、容易に操作することができないものでなければならぬ。

(安全避難通路等)

第十三条 加工施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

(安全機能を有する施設)

第十四条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保

されたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。

4 安全機能を有する施設は、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならぬ。

5 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。

(設計基準事故の拡大の防止)

第十五条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないのでなければならぬ。

(核燃料物質の貯蔵施設)

第十六条 加工施設には、次に掲げる場所により、核燃料物質の貯蔵施設を設けなければならない。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。

二 冷却のための必要な措置が講じられていないものであること。

(廃棄施設)

第十七条 加工施設には、通常時において、周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、加工施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限り、放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）を設けなければならない。

2 加工施設には、放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有する放射性廃棄物の保管廃棄施設（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

(放射線管理施設)

第十八条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。

2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

(監視設備)

第十九条

加工施設には、通常時及び設計基準事故時において、当該加工施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

第二十条

加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他安全機能を有する施設の安全機能を確保するために必要な設備が使用できる非常用電源設備を設けなければならない。

第二十一条

工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

四

第三章 重大事故等対処施設

(重大事故等の拡大の防止等)

第二十二条 加工施設は、重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3 プルトニウムを取り扱う加工施設は、重大事故が発生した場合において、プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所（以下この章において「工場等」という。）外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第二十三条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。

(重大事故等対処施設の地盤)

第二十四条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。

- 一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（重大事故等対処設備のうち可搬型のもの（以下「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なブルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
 - 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
 - 三 前項第一号の重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないおそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 第一項第一号の重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けな

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

- ればならない。
- （地震による損傷の防止）
- 第二十五条** 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。
- 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
 - 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。
- 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- （津波による損傷の防止）
- 第二十六条** 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- 第二十七条** 重大事故等対処設備（重大事故等対処設備）は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等への収束に必要な個数及び容量を有するものであること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するものであること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- 四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものであること。
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののほか、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならぬ。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならぬ。

一 常設設備（プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

三 想定される重大事故等が発生した場合

において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第二十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備
二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備

（閉じ込める機能の喪失に対処するための設備）

第二十九条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備

二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

（工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備）

第三十条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない。（重大事故等への対処に必要な水となる水の供

給設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要となる十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。

(電源設備)

第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第二十条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。

(監視測定設備)

第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができると設備を設けなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。

(緊急時対策所)

第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げる緊急時対策所を設けなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができるものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年二月十八日)から施行する。

加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に関する組織の技術基準に関する規則

○加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
(原子力規制委員会規則第十八号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第百六十六号）第十六条の二第三項第三号の規定に基づき、加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 品質管理監督システム（第三条―第七条）

- 第三章 経営責任者の責任（第八条―第十四条）
- 第四章 資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
- 第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
- 第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）

附則 第一章 総則 (適用範囲)

第一条 この規則は、加工施設について適用する。

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「品質管理監督システム」とは、加工事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q 9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七 「妥当性確認」とは、加工施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

第三条 加工事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実

(品質管理監督システムに係る要求事項)

施するとともに、その実効性を維持しな
ければならない。

2 加工事業者は、次に掲げる業務を行わ
なければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセ
スの内容(当該プロセスにより達成され
る結果を含む)を明らかにするととも
に、当該プロセスのそれぞれについてど
のように適用されるかについて識別でき
るようにすること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確
にすること。

三 プロセスの実施及び管理の実効性の確
保に必要な判定基準及び方法を明確にす
ること。

四 プロセスの実施並びに監視及び測定
(以下「監視測定」という。)に必要な
資源及び情報が利用できる体制を確保す
ること。

五 プロセスを監視測定し、及び分析する
こと。ただし、測定することが困難な場
合は、測定することを要しない。

六 プロセスについて、第一号の結果を得
るため、及び実効性を維持するために、
所要の措置を講ずること。

七 品質保証の実施に係るプロセス及び組
織を品質管理監督システムと整合的なも
のとする。

加工施設に係る加工事業者の設計及び工
查のための組織の技術基準に関する規則

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえ
て、保安活動を促進すること。

3 加工事業者は、この規則の規定に従っ
て、プロセスを管理しなければならない。

4 加工事業者は、個別業務又は加工施設に
係る要求事項(関係法令を含む。以下「個
別業務等要求事項」という。)への適合性
に影響を及ぼすプロセスを外部委託するこ
ととしたときは、当該プロセスが管理され
ているようにしなければならない。

5 加工事業者は、前項の管理を、品質管理
監督システムの中で識別することができる
ように規定しなければならない。

6 加工事業者は、保安のための重要度に
応じて、品質管理監督システムに係る要求事
項を適切に定めなければならない。

7 加工事業者は、保安のための重要度に
応じて、資源の適切な配分を行わなければ
ならない。

(品質管理監督システムの文書化)
第四条 加工事業者は、前条第一項の規定に
より品質管理監督システムを確立するとき
は、次に掲げる文書を作成し、当該文書に
規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針表明書及び品質目標表明書
二 品質管理監督システムを規定する文書
(以下「品質管理監督システム基準書」
という。)

加工施設に係る加工事業者の設計及び工
查のための組織の技術基準に関する規則

三 プロセスについての実効性のある計画
的な実施及び管理がなされるようにする
ために必要な文書

四 この規則に規定する手順書及び記録
(品質管理監督システム基準書)

第五条 加工事業者は、品質管理監督シ
ステム基準書に、次に掲げる事項を記載しな
ければならない。
一 品質保証の実施に係る組織に関する事
項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

六 品質管理監督システムの範囲

七 品質管理監督システムのために作成し
た手順書の内容又は当該手順書の文書番
号その他参照情報

八 各プロセスの相互の関係
(文書の管理)

第六条 加工事業者は、この規則に規定する
文書その他品質管理監督システムに必要な
文書(記録を除く。以下「品質管理監督文
書」という。)を管理しなければならない。
2 加工事業者は、次に掲げる業務に必要
な管理を定めた手順書を作成しなければ
ならない。
一 品質管理監督文書を発行するに当た

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に関する品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

り、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

四 改訂のあつた品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができ、状態にあることを確保すること。

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

(記録の管理)

第七条 加工事業者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができ

るように作成し、これを管理しなければならない。

2 加工事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に關し、所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任

(経営責任者の関与)

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければならない。

一 品質方針を定めること。

二 品質目標が定められているようにすること。

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者(以下「職員」という。)に周知すること。

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項

が明確にされ、かつ、個別業務及び加工施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。

(品質方針)

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。

一 品質保証の実施に係る加工事業者の意図に照らし適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。

三 品質目標を定め、照査するに当たつての枠組みとなるものであること。

四 職員に周知され、理解されていること。

五 妥当性を維持するために照査されていること。

六 組織運営に關する方針と整合的なものであること。

(品質目標)

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない

い。

(品質管理監督システムの計画の策定)

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定

されているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。

(責任及び権限)

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。

(管理責任者)

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事のための組織の技術基準に関する規則

三 部門において、関係法令を遵守すること

とその他原子力の安全を確保することに ついての認識が向上するようにすること。

(プロセス責任者)

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

(内部情報伝達)

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。

(経営責任者照査)

第十七条 経営責任者は、品質管理監督シ

ステムに係る品質管理の方法及びその検

テムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査(品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。)を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。

2 加工事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)

第十八条 加工事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によつて経営責任者照査を行わなければならない。

- 一 監査の結果
- 二 加工施設の外部の者からの意見
- 三 プロセスの実施状況
- 四 加工施設の検査の結果
- 五 品質目標の達成状況
- 六 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- 七 関係法令の遵守状況
- 八 是正処置(不適合(要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。)に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。)及び予防処置(生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。)の状況

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に関する品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置

十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一 部門又は職員等からの改善のための提案

(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)

第十九条 加工事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。

一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源

第四章 資源の管理監督
(資源の確保)

第二十条 加工事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。

(職員)

第二十一条 加工事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。

一 適切な教育訓練を受けていること。

二 所要の技能及び経験を有していること。

と。

(教育訓練等)

第二十二条 加工事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。

二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。

三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。

四 前号の措置の実効性を評価すること。

五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。

六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。

(業務運営基盤)

第二十三条 加工事業者は、保安のために必要な業務運営基盤(個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。)を明確にして、これを維持しなければならない。

(作業環境)

第二十四条 加工事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第二十五条 加工事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

2 加工事業者は、前項の規定により策定された計画(以下「個別業務計画」という。)と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 加工事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

一 個別業務又は加工施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項

二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は加工施設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験(以下「検査試験」という。)であって、当該個別業務又は加工施設に固有のもの及び個別業務又は加工施設の適否を決定するための基準(以下「適否決定基準」という。)

四 個別業務又は加工施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な

記録

4 加工事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

(個別業務等要求事項の明確化)

第二十六条 加工事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

- 1 加工施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は加工施設に必要な要求事項であつて既知のもの
- 2 関係法令のうち、当該個別業務又は加工施設に関するもの
- 3 その他加工事業者が明確にした要求事項

(個別業務等要求事項の照査)

第二十七条 加工事業者は、個別業務の実施又は加工施設の使用に当たつて、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

- 2 加工事業者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。
 - 1 当該個別業務又は加工施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。
 - 2 当該個別業務又は加工施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合に

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事のための組織の技術基準に関する規則

おいては、当該相違点が解明されていること。

- 3 加工事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3 加工事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 加工事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

(加工施設の外部の者との情報の伝達)

第二十八条 加工事業者は、加工施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

(設計開発計画)

第二十九条 加工事業者は、設計開発（加工施設に必要な要求事項を考慮し、加工施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

- 2 加工事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

ならない。

- 1 設計開発の段階
- 2 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認
- 3 設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3 加工事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4 加工事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

(設計開発に係るプロセス入力情報)

第三十条 加工事業者は、加工施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

- 1 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る加工施設に係る要求事項
- 2 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発からのプロセス入力情報として適用可能なもの
- 3 関係法令
- 4 その他設計開発に必須の要求事項

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

2 加工事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報については、その妥当性を照査し、承認しなければならぬ。
(設計開発に係るプロセス出力情報)

第三十一条 加工事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。

2 加工事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。

3 加工事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。
一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。
二 調達、個別業務の実施及び加工施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三 適否決定基準を含むものであること。
四 加工施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該加工施設の特性を規定しているものであること。
(設計開発照査)

第三十二条 加工事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした

体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならない。
一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるとかどうかについて評価すること。
二 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。
2 加工事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。
3 加工事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。
(設計開発の検証)

第三十三条 加工事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

2 加工事業者は、前項の検証の結果の記録

(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。
3 加工事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。

(設計開発の妥当性確認)

第三十四条 加工事業者は、加工施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該加工施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。

2 加工事業者は、加工施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該加工施設の設置の後でなければならない場合は、当該加工施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

3 加工事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

第三十五条 加工事業者は、設計開発の変更

を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 加工事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3 加工事業者は、設計開発、変更の照査の範囲を、当該変更が加工施設に及ぼす影響の評価（当該加工施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。

4 加工事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

第三十六条 加工事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。

2 加工事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は加工

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事のための組織の技術基準に関する規則

施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。

3 加工事業者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。

4 加工事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。

5 加工事業者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

6 加工事業者は、調達物品等を調達する場合においては、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の加工事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。

第三十七条 加工事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項
三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項
四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
六 その他調達物品等に関し必要な事項

2 加工事業者は、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書提出させなければならない。

3 加工事業者は、調達物品等を受領する場合においては、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項（調達物品等の検証）

第三十八条 加工事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

2 加工事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。

(個別業務の管理)

第三十九条 加工事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件(個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く)の下で実施しなければならない。

- 一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- 二 手順書が利用できる体制にあること。
- 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
- 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあること。

第四十条 加工事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、

- 五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。
- 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第四十条 加工事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、

妥当性確認を行わなければならない。

- 2 加工事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実施しなければならない。
- 3 加工事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

- 一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準
- 二 設備の承認及び職員の適格性の確認
- 三 方法及び手順
- 四 第七条に規定する記録に係る要求事項
- 五 再妥当性確認(個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。)

(識別)

第四十一条 加工事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び加工施設を識別しなければならない。

(追跡可能性の確保)

第四十二条 加工事業者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。)の確保が個別業務等要求事

項である場合においては、個別業務又は加工施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(加工施設の外部の者の物品)

第四十三条 加工事業者は、加工施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

(調達物品の保持)

第四十四条 加工事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。

(監視測定のための設備の管理)

第四十五条 加工事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 加工事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 加工事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準(当該標準が存在しな

い場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。また追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされていること。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4 加工事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならぬ。

5 加工事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は加工施設について、適切な措置を講じなければならない。

6 加工事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7 加工事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あら

かじめ、当該ソフトウェアが意図した通りに当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。

第六章 監視測定、分析及び改善
（監視測定、分析及び改善）

第四十六条 加工事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む）、実施しなければならない。

一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。
二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

（加工施設の外部の者からの意見）
第四十七条 加工事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する加工施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 加工事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

（内部監査）
第四十八条 加工事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定

めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は加工施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

二 実効性のある実施及び維持がなされていること。

2 加工事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。

3 加工事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。

4 加工事業者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

5 加工事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

6 加工事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

7 加工事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及

加工施設に係る加工事業者の設計及び加工に
係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならぬ。

(プロセスの監視測定)

第四十九条 加工事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

2 加工事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができていることを実証しなければならない。

3 加工事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

(加工施設に対する検査試験)

第五十条 加工事業者は、加工施設が要求事項に適合していることを検証するために、加工施設に対して検査試験を行わなければならない。

2 加工事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に

係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3 加工事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4 加工事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 加工事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6 加工事業者は、個別業務及び加工施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

(不適合の管理)

第五十一条 加工事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は加工施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は加工施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

2 加工事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3 加工事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、加工施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 加工事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 加工事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

(データの分析)

第五十二条 加工事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果

から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。)を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 加工事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する加工施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 プロセス、加工施設の特性及び傾向
(予防処置を行う端緒となるものを含む。)

四 調達物品等の供給者の供給能力

(改善)

第五十三条 加工事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。
(是正処置)

第五十四条 加工事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明する

加工施設に係る加工事業者の設計及び工事のための組織の技術基準に関する規則

ために行う分析(以下「根本原因分析」という。)を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 加工事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一 不適合の照査
二 不適合の原因の明確化
三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四 所要の是正処置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施

五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき

講じた是正処置の結果の記録

六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

(予防処置)

第五十五条 加工事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの加工施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2 加工事業者は、次に掲げる要求事項(根本原因分析に係る要求事項を含む。)を定めた予防処置手順書を作成しなければならない

加工施設に係る品質管理の方法及びその検査

ない。
一 起こり得る不適合及びその原因の明確化

二 予防処置の必要性の評価
三 所要の予防処置の明確化及び実施
四 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき

講じた予防処置の結果の記録
五 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月十八日)から施行する。

○加工施設の性能に係る 技術基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日
原子力規制委員会規則第十九号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第六十六号)第十六条の四の二の規定に基づき、加工施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 安全機能を有する施設(第三条―第二十四条)
- 第三章 重大事故等対処施設(第二十五条―第三十八条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)、核燃料物質の加工の事業に関する規則(昭和四十一年総理府令第三十七号。以下「加工規

則」という。)及び加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第十七号。以下「事業許可基準規則」という。)において使用する用語の例による。

(特殊な方法による施設)

第二条 特殊な方法による施設について加工施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十号)

第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第十六条の四の二の技術上の基準とする。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第三条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位(以下「単ユニット」という。)において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置その他の適切な

措置が講じられたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、通常時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

3 臨界質量以上のウラン(ウラン二三五)の量のウランの総量に対する比率が百分の五を超えるものに限る。)又はプルトニウムを取り扱う加工施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。(火災等による損傷の防止)

第四条

安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより加工施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならぬ。

- い。
- 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。
 - 3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。
 - 4 水素を取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならぬ。
 - 5 水素その他の可燃性ガスを取り扱う設備（爆発の危険性がないものを除く。）を設置するグローブボックス及び室は、当該設備から可燃性ガスが漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。
 - 6 焼結設備その他の加熱を行う設備（以下「焼結設備等」という。）は、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならぬ。
 - 7 水素その他の可燃性ガスを使用する焼結設備等（爆発の危険性がないものを除く。）は、前三項に定めるところによるほか、次に掲げるところによらなければならない。

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

- 一 焼結設備等の内部において空気の混入により可燃性ガスが爆発することを防止するための適切な措置を講ずること。
 - 二 焼結設備等から排出される可燃性ガスを滞留することなく安全に排出するための適切な措置を講ずること。
 - 三 焼結設備等の内部で可燃性ガスを燃焼させるものは、燃焼が停止した場合に可燃性ガスの供給を自動的に停止する構造とすること。
- （安全機能を有する施設の地盤）
- 第五条** 安全機能を有する施設は、事業許可基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。
- （地震による損傷の防止）
- 第六条** 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。
- 2 耐震重要施設（事業許可基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業許可基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同

- じ。）に對してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
 - 3 耐震重要施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- （津波による損傷の防止）
- 第七条** 安全機能を有する施設は、基準津波（事業許可基準規則第八条に規定する基準津波をいう。以下同じ。）によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- （外部からの衝撃による損傷の防止）
- 第八条** 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。
- 2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により加工施設の安全性が損なわれ

ないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により加工施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(加工施設への人の不法な侵入等の防止)

第九条 加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)には、加工施設への人の不法な侵入、加工施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。

(加工施設内における溢水による損傷の防止)

第十条 安全機能を有する施設は、加工施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(材料及び構造)

第十一条 安全機能を有する施設に構造物の器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十二条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物(以下「核燃料物質等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。

一 流体状の核燃料物質等を内包する容器又は管に核燃料物質等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の核燃料物質等が核燃料物質等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 六ふつ化ウランを取り扱う設備であつて、六ふつ化ウランが著しく漏えいする

おそれがあるものは、漏えいの拡大を適切に防止し得る構造であること。

三 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質(以下「プルトニウム等」という。)を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き、密閉することができる構造であること。

四 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

五 密封されていない核燃料物質等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

六 プルトニウム等を取り扱う室(保管廃棄する室を除く。)及び核燃料物質等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

七 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備が設置される施設(液体状の核燃料物質等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。)は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の核燃料物質等が漏えいし難いもので

あること。

ロ 液体状の核燃料物質等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であって、液体状の核燃料物質等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであって核燃料物質等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上には施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に核燃料物質等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第十三条 安全機能を有する施設は、通常時において加工施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。
2 工場等内における外部放射線による放射

線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であって放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(換気)

第十四条 加工施設内の核燃料物質等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 核燃料物質等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

(核燃料物質等による汚染の防止)

第十五条 加工施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、核燃料物質等により汚染されるおそれ

があり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、核燃料物質等による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

(安全機能を有する施設)

第十六条 安全機能を有する施設は、通常時及び設計基準事故時に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるよう設置されていなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されていなければならない。

3 安全機能を有する施設に属する設備であつて、クレーンその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、加工施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

4 安全機能を有する施設は、他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の加工施設において共用する場合には、加工施設の安全性が損なわれないように設置されていなければならない。

(搬送設備)

第十七条 核燃料物質を搬送する設備（人の

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある核燃料物質を搬送する能力を有するものであること。

二 核燃料物質を搬送するための動力の供給が停止した場合に、核燃料物質を安全に保持しているものであること。

(警報設備等)

第十八条 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十二条第一号の放射性物質の濃度が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

2 加工施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により加工施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、核燃料物質等を限定された区域に閉じ込める能力の維持、熱的、化学的若しくは核的制限値の維持又は火災若しくは爆発の防止のための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

(安全避難通路等)

第十九条 加工施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(核燃料物質の貯蔵施設)

第二十条 核燃料物質を貯蔵する設備には、必要に応じて核燃料物質の崩壊熱を安全に除去できる設備が設けられていなければならない。

(廃棄施設)

第二十一条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会定める値以下になるように加工施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する

設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の核燃料物質等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(放射線管理施設)

第二十二条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

一 放射性廃棄物の排気口又はそれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

二 放射性廃棄物の排水口又はそれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空气中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

(非常用電源設備)

第二十三条 加工施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、加工施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

2 加工施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

(通信連絡設備)

第二十四条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様な性を確保した通信連絡設備が設けられてい

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

なければならない。
2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において加工施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様な性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(火災等による損傷の防止)

第二十五条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。
(重大事故等対処施設の地盤)

第二十六条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設置されたものでなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要なブルトニウムを取り扱う加工施設内の常設のケープルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
(地震による損傷の防止)

第二十七条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置されたものでなければならぬ。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業許可基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業許可基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第二十八条 重大事故等対処施設は、基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(重大事故等対処設備)

第二十九条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。

二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 重大事故等に対処するために必要な機能を確認するための検査又は試験及び当該機能を健全に維持するための保守又は修理ができること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 プルトニウムを取り扱う加工施設を設置する工場又は事業所(以下この章において「工場等」という。)内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の

適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 常設設備(プルトニウムを取り扱う加工施設と接続されている設備又はプルトニウムを取り扱う加工施設と短時間に接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。)と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備(プルトニウムを取り扱う加工施設の外から水又は電力を供給するものに限る。)の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合

において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるように、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講ずること。

(材料及び構造)

第三十条 重大事故等対処設備に属する容器

加工施設の性能に係る技術基準に関する規則

及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならぬ。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、加工施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていない(臨界事故の拡大を防止するための設備)

第三十一条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

- 一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備
 - 二 臨界事故の影響を緩和するために必要な設備
- (閉じ込める機能の喪失に対処するための設備)

第三十二条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、加工規則第二条の二第二号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けら

れていなければならない。

- 一 核燃料物質等の飛散又は漏えいを防止し、飛散又は漏えいした核燃料物質等を回収するために必要な設備
- 二 核燃料物質等を閉じ込める機能を回復するために必要な設備

(工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための設備)

第三十三条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第三十四条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。

(電源設備)

第三十五条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、外部電源系からの電気の供給が停止し、第二十三条の規定により設置される非常用電源設備からの電源が喪失した場合において、重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設

けられていなければならない。

(監視測定設備)

第三十六条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において、当該加工施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

第三十七条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところにより緊急時対策所が設けられていなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 プルトニウムを取り扱う加工施設の内外的通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設ける

こと。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第三十八条 プルトニウムを取り扱う加工施設には、重大事故等が発生した場合において当該加工施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月二十八日)から施行する。

○核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

規則

(平成二十五年十二月六日)
原子力規制委員会規則第二十号

核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二條の三第四項の規定に基づき、核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則を次のように定める。

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

(試験の方法等)

- 第一条** 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）第二十二條の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験（以下「試験」という。）は、筆記試験とする。
- 2 試験は、核燃料取扱主任者の職務を行うに必要な専門的知識及び経験を有するかどうかを判定することを目的とする。
- 3 試験は、次の各号に掲げる事項について行う。
- 一 核燃料物質の化学的性質及び物理的性質

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

<p>二 核燃料物質の取扱いに関する技術</p> <p>三 放射線の測定及び放射線障害の防止に関する技術</p> <p>四 核燃料物質に関する法令</p> <p>4 次の表の上欄に掲げる者に対しては、その申請により、同表の下欄に掲げる事項について試験を免除する。</p>	<p>免除を受けることができる者</p> <p>一 第一種放射線取扱主任者試験合格者</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学の専門職学位課程その他の課程であつて、原子力規制委員会が第二項の専門的知識及び経験を修得させるために適当と認めるもの（以下「認定課程」という。）を修了した者（前項第一号から第三号までに掲げる事項に関する科目の単位を修得した者に限る。ただし、その者が、当該認定課程を修了した日から起算して五年を経過したときは、この限りでない。）</p>	<p>事項</p> <p>前項第三号に掲げるもの</p> <p>前項第一号から第三号までに掲げるもの</p>
---	--	--

(試験及び合格者の公告)

第二条 試験の日時、場所その他試験の施行に関し必要な事項及び試験の合格者の氏名は、官報で公告するものとする。

(受験手続)

第三条 試験を受けようとする者は、別記様式第一による受験申込書に次の各号に掲げる書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

- 一 履歴書（別記様式第二）
- 二 戸籍抄本、本籍の記載のある住民票の写し又はこれらに類する書類であつて地方公共団体の機関が発行したもの
- 三 顔写真（受験申込み前一年以内に脱帽して正面から撮影した縦四・五センチメートル横三・五センチメートルのもの（縁無しのものに限る。）で、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
- 四 認定課程を修了した者にあつては、当該認定課程の修了証明書及び修得単位証明書

(核燃料取扱主任者免状の再交付)

第四条 法第二十二條の三第一項の核燃料取扱主任者免状（以下「免状」という。）を喪失し、又は汚損した者でその再交付を受けようとするものは、別記様式第三による核燃料取扱主任者免状再交付申請書を原子力規制委員会に提出するものとする。

2 免状を汚損した者は、前項の規定により免状の再交付を受けようとする場合には、汚損した免状を同項の申請書に添えなければならぬ。

3 免状を喪失した者で第一項の規定により免状の再交付を受けたものは、喪失した免状を回復したときは、当該回復した免状を速やかに原子力規制委員会に返納しなければならぬ。

(核燃料取扱主任者免状の返納)

第五条 法第二十二條の三第三項の規定により核燃料取扱主任者免状の返納を命ぜられた者は、速やかにこれを原子力規制委員会に返納しなければならぬ。

(課程の認定)

第六条 原子力規制委員会は、第一條第四項第二号の規定による試験の免除に関し、大学院の課程が同條第二項の専門的知識及び経験を修得させるための課程として適當であることを認定するものとする。

(認定の申請)

第七条 前條の規定により課程の認定を受けようとする大学の設置者は、認定を受けようとする課程について、別記様式第四による申請書に次の各号に掲げる事項を記載した書類を添えて、原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 教員組織に関する事項

二 授業科目及び授業の方法に関する事項

三 成績評価基準に関する事項

四 前三号に係る教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

五 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

(認定基準)

第八条 原子力規制委員会は、前條の規定による認定の申請があつた課程が原子力規制委員会が別に定める基準(以下「認定基準」という。)に適合すると認めるときは、その認定をするものとする。

2 認定基準においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教員組織に関する事項

二 授業科目及び授業の方法に関する事項

三 成績評価基準に関する事項

四 前三号に係る教育研究活動の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項

五 前各号に掲げる事項のほか、原子力規制委員会が必要と認める事項

(変更の届出)

第九条 第六條の規定による認定を受けた大学の設置者(以下「認定課程設置者」という。)は、第七條の申請書及び書類の記載事項に変更があつたときは、変更の日から三十日以内に、別記様式第五による届出書を原子力規制委員会に提出しなければならない

ない。

(報告の徴収)

第十条 原子力規制委員会は、認定課程が認定基準に適合しているかどうかを調査するため必要があると認めるときは、認定課程設置者に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

(認定に係る確認)

第十一条 認定課程設置者は、その認定課程が認定基準に適合しているかどうかについて、五年ごとに、原子力規制委員会の確認を受けなければならない。

(認定の取消し)

第十二条 原子力規制委員会は、認定課程が認定基準に適合しなくなつたと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

(認定等の公示)

第十三条 原子力規制委員会は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第六條の規定による認定をしたとき。

二 前條の規定により認定を取り消したとき。

附 則

1 この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第十五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

2 原子力規制委員会設置法の一部の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第十六号）
第五条の規定による改正前の核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）の規定に基づいてした公告、提出その他の行為は、この規則の相当規定に基づいてしたものとみなす。

別記

様式第 1 (第 3 条関係)

核燃料取扱主任者試験受験申込書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

本 籍 (国 籍)	
住 所	郵便番号 電話番号
(ふ り が な) 氏 名 生 年 月 日	
第一種放射線取扱主任者試験合格証又は第一種放射線取扱主任者免状の有無	合格証 合格証番号 有 交付年月日 年 月 日 第 号 免 状 免 状 番 号 無
認定課程の修了証明書及び修得単位証明書	有 修了年月日 無

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

別添添付書類 核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 3 条各号に掲げる書類。

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 2 (第 3 条関係)

履 歴 書

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

本 籍 (国 籍)	
住 所	
氏 名	
生 年 月 日	
学 歴	
職 歴	
賞 罰	
上記のとおり相違ありません。 年 月 日 氏名	

備考 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

様式第 3 (第 4 条関係)

核燃料取扱主任者免状再交付申請書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

氏名

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 4 条第 1 項の規定により、核燃料取扱主任者免状の再交付を申請します。

本 籍 (国 籍)	
住 所	郵便番号 電話番号
(ふ り が な) 氏 名 生 年 月 日	
免状の交付年月日及び番号	
再交付を受けようとする理由	

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
2 免状を汚損した者が申請する場合には、汚損した免状を添えること。

様式第 4 (第 7 条関係)

認 定 申 請 書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 6 条の規定による認定を受けた
ので、同規則第 7 条の規定に基づき、申請します。

認定を受けようとする大学院の課程 の名称及び住所	
-----------------------------	--

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合
において、署名は必ず本人が自署するものとする。

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

様式第 5 (第 9 条関係)

認定変更届出書

年 月 日

原子力規制委員会 殿

住所

氏名 (名称及び代表者の氏名) 印

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則第 9 条の規定により次のとおり変更したので届け出ます。

変 更 事 項	
変 更 前 の 内 容	
変 更 後 の 内 容	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則

○試験研究の用に供する 原子炉等の位置、構造 及び設備の基準に關する 規則

(平成二十五年十二月六日)
(原子力規制委員会規則第二十一号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第二十四条第一項第三号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に關する規則を次のように定める。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に關する規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 試験研究用等原子炉施設(第三条—第三十条)

第三章 水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設(第三十一条—第四十一条)

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設(第四十二条—第五十四条)

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

構造及び設備の基準に關する規則

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設(第五十五条—第六十一条)

附則

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)

二 船舶に設置する軽水減速加压軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加压軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に關する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に關する規則(昭和三十三年総理府令第八十三号。以下「試験炉規則」という。)第一条の二

第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五 「放射線業務従事者」とは、試験炉規則第一条の二第二項第七号に規定する放射線業務従事者をいう。

六 「臨界実験装置」とは、炉心構造を容易に変更することができ、試験研究用等原子炉であつて、核燃料物質の臨界量等当該試験研究用等原子炉の核特性を測定する用に専ら供するものをいう。

七 「水冷却型研究炉」とは、一次冷却材として水を使用する試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)をいう。

八 「中出力炉」とは、熱出力五百キロワット以上、十メガワット未満の水冷却型研究炉をいう。

九 「高出力炉」とは、熱出力十メガワット以上、五十メガワット以下の水冷却型研究炉をいう。

十 「ガス冷却型原子炉」とは、気体状の一次冷却材を用いる試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）であつて熱交換器を有するものをいう。

十一 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験研究の用に供する試験研究用等原子炉（船舶に設置するものを除く。）であつて、一次冷却材としてナトリウムを用い、かつ、その原子核分裂の連鎖反応が主として高速中性子により行われるものをいう。

十二 「安全機能」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な機能であつて、次に掲げるものをいう。

イ その機能の喪失により試験研究用等原子炉施設に運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故が発生し、これにより公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがある機能

ロ 試験研究用等原子炉施設の運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の拡大を防止し、又は速やかにその事故を取束させることにより、公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止し、及び放射性物質が試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所

（以下「工場等」という。）外へ放出されることを抑制し、又は防止する機能

十三 「安全機能の重要度」とは、試験研究用等原子炉施設の安全性の確保のために必要な安全機能の重要性の程度をいう。

十四 「通常運転」とは、試験研究用等原子炉施設において計画的に行われる試験研究用等原子炉の起動、停止、出力運転、燃料体の取替えその他の試験研究用等原子炉の計画的に行われる運転に必要な活動をいう。

十五 「運転時の異常な過渡変化」とは、通常運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によつて発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には試験研究用等原子炉の炉心（以下単に「炉心」という。）又は原子炉冷却材圧力バウングリの著しい損傷が生ずるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

十六 「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であつて、当該状態が発生した場合には試験研究用等原子炉施設から多量の

放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。

十七 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の試験研究用等原子炉施設に存在することをいう。

十八 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属要因（単一の原因によつて確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。）によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

十九 「独立性」とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によりそれぞれ互いに分離することにより、共通要因又は従属要因によつて同時にその機能が損なわれないことをいう。

二十 「燃料体」とは、試験炉規則第一条の二第二項第三号に規定する燃料体であ

って、試験用燃料体を除いたものをいう。

二十一 「燃料材」とは、熱又は中性子を発生させるために成形された核燃料物質をいう。

二十二 「燃料被覆材」とは、原子核分裂生成物の飛散を防ぎ、かつ、一次冷却材による侵食を防ぐための金属管、金属板、炭化ケイ素皮膜その他の燃料材を覆うものをいう。

二十三 「燃料の許容設計限界」とは、燃料材を覆う燃料被覆材の損傷の程度であつて、安全設計上許容される範囲内で、かつ、試験研究用等原子炉を安全に運転することができうる限界をいう。

二十四 「反応度価値」とは、制御棒の挿入又は引き抜き、液体制御材の注入その他の試験研究用等原子炉の運転に伴う試験研究用等原子炉の反応度の変化量をいう。

二十五 「制御棒の最大反応度価値」とは、試験研究用等原子炉が臨界（臨界近傍を含む）にある場合において、制御棒を一本引き抜くことにより炉心に生ずる反応度価値の最大値をいう。

二十六 「反応度添加率」とは、試験研究用等原子炉の反応度を調整することにより炉心に添加される単位時間当たりの反

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

構造及び設備の基準に関する規則

応度の量をいう。

二十七 「原子炉停止系統」とは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために試験研究用等原子炉を停止する系統をいう。

二十八 「反応度制御系統」とは、通常運転時に反応度を調整する系統をいう。

二十九 「安全保護回路」とは、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を検知し、これらの事象が発生した場合において原子炉停止系統及び工学的安全施設を自動的に作動させる設備をいう。

三十 「安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設のうち、安全機能を有するものをいう。

三十一 「重要安全施設」とは、安全施設のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものをいう。

三十二 「工学的安全施設」とは、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による試験研究用等原子炉内の燃料体の著しい損傷又は炉心の著しい損傷により多量の放射性物質の放出のおそれがある場合に、これを抑制し、又は防止するための機能を有する安全施設をいう。

三十三 「一次冷却材」とは、炉心において発生した熱を試験研究用等原子炉から

直接に取り出すことを主たる目的とする流体をいう。

三十四 「一次冷却系統設備」とは、一次冷却材が循環する回路を構成する設備をいう。

三十五 「最終ヒートシンク」とは、試験研究用等原子炉施設において発生した熱を最終的に除去するために必要な熱の逃がし場をいう。

三十六 「冠水維持設備」とは、水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設において、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合に、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持するための機能を有する設備をいう。

三十七 「試験用燃料体」とは、燃料体の研究及び開発を行うことを目的とする燃料体をいう。

三十八 「カバールガス」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設において、ナトリウムの自由液面部分を覆うことを主たる目的とする不活性ガスをいう。

三十九 「原子炉カバーガス」とは、カバーガスのうち、一次冷却材に係るものをいう。

四十 「炉心冠水維持バウンダリ」とは、

水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設において、原子炉容器及びそれに接続する配管で構成され、燃料体を冠水状態に保持するための隔壁となる部分を含む。

四十一 「原子炉格納容器バウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉又はナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設のうち、原子炉格納容器において想定される事象が発生した場合において、圧力障壁及び放射性物質の放出の障壁となる部分を含む。

四十二 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設のうち、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、圧力障壁となる部分を含む。

四十三 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設において一次冷却材を内包するものであって、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において冷却材障壁を形成するもので、かつ、それが破壊することにより一次冷却材漏えい事故となる部分を含む。

四十四 「原子炉カバーガス等のバウンダリ」とは、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設の通常運転時

に原子炉カバーガス又は一次冷却材を内包する部分のうち、原子炉冷却材バウンダリを除いたものをいう。

第二章 試験研究用等原子炉施設

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

- 第三条 試験研究用等原子炉施設（水冷却型研究炉、ガス冷却型原子炉及びナトリウム冷却型高速炉に係るものを除く。以下この章において同じ。）は、次条第二項の規定により算定する地震力（試験研究用等原子炉施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。））にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができ、地盤に設けなければならない。
- 2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。
- (地震による損傷の防止)
- 第四条 試験研究用等原子炉施設は、地震力に十分耐えることができるものでなければならない。
- 2 前項の地震力は、地震の発生によつて生

ずるおそれがある試験研究用等原子炉施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力に對して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に對して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に對して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 安全施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 重要安全施設は、当該重要安全施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該重要安全施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力

を適切に考慮したものでなければならぬ。

3 安全施設は、工場等内又はその周辺において想定される試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならぬ。

（試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止）

第七条 工場等には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第十八条第六号において同じ。）を防止するための設備を設けなければならない。

（火災による損傷の防止）

第八条 試験研究用等原子炉施設は、火災により当該試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、必要に応じ、火災の発生を防止することができ、かつ、早期に火災発生を感知する設備及び消火を行う設備（以下「消火設備」という。）並びに

火災の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものでなければならない。

（溢水による損傷の防止等）

第九条 安全施設は、試験研究用等原子炉施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損によつて当該容器又は配管から放射性物質を含む液体があふれ出た場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいしないものでなければならない。

（誤操作の防止）

第十条 試験研究用等原子炉施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 安全施設は、容易に操作することができ、ものでなければならない。

（安全避難通路等）

第十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

- 1 その位置を明確かつ恒久的に表示する

ことにより容易に識別できる安全避難通路

2 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

3 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（安全施設）

第十二条 安全施設は、その安全機能の重要度に応じて、安全機能が確保されたものでなければならない。

2 安全機能を有する系統のうち、安全機能の重要度が特に高い安全機能を有するものは、当該系統を構成する機械又は器具の単一故障（単一の原因によつて一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと（従属要因による多重故障を含む。）をいう。以下同じ。）が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものでなければならない。

3 安全施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるものでなければならない。

4 安全施設は、その健全性及び能力を確認

するため、その安全機能の重要度に応じ、試験研究用等原子炉の運転中又は停止中に試験又は検査ができるものでなければならぬ。

5 安全施設は、蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全性を損なわないものでなければならぬ。

6 安全施設は、二以上の試験研究用等原子炉施設と共用し、又は相互に接続する場合には、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故の拡大の防止)

第十三条 試験研究用等原子炉施設は、次に掲げるものでなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化時において、設計基準事故に至ることなく、試験研究用等原子炉施設を通常運転時の状態に移行することができるものとする。

二 設計基準事故時において次に掲げるものであること。

イ 炉心の著しい損傷が発生するおそれがないものであり、かつ、炉心を十分に冷却できるものであること。

ロ 設計基準事故により当該設計基準事故以外の設計基準事故に至るおそれがある異常を生じないものであること。

ハ 試験研究用等原子炉施設が工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

第十四条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又は、試験研究用等原子炉の停止後の温度、水位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)を監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設けなければならない。

(炉心等)

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有するものでなければならぬ。ただし、臨界実験装置に係る試験研究用等原子炉施設であつて当該試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がないものは、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉施設は、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有する

ものでなければならない。

3 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料の許容設計限界を超えないものでなければならない。

4 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、試験研究用等原子炉を安全に停止できるものでなければならない。

5 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとする。

二 輸送中又は取扱中において、著しい変形を生じないものとする。

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時使用する燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」と総称する。)の取扱施設を設けなければならない。

一 燃料体等を取り扱う能力を有するもの

とすること。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。

三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。

四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。

五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設を設けなければならない。

一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。

イ 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものとする。

ロ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。

二 使用済燃料その他高放射線の燃料体の貯蔵施設にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、使用済燃料中の原子核分裂生成物の量が微量な場合その他の放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去のための設備を要しない場合については、この限りでない。

イ 使用済燃料その他高放射線の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。

ロ 貯蔵された使用済燃料その他高放射線の燃料体が崩壊熱により溶融しないものとする。

ハ 使用済燃料その他高放射線の燃料体の被覆材が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止できるものとする。

3 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を設けなければならない。

一 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものとする。

二 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものとする。

(計測制御系統施設)

第十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心及びこれに関連する系統の健全性

を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとする。

(安全保護回路)

第十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路を設けなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合において、その異常な状態を検知し、及び原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものとする。

二 設計基準事故が発生する場合において、その異常な状態を検知し、原子炉停止系統及び必要な工学的安全施設を自動的に作動させるものとする。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

構造及び設備の基準に関する規則

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り直しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものとする。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネル間において安全保護機能を失わないように独立性を確保するものとする。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が発生した場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものとする。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止することができるものとする。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共に用いる場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものとする。

(反応度制御系統)

第十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、反応度制御系統を設けなければならない。

一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（構造材料その他の実験のために使用されるものを含む。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものとする。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次に掲げるものであること。

イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものとする。

ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものとする。

(原子炉停止系統)

第二十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設けなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものとする。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行

することができ、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとする。

三 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとする。

2 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共に用いる場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉制御室等)

第二十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を

設けなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。

二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。

三 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

2 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉を停止させるために必要な機能を有する装置を設けなければならない。

(放射性廃棄物の廃棄施設)

第二十二條 工場等には、次に掲げるところにより、通常運転時において放射性廃棄物を廃棄する施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものとする。

二 液体状の放射性廃棄物の処理に係るも

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

のにあつては、放射性廃棄物を処理する施設から液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止し、及び工場等外へ液体状の放射性廃棄物が漏えいすることを防止できるものとする。

(保管廃棄施設)

第二十三條 工場等には、次に掲げるところにより、試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

一 放射性廃棄物が漏えいし難いものとする。

二 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を設けるものにあつては、放射性廃棄物による汚染が広がらないものとする。

(工場等周辺における直接ガンマ線等からの防護)

第二十四條 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならない。(放射線からの放射線業務従事者の防護)

構造及び設備の基準に関する規則

第二十五條 試験研究用等原子炉施設は、外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 放射線業務従事者が業務に従事する場所における放射線量を低減できるものとする。

二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。

2 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。

3 前項の放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設けなければならない。(監視設備)

第二十六條 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要

がある場所に表示できる設備を設けなければならない。

(原子炉格納施設)

第二十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を設けなければならない。

一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものとする。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものとする。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

(保安電源設備)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設は、重要安全施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該重要安全施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、非常用電源設備を設けなければならない。

3 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確

保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 外部電源を喪失した場合その他の非常の場合において工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備へ電気を供給するための発電設備が常時作動している場合

二 工学的安全施設及び設計基準事故に対処するための設備が、無停電電源装置に常時電氣的に接続されている場合

三 外部電源を喪失した場合であつて、次に掲げる全ての要件を満たす場合

イ 換気設備（非常用のものに限る。）を作動させる必要がないこと。

ロ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持することができること。

ハ 燃料体の崩壊熱を適切に除去することができること。

(実験設備等)

第二十九条 試験研究用等原子炉施設に設置

される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備をいう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものとする。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものとする。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものとする。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全上必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものとする。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所とすること。

(通信連絡設備等)

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生

した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保した通信回線を設けなければならない。

第三章 水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設

(外部電源を喪失した場合の対策設備等)

第三十一条 試験研究用等原子炉施設(水冷却型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ)には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、外部電源が喪失した場合において原子炉冷却系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する

蓄電池その他の非常用電源設備を設けなければならない。

(炉心等)

第三十二条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉固有の出力抑制特性を有することにも、試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 炉心は、通常運転時又は運転時の異常な過渡変化時に試験研究用等原子炉の運転に支障が生ずる場合において、原子炉冷却系統、原子炉停止系統、反応度制御系統、計測制御系統及び安全保護回路の機能と併せて機能することにより燃料の許容設計限界を超えないものでなければならない。

3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、試験研究用等原子炉を安全に停止し、かつ、停止後に炉心の冷却機能を維持できるものでなければならない。

4 燃料体は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 通常運転時における試験研究用等原子炉内の最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体に加わる負荷に耐えるものとすること。
- 二 輸送中又は取扱中において、著しい変

形を生じないものとする。

(一次冷却系統設備)

第三十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる場所により、一次冷却系統設備を設けなければならない。

- 一 破損し、一次冷却材の漏えいが発生しないものとする。
- 二 適切な冷却能力を有するものとする。
- 三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他の一次冷却材の流路が確保されないおそれがある事象が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとする。

四 一次冷却材喪失その他の設計基準事故時において、原子炉容器内の水位の過度の低下を防止し、当該容器内の設計水位を確保できるものとする。

五 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却系統設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとする。

(残留熱を除去することができる設備)

第三十四条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、試験研究用等原子炉を停止した場合において、燃料の許容設計限界を超えないようにするため、原子炉容器内において発生した崩壊熱その他

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

構造及び設備の基準に関する規則

の残留熱を除去することができる設備を設けなければならない。
(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

第三十五条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備を設けなければならない。

(計測制御系統施設)

第三十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心及び冠水維持設備並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二 原子炉格納施設及びこれに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がないと認められるものについては、この限りでない。

い。

三 前二号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

四 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとする。

(原子炉停止系統)

第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設けなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものとする。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化

時及び設計基準事故時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとする。

三 制御棒を用いる場合にあつては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとする。

2 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象(試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。)に対して炉心冠水維持バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起ささないものでなければならない。

3 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。

(原子炉制御室等)

第三十八条 試験研究用等原子炉施設には、

次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。

二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合に試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。

四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とすること。

2 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉を停止するための装置を設けなければならない。

3 前項の場合において、中出力炉又は高出

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

構造及び設備の基準に関する規則

力炉に係る試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉内の燃料体の崩壊熱を除去し、かつ、必要なパラメータを監視するための装置を設けなければならない。（監視設備）

第三十九条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するものに限る。）のうち常設のものには、前項の規定によるほか、非常用電源設備、無停電電源装置又はこれらと同等以上の機能を有する電源設備を設けなければならない。

2 周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設に属するものに限る。）のうち常設のものには、前項の規定によるほか、非常用電源設備、無停電電源装置又はこれらと同等以上の機能を有する電源設備を設けなければならない。

（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）

第四十条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。（準用）

第四十一条 第三条から第十三条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十二條から第二十五条まで及び第二十七条から第三十条までの規定は、水冷型研究炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

（外部電源を喪失した場合の対策設備等）

第四十二条 試験研究用等原子炉施設（ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。）には、必要に応じて、外部電源が喪失した場合において原子炉停止系統及び原子炉冷却系統に係る設備を動作させるために必要な発電設備その他の非常用電源設備を設けなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、必要に

じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備を設けなければならぬ。

(試験用燃料体)

第四十三条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。

一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。

二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。

三 放射性物質の漏えい量を抑制するため措置を講じたものであること。

四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

(燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設)

第四十四条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、通常運転時に使用する燃料体、試験用燃料体又は使用済燃料(以下この条において「燃料体等」と総称する。)の取扱施設を設けなければならぬ。

一 燃料体等を取り扱う能力を有するものとする。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。

三 崩壊熱により燃料体等が溶融しないものとする。

四 使用済燃料からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものとする。

五 燃料体等の取扱中における燃料体等の落下を防止できるものとする。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料体等の貯蔵施設を設けなければならぬ。

一 燃料体等の貯蔵施設は、次に掲げるものであること。

イ 燃料体等を貯蔵することができる容量を有するものとする。

ロ 燃料体等が臨界に達するおそれがないものとする。

二 使用済燃料その他高放射性の燃料体の貯蔵施設にあつては、前号に掲げるもののほか、次に掲げるものであること。ただし、使用済燃料中の原子核分裂生成物の量が微量な場合その他の放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去のための設備を要しない場合については、この限りでない。

イ 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力

を有するものとする。

ロ 貯蔵された使用済燃料その他高放射性の燃料体が崩壊熱により溶融しないものとする。

ハ 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆材が著しく腐食するおそれがある場合は、これを防止できるものとする。

二 放射線の遮蔽及び崩壊熱の除去に水を使用する場合にあつては、当該貯蔵施設内における冷却水の水位を測定でき、かつ、その異常を検知できるものとする。

3 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を設けなければならぬ。

一 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものとする。

二 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものとする。

(一次冷却系統設備)

第四十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、一次冷却系統設備を設けなければならぬ。

- 一 破損し、一次冷却材の漏えいが発生しないものとする。
 - 二 適切な冷却能力を有するものとする。
 - 三 原子炉圧力容器内部構造物の変形、破損その他の一次冷却材の流路が確保されないおそれがある事象が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとする。
- 2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器を設けなければならない。
- 一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとする。
 - 二 冷却材の流出を制限するため隔離装置を有するものとする。
 - 三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものとする。
 - 四 原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとする。

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(残留熱を除去することができる設備)

- 第四十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、試験研究用等原子炉停止時に原子炉圧力容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去することができる設備を設けなければならない。
- 一 燃料の許容設計限界を超えないようにするものとする。
 - 二 原子炉冷却材圧力バウンダリの健全性を維持するために監視することが必要なパラメータが設計値を超えないようにするものとする。
- (最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)
- 第四十七条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉圧力容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去するため、最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備を設けなければならない。
- (計測制御系統施設)
- 第四十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。
- 一 炉心、原子炉冷却材圧力バウンダリ及び原子炉格納容器バウンダリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータ

は、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

- 二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。
 - 三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたって監視及び記録できるものとする。
- (原子炉停止系統)
- 第四十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉停止系統を設けなければならない。
- 一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものとする。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。
 - イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があること。
 - ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れて

試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

いるとき。

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとする。

三 制御棒を用いる場合にあっては、反応度価値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとする。

2 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材圧力バウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉压力容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。

3 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができるものでなければならない。

(原子炉制御室等)

第五十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉制御室を設けなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。

二 試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するために必要な操作を手动により行うことができるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合に試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び原子炉制御室外の火災により発生する燃焼ガスに対する換気設備の隔離その他の適切に防護するための設備を設けること。

四 従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造とする。

2 試験研究用等原子炉施設には、火災その他の異常な事態により原子炉制御室が使用できない場合において、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉を停止させ、崩壊熱を除去し、及び必要なパラメータを監視する装置を設けなければならない。

(監視設備)

第五十一条 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じて通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該試験研究用等原子炉施設における放射性物質の濃度及び放射線量並びに周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備を設けなければならない。

2 周辺監視区域の境界付近における放射線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要な情報を原子炉制御室その他の当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備のうち常設のものには、前項の規定によるほか、非常用電源設備、無停電電源装置又はこれらと同等以上の機能を有する電源設備を設けなければならない。

(原子炉格納施設)

第五十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を設けなければならない。

一 通常運転時において、その内部を負圧

状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものとする。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものとする。

2 原子炉格納容器バウンダリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有し、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでなければならぬ。

3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を設けなければならぬ。ただし、計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。

4 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統の配管の損壊その他の一次冷却系統内の圧力が降下する設計基準事故時に生ずる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納容器の健全性を損なうおそれがある場合は、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を設けなければならぬ。

5 試験研究用等原子炉施設には、設計基準

試験研究の用に供する原子炉等の位置、

事故その他の原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、原子炉格納施設内の放射性物質の濃度を低下させる設備を設けなければならない。

第五十三条

試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならぬ。

(準用)

第五十四条 第三条から第十三条まで、第十八条、第十九条、第二十条から第二十五条まで、第二十八条から第三十条まで及び第三十二条の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。

第五章

ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設

(一次冷却系統設備)

第五十五条 試験研究用等原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)には、次に掲げるところにより、一

次冷却系統設備を設けなければならない。一 破損し、一次冷却材の漏えいが発生しないものとする。

二 適切な冷却能力を有するものとする。

三 原子炉容器内部構造物の変形、破損その他の一次冷却材の流路が確保されないおそれがある事象が発生した場合において、炉心の冷却機能を維持できるものとする。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器を設けなければならない。

一 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に生ずる衝撃、炉心の反応度の変化による荷重の増加、熱及び内圧によるクリープ歪み、膨張による熱応力その他の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものとし、かつ、ナトリウムにより腐食するおそれがないものとする。

二 原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても一次冷却材の液位を必要の高さに保持するものとする。

三 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生

構造及び設備の基準に関する規則

じないよう、十分な破壊じん性を有するものとする。

四 原子炉冷却材バウングリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置を有するものとする。

五 原子炉カバールガス等のバウングリからの原子炉カバールガスの漏えいを検出する装置を有するものとする。

3 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウングリ及び原子炉カバールガス等のバウングリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備を設けなければならない。

(残留熱を除去することができる設備)

第五十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げることにより、試験研究用等原子炉停止時に原子炉容器内において発生した崩壊熱その他の残留熱を除去することができる設備を設けなければならない。

一 燃料の許容設計限界を超えないようにするものとする。

二 原子炉冷却材バウングリの健全性を維持するために監視することが必要なパラメータが設計値を超えないようにするものとする。

(最終ヒートシンクへ熱を輸送することができる設備)

第五十七条 試験研究用等原子炉施設には、

原子炉容器内において発生した残留熱及び重要安全施設において発生した熱を除去することができ、最終ヒートシンクへ熱を輸送するものとする。

(計測制御系統施設)

第五十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げることにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 炉心、原子炉冷却材バウングリ、原子炉カバールガス等のバウングリ及び原子炉格納容器バウングリ並びにこれらに関連する系統の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二 前号のパラメータは、通常運転時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できるものとする。

(原子炉停止系統)

第五十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げることにより、原子炉停止系統を設けなければならない。

一 制御棒による二以上の独立した系統を有するものとする。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。

イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があるとき。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものとする。

三 反応度値の最も大きな制御棒一本が固着した場合においても前号の規定に適合するものとする。

2 制御棒の最大反応度値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウングリ及び原子炉カバールガス等のバウングリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支

持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壞を起こさないものでなければならぬ。

3 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならぬ。

(原子炉格納施設)

第六十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設を設けなければならない。

一 通常運転時において、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものとする。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質を低減するものとする。

2 原子炉格納容器パウングリを構成する設備は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬時的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有し、かつ、適切に作動する隔離機能と併せて所定の漏えい率を超えることがないものでな

ればならぬ。

3 原子炉格納容器を貫通する配管には、隔離弁を設けなければならない。ただし、事故の収束に必要な系統の配管に隔離弁を設けることにより安全性を損なうおそれがある場合及び計測装置又は制御棒駆動装置に関連する配管であつて、当該配管を通じての漏えい量が十分許容される程度に抑制されているものについては、この限りでない。

4 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故その他の原子炉格納容器から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがある場合は、原子炉格納施設内の放射性物質の濃度を低下させる設備を設けなければならない。
(準用)

第六十一条 第三条から第十三条まで、第十八条、第十九条、第二十条から第二十五条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条、第四十二条から第四十四条まで、第五十条、第五十一条及び第五十三条の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五

号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

○試験研究の用に供する

原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
(原子力規制委員会規則第二十二号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十七条第三項第三号の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

第一章	総則（第一条・第二条）
第二章	品質管理監督システム（第三条―第七条）
第三章	経営責任者の責任（第八条―第十九条）
第四章	資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
第五章	個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
第六章	監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）
附則	
第一章	総則（適用範囲）
第一条	この規則は、試験研究用等原子炉施設について適用する。
第二条	この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。
2	この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一	「品質管理監督システム」とは、試験研究用等原子炉設置者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」と

いう。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。
二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。
三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。
四 「照査」とは、設定された目標を達成する上で、の妥当性及び有効性を判定することをいう。
五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格Q 9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。
六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。
七 「妥当性確認」とは、試験研究用等原子炉施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

(品質管理監督システムに係る要求事項)

第三条 試験研究用等原子炉設置者は、この

規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容(当該プロセスにより達成される結果を含む。)を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四 プロセスの実施並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。

五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、

所要の措置を講ずること。

七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとする。

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえ、保安活動を促進すること。

3 試験研究用等原子炉設置者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、保安のため的重要性に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

7 試験研究用等原子炉設置者は、保安のため的重要性に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。

(品質管理監督システムの文書化)

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第四条 試験研究用等原子炉設置者は、前条

第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針表明書及び品質目標表明書

二 品質管理監督システムを規定する文書(以下「品質管理監督システム基準書」という。)

三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

四 この規則に規定する手順書及び記録(品質管理監督システム基準書)

第五条 試験研究用等原子炉設置者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

六 品質管理監督システムの範囲

七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報

八 各プロセスの相互の関係

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

(文書の管理)

第六条 試験研究用等原子炉設置者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。

一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。こ

の場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

(記録の管理)

第七条 試験研究用等原子炉設置者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性のある実施を裏証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任 (経営責任者の関与)

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければならない。

- 一 品質方針を定めること。
- 二 品質目標が定められているようにすること。
- 三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。

(原子力の安全の確保の重視)

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び試験研究用等原子炉施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。

(品質方針)

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。

- 一 品質保証の実施に係る試験研究用等原子炉設置者の意図に照らし適切なものであること。
- 二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。
- 三 品質目標を定め、照査するに当たつての枠組みとなるものであること。
- 四 職員に周知され、理解されていること。
- 五 妥当性を維持するために照査されていること。

ること。

六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。

(品質目標)

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。

(品質管理監督システムの計画の策定)

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するように実施に当たつての計画が策定されているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。

(責任及び権限)

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。

(管理責任者)

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することとその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

(プロセス責任者)

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるときもに、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の

実績に関する評価を行うこと。

四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

(内部情報伝達)

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。

(経営責任者照査)

第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)

第十八条 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。

一 照査の結果

二 試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見

三 プロセスの実施状況

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

四 試験研究用等原子炉施設の検査の結果
品質目標の達成状況

五 安全文化を醸成するための活動の実施
状況

六 関係法令の遵守状況

七 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況

八 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置

九 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

十 部門又は職員等からの改善のための提案

十一 経営責任者照査に係るプロセス出力情報

十二 試験研究用等原子炉設置者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。

一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三 品質管理監督システムの妥当性及び実

効性の維持を確保するために必要な資源

第四章 資源の管理監督 (資源の確保)

第二十条 試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。

第二十一条 試験研究用等原子炉設置者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。

一 適切な教育訓練を受けていること。

二 所要の技能及び経験を有していること。

(教育訓練等)

第二十二条 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。

二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。

三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。

四 前号の措置の実効性を評価すること。

五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の方途を認識しているようにすること。

六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。

(業務運営基盤)

第二十三条 試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。

(作業環境)

第二十四条 試験研究用等原子炉設置者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定 及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第二十五条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

一 品質管理監督システムの妥当性及び実

効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三 品質管理監督システムの妥当性及び実

い。

一 個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項に所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であつて、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であつて、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に固有のもの及び個別業務又は試験研究用等原子炉施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）

四 個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

（個別業務等要求事項の明確化）

第二十六条 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の外部の者が明示していないものの、個別業務又は試験研究用等原子炉施設に必要な要求事項であつて既知のもの

二 関係法令のうち、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に関するもの

三 その他試験研究用等原子炉設置者が明確にした要求事項

（個別業務等要求事項の照査）

第二十七条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務の実施又は試験研究用等原子炉施設の使用に当たつて、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

二 当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。

三 試験研究用等原子炉設置者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

これを管理しなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（試験研究用等原子炉施設の外部の者との情報の伝達）

第二十八条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

（設計開発計画）

第二十九条 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発（試験研究用等原子炉施設に必要な要求事項を考慮し、試験研究用等原子炉施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 設計開発の段階

二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

三 設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3 試験研究用等原子炉設置者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

（設計開発に係るプロセス入力情報）

第三十条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る試験研究用等原子炉施設に係る要求事項

二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

三 関係法令

四 その他設計開発に必須の要求事項

2 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発

に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならぬ。

（設計開発に係るプロセス出力情報）

第三十一条 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合すること。

二 調達、個別業務の実施及び試験研究用等原子炉施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三 適否決定基準を含むものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該試験研究用等原子炉施設の特性を規定しているものであること。

（設計開発照査）

第三十二条 試験研究用等原子炉設置者は、

設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査（以下「設計開発照査」という。）を実施しなければならない。

一 設計開発の結果が要求事項に適合することができかどうかについて評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

2 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発照査に、当該照査の対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の検証）

第三十三条 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従つて検証を実施しなければならない。

ばならない。この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む)を作成し、これを管理しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。

(設計開発の妥当性確認)

第三十四条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該試験研究用等原子炉施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という)を実施しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該試験研究用等原子炉施設の設置でなければ、当該試験研究用等原子炉施設の使用を開始

する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が試験研究用等原子炉施設に及ぼす影響の評価(当該試験研究用等原子炉施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む)を含むものとしなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録(当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む)を作成し、これを管理しなければならない。

(調達プロセス)

第三十六条 試験研究用等原子炉設置者は、外部から調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という)が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という)に適合するようしなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は試験研究用等原子炉施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、第三項の評価の結果に係る記録(当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む)を作成し、これを管理しなければならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の試験研究用等原子炉設置者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。

（調達物品等要求事項）

第三十七条 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

- 一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
 - 二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項
 - 三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項
 - 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - 五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
 - 六 その他調達物品等に関する必要な事項
- 2 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。
- 3 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品

等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。

（調達物品等の検証）

第三十八条 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。

（個別業務の管理）

第三十九条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務を、次に掲げる管理条件（個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。）の下で実施しなければならない。

- 一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
- 二 手順書が利用できる体制にあること。
- 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

四 監視測定のための設備が利用できる体制があり、かつ、当該設備を使用していること。

五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。

六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

（個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認）

第四十条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができる場合（個別業務が実施された後のみ不具合が明らかになる場合を含む。）においては、妥当性確認を行わなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを、妥当性確認によって実証しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準

二 設備の承認及び職員の適格性の確認

三 方法及び手順

四 第七条に規定する記録に係る要求事項

五 再妥当性確認(個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。)

(識別)

第四十一条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び試験研究用等原子炉施設を識別しなければならない。

(追跡可能性の確保)

第四十二条 試験研究用等原子炉設置者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は試験研究用等原子炉施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の外部の者の物品)

第四十三条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じて、当該物品に関する記録を作成し、これ

を管理しなければならない。

(調達物品の保持)

第四十四条 試験研究用等原子炉設置者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。

(監視測定のための設備の管理)

第四十五条 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準(当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。)まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされている

こと。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4 試験研究用等原子炉設置者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は試験研究用等原子炉施設について、適切な措置を講じなければならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じて再確認を行わなければならない。

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第六章 監視測定、分析及び改善

(監視測定、分析及び改善)

第四十六条 試験研究用等原子炉設置者は、

次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。))及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。

一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

(試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見)

第四十七条 試験研究用等原子炉設置者は、

品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する試験研究用等原子炉施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

(内部監査)

第四十八条 試験研究用等原子炉設置者は、

品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評

価を行う部門又は試験研究用等原子炉施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

二 実効性のある実施及び維持がなされていること。

2 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査を行う職員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で

定めなければならない。

7 試験研究用等原子炉設置者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

(プロセスの監視測定)

第四十九条 試験研究用等原子炉設置者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

(試験研究用等原子炉施設に対する検査試験)

第五十条 試験研究用等原子炉設置者は、試験研究用等原子炉施設が要求事項に適合していることを検証するために、試験研究用

等原子炉施設に対して検査試験を行わなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4 試験研究用等原子炉設置者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6 試験研究用等原子炉設置者は、個別業務及び試験研究用等原子炉施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。
(不適合の管理)

第五十一条 試験研究用等原子炉設置者は、要求事項に適合しない個別業務又は試験研究用等原子炉施設が放置されることを防ぐ

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

よう、当該個別業務又は試験研究用等原子炉施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げの方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、試験研究用等原子炉施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 試験研究用等原子炉設置者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 試験研究用等原子炉設置者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正

後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

(データの分析)

第五十二条 試験研究用等原子炉設置者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する試験研究用等原子炉施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性
三 プロセス、試験研究用等原子炉施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）
四 調達物品等の供給者の供給能力
(改善)

第五十三条 試験研究用等原子炉設置者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及

試験研究の用に供する原子炉等に係る試験研究用等原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

(是正処置)

第五十四条 試験研究用等原子炉設置者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析(以下「根本原因分析」という。)を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

- 一 不適合の照査
- 二 不適合の原因の明確化
- 三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価
- 四 所要の是正処置(文書の更新を含む。)の明確化及び実施
- 五 是正処置に関し調査を行った場合においてはその結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録
- 六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

(予防処置)

第五十五条 試験研究用等原子炉設置者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの試験研究用等原子炉施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2 試験研究用等原子炉設置者は、次に掲げる要求事項(根本原因分析に係る要求事項を含む。)を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

- 一 起こり得る不適合及びその原因の明確化
- 二 予防処置の必要性の評価
- 三 所要の予防処置の明確化及び実施
- 四 予防処置に関し調査を行った場合においてはその結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録
- 五 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。

○試験研究の用に供する 原子炉等の性能に係る 技術基準に関する規則

(平成二十五年十一月六日)
(原子力規制委員会規則第二十三号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第二十八条の三の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則(第一条―第十五条)
- 第二章 試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設(第十六条―第三十九条)
- 第三章 研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設(第四十条―第四十八条)
- 第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設(第四十九条―第五十四条)
- 第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設(第五十五条)

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

附則 条―第六十四条)

第一章 総則

(適用範囲)

第一条 この規則は、次に掲げる原子炉及びその附属施設について適用する。

- 一 試験研究の用に供する試験研究用等原子炉(船舶に設置するものを除く。)
- 二 船舶に設置する軽水減速加圧軽水冷却型原子炉(減速材及び冷却材として加圧軽水を使用する原子炉であつて蒸気発生器が構造上原子炉压力容器の外部にあるものをいう。)であつて研究開発段階にある試験研究用等原子炉

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「放射線」とは、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(昭和三十二年総理府令第八十三号。以下この条において「試験炉規則」という。)第一条の二第二項第一号に規定する放射線をいう。

二 「管理区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第四号に規定する管理区域をいう。

三 「放射性廃棄物」とは、試験炉規則第一条の二第二項第二号に規定する放射性廃棄物をいう。

四 「周辺監視区域」とは、試験炉規則第一条の二第二項第六号に規定する周辺監視区域をいう。

五 「試験研究用原子炉」とは、前条第一号に規定する試験研究用等原子炉(第九号及び第十号に規定するものを除く。)をいう。

六 「研究開発段階原子炉」とは、前条第二号に規定する試験研究用等原子炉をいう。

七 「中出力炉」とは、試験研究の用に供する原子炉等の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十一号。以下「試験炉許可基準規則」という。)第二条第二項第八号に規定する中出力炉をいう。

八 「高出力炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第九号に規定する高出力炉をいう。

九 「ガス冷却型原子炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十号に規定するガス冷却型原子炉をいう。

- 十 「ナトリウム冷却型高速炉」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十一号に規定するナトリウム冷却型高速炉をいう。
- 十一 「安全機能」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十二号に規定する安全機能をいう。
- 十二 「安全機能の重要度」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十三号に規定する安全機能の重要度をいう。
- 十三 「通常運転」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十四号に規定する通常運転をいう。
- 十四 「運転時の異常な過渡変化」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十五号に規定する運転時の異常な過渡変化をいう。
- 十五 「設計基準事故」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十六号に規定する設計基準事故をいう。
- 十六 「多重性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十七号に規定する多重性をいう。
- 十七 「多様性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十八号に規定する多様性をいう。
- 十八 「独立性」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第十九号に規定する独立性をいう。
- 十九 「燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十号に規定する燃料体をいう。
- 二十 「燃料材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十一号に規定する燃料材をいう。
- 二十一 「燃料の許容設計限界」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十三号に規定する燃料の許容設計限界をいう。
- 二十二 「反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十四号に規定する反応度価値をいう。
- 二十三 「制御棒の最大反応度価値」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十五号に規定する制御棒の最大反応度価値をいう。
- 二十四 「反応度添加率」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十六号に規定する反応度添加率をいう。
- 二十五 「原子炉停止系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十七号に規定する原子炉停止系統をいう。
- 二十六 「反応度制御系統」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十八号に規定する反応度制御系統をいう。
- 二十七 「安全保護回路」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第二十九号に規定する安全保護回路をいう。
- 二十八 「安全設備」とは、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される環境条件において、その損壊又は故障その他の異常により公衆に放射線障害を及ぼすおそれを直接又は間接に生じさせる設備であつて次に掲げるものをいう。
- イ 一次冷却系統設備その他の運転時において試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備（原子炉容器を除く。）
- ロ 非常用冷却設備（非常用炉心冷却設備を含む。以下同じ。）、安全保護回路、非常用電源設備その他の試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な設備及びこれらの附属設備
- ハ 原子炉格納容器及びその附属設備
- ニ 二十九 「一次冷却材」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十三号に規定する一次冷却材をいう。
- 三 三十 「一次冷却系統設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十四号に規定する一次冷却系統設備をいう。
- 三十一 「最終ヒートシンク」とは、試験

炉許可基準規則第二条第二項第三十五号に規定する最終ヒートシンクをいう。

三十二 「冠水維持設備」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十六号に規定する冠水維持設備をいう。

三十三 「試験用燃料体」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十七号に規定する試験用燃料体をいう。

三十四 「カバークラス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十八号に規定するカバークラスをいう。

三十五 「原子炉カバークラス」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第三十九号に規定する原子炉カバークラスをいう。

三十六 「炉心冠水維持バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十号に規定する炉心冠水維持バウンダリをいう。

三十七 「原子炉冷却材圧力バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十二号に規定する原子炉冷却材圧力バウンダリをいう。

三十八 「原子炉冷却材バウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第二項第四十三号に規定する原子炉冷却材バウンダリをいう。

三十九 「原子炉カバークラス等のバウンダリ」とは、試験炉許可基準規則第二条第

二項第四十四号に規定する原子炉カバークラス等のバウンダリをいう。

(特殊な方法による施設)

第三条 特別の理由により試験研究の用に供する原子炉等の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十一号)第三条第一項の規定に基づき原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第二十八条の三の技術上の基準とする。

(試験研究用等原子炉施設の機能)

第四条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において試験研究用等原子炉の反応度を安全かつ安定的に制御でき、かつ、運転時の異常な過渡変化時においても試験研究用等原子炉固有の出力抑制特性を有するとともに、当該試験研究用等原子炉の反応度を制御することにより核分裂の連鎖反応を制御できる能力を有するものでなければならない。

2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設は、波浪により生じる動揺、傾斜その他の要因により機能が損なわれないことがないものでなければならない。

(機能の確認等)

第五条 試験研究用等原子炉施設は、原子炉容器その他の試験研究用等原子炉の安全を

確保する上で必要な設備の機能の確認をするための試験又は検査及びこれらの機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならない。

(試験研究用等原子炉施設の地盤)

第六条 試験研究用等原子炉施設(船舶に施設するものを除く。第七条、第八条及び第九条第一項において同じ。)は、試験炉許可基準規則第三条第一項の地震力が作用した場合においても当該試験研究用等原子炉施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第七条 試験研究用等原子炉施設は、これに作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 耐震重要施設(試験炉許可基準規則第三条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。)は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によつて作用する地震力(試験炉許可基準規則第四条第三項に規定する地震力をいう。)に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 耐震重要施設は、試験炉許可基準規則第 4 条第三項の地震により生じる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第八条 試験研究用等原子炉施設は、その供用中に当該試験研究用等原子炉施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波(試験炉許可基準規則第五条に規定する津波をいう。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第九条 試験研究用等原子炉施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により試験研究用等原子炉施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その

他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器に近接する船体の部分は、衝突、座礁その他の要因による原子炉格納容器の機能の喪失を防止できる構造でなければならぬ。

4 試験研究用等原子炉施設は、航空機の墜落により試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入等の防止)

第十条 試験研究用等原子炉を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)には、試験研究用等原子炉施設への人の不法な侵入、試験研究用等原子炉施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第三十条第六号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。(材料、構造等)

第十一条 試験研究用等原子炉施設に属する容器、管、弁及びポンプ(以下「機器」という。)並びにこれらを支持する構造物並びに炉心支持構造物(以下この項において「機器等」という。)の材料及び構造は、その安全機能の重要度に応じ、当該機器等がその設計上要求される強度が確保されたものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設には、その安全機能の重要度に応じ、機器に作用する圧力の過度の上昇を適切に防止する性能を有する逃がし弁、安全弁、破壊板又は真空破壊弁(第十五条において「逃がし弁等」という。)が必要な箇所に設けられていなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設に属する機器は、その安全機能の重要度に応じ、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないものでなければならぬ。

4 試験研究用等原子炉施設に属する容器であつて、その材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがあるものの内部は、監視試験片を備えたものでなければならぬ。(遮蔽等)

第十二条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において当該試験研究用等原子炉施

設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による工場等周辺の空間線量率が十分に低減できるものでなければならぬ。

2 工場等（原子力船を含む。）内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより遮蔽設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有するものであること。

二 開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するため必要がある場合は、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられていること。

三 自重、熱応力その他の荷重に耐えるものであること。

(換気設備)

第十三条 試験研究用等原子炉施設内の放射性物質により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

二 放射性物質により汚染された空気が漏えいし難い構造であり、かつ、逆流する

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

おそれがない構造であること。

三 過装置を有する場合にあつては、ろ過装置の放射性物質による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、放射性物質により汚染された空気を吸入し難いように設置されたものであること。

(逆止め弁)

第十四条 放射性物質を含む一次冷却材その他の流体を内包する容器若しくは管又は放射性廃棄物を廃棄する設備（排気筒並びに第十三条及び第三十四条に規定するものを除く。）へ放射性物質を含まない流体を導く管には、逆止め弁が設けられていなければならない。ただし、放射性物質を含む流体が放射性物質を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない場合は、この限りでない。

(放射性物質による汚染の防止)

第十五条 試験研究用等原子炉施設は、通常運転時において機器から放射性物質を含む流体が漏えいする場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設は、逃がし弁等から排出される流体が放射性物質を含む場合において、これを安全に廃棄し得るよう

に設置されたものでなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて、放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。以下この項において同じ。）の上に、当該施設の放射性物質により汚染するおそれがある管理区域内の床面がないものでなければならない。ただし、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）以外の施設であつて当該施設の放射性物質により汚染するおそれがない場合並びに当該排水路に放射性物質を含む排水を安全に廃棄する設備及び第三十五条第二号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

4 試験研究用等原子炉施設のうち、人が頻繁に出入りする建物又は船舶の内部の壁、床その他の部分であつて、放射性物質により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性物質による汚染を除去しやすいためではない。

第二章

試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(安全設備)

第十六条 安全設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、二以上の原子力施設において共用し、又は相互に接続するものであってはならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

二 第二条第二項第二十八号ロに掲げる安全設備は、当該安全設備を構成する機械又は器具の単一故障(試験炉許可基準規則第十二条第二項に規定する単一故障をいう。以下同じ。)が発生した場合であつて、外部電源が利用できない場合においても機能できるよう、当該系統を構成する機械又は器具の機能、構造及び動作原理を考慮して、多重性又は多様性を確保し、及び独立性を確保するものであること。ただし、原子炉格納容器その他多重性、多様性及び独立性を有することなく試験研究用等原子炉(試験研究用原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)の安全を確保する機能を維持し得る設備にあつては、この限りでない。

三 安全設備は、設計基準事故時及び当該事故に至るまでの間に想定される全ての

環境条件において、その機能を発揮することができるとものであること。

四 火災により損傷を受けるおそれがある場合においては、次に掲げるところによること。

イ 火災の発生を防止するために可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用すること。

ロ 必要に応じて火災の発生を感知する設備及び消火を行う設備が設けられていること。

ハ 火災の影響を軽減するため、必要に応じて、防火壁の設置その他の適切な防火措置を講ずること。

五 前号ロの消火を行う設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても試験研究用等原子炉を安全に停止させるための機能を損なわないものであること。

六 蒸気タービン、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により損傷を受け、試験研究用等原子炉施設の安全性を損なうおそれがある場合には、防護施設の設置その他の適切な損傷防止措置が講じられていること。

(溢水による損傷の防止)

第十七条 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内における溢水の

発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設は、当該試験研究用等原子炉施設内の放射性物質を含む液体を内包する容器又は配管の破損により当該容器又は配管から放射性物質を含む液体がふれ出るおそれがある場合において、当該液体が管理区域外へ漏えいすることを防止するために必要な措置が講じられたものでなければならぬ。

(安全避難通路等)

第十八条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源

(炉心等)

第十九条 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最

も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

2 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えられるものでなければならぬ。

3 燃料体、減速材及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。

(熱遮蔽材)

第二十条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合において、これを防止するため、次に掲げるところにより熱遮蔽材が設けられていなければならない。

一 熱応力による変形により試験研究用等原子炉の安全に支障を及ぼすおそれがないこと。

二 冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないこと。

(核燃料物質取扱設備)

第二十一条 核燃料物質取扱設備は、次に掲

げるところにより設置されていなければならない。

一 通常運転時において取り扱う必要がある燃料体又は使用済燃料(以下この条及び次条において「燃料体等」と総称する。)を取り扱う能力を有するものであること。

二 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

三 燃料体等の崩壊熱を安全に除去することにより燃料体等が溶融しないものであること。

四 取扱中に燃料体等が破損するおそれがないものであること。

五 燃料体等を封入する容器は、取扱中における衝撃及び熱に耐え、かつ、容易に破損しないものであること。

六 前号の容器は、燃料体等を封入した場合に、その表面及び表面から一メートルの距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないものであること。ただし、管理区域内においてのみ使用されるものについては、この限りでない。

七 燃料体等の取扱中に燃料体等を取り扱うための動力の供給が停止した場合に、燃料体等を保持する構造を有する機器により燃料体等の落下を防止できること。

八 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

(核燃料物質貯蔵設備)

第二十二条 核燃料物質貯蔵設備は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 燃料体等が臨界に達するおそれがないこと。

二 燃料体等を貯蔵することができる容量を有すること。

三 次に掲げるところにより燃料取扱場所の放射線量及び温度を測定できる設備を備えるものであること。

イ 燃料取扱場所の放射線量の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

ロ 崩壊熱を除去する機能の喪失を検知する必要がある場合には、燃料取扱場所の温度の異常を検知し、及び警報を発することができるものであること。

2

使用済燃料その他高放射性の燃料体を貯蔵する核燃料物質貯蔵設備は、前項に定めるところによるほか、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 使用済燃料その他高放射性の燃料体の被覆が著しく腐食することを防止し得るものであること。

二 使用済燃料その他高放射性の燃料体からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものであること。

三 使用済燃料その他高放射性の燃料体の崩壊熱を安全に除去し得るものであること。

四 使用済燃料その他高放射性の燃料体を液体中で貯蔵する場合は、前号に掲げるところによるほか、次に掲げるところによること。

イ 液体があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

ロ 液位を測定でき、かつ、液体の漏えいその他の異常を適切に検知し得るものであること。

(二次冷却材)

第二十三条 一次冷却材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

(一次冷却材の排出)

第二十四条 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含む一次冷却材(次条第一項第四号の設備から排出される放射性物質を含む流体を含む)を通常運転時において系統外に排出する場合において、これを安全に廃棄し得るように設置されたものでなければならない。

(冷却設備等)

第二十五条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材その他の流体を循環させる設備

二 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉にあつては、運転時における原子炉容器内の液位を自動的に調整する設備

三 密閉容器型原子炉(燃料体及び一次冷却材が容器(原子炉格納施設を除く。))内に密閉されている試験研究用等原子炉をいう。)にあつては、原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安

全に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容器内において発生した熱を除去できる非常冷却設備

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却システム設備からの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

(液位の保持等)

第二十六条 液体の一次冷却材を用いる試験研究用等原子炉施設にあつては、一次冷却材の流出を伴う異常が発生した場合において原子炉容器内の液位の過度の低下を防止し、炉心全体を冷却材中に保持する機能を有する設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の当該設備に加

わる負荷に耐えるものでなければならぬ。

2 試験研究用等原子炉施設のうち、冠水維持設備を設けるものにあつては、前項に掲げるもののほか、原子炉容器内の設計水位を確保できるものでなければならぬ。

(計装)

第二十七条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒（固体の制御材をいう。以下同じ。）の位置

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内における温度、圧力、流量及び液位

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要な試験研究用等原子炉の停止後の温度、液位その他の試験研究用等原子炉施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を、設計基準事

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備が設けられていなければならない。

(警報装置)

第二十八条 試験研究用等原子炉施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により試験研究用等原子炉の安全を著しく損なうおそれが生じたとき、第三十五条第一号の放射性物質の濃度若しくは同条第三号の線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備から液体状の放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する装置が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十九条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において当該試験研究用等原子炉施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多重性又は多様性を確保しない通信回線が設けられていなければならない。

(安全保護回路)

第三十条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより安全保護回路が設けられていなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化が発生する場合又は地震の発生により試験研究用等原子炉の運転に支障が生じる場合において、原子炉停止系統その他系統と併せて機能することにより、燃料の許容設計限界を超えないようにできるものであること。

二 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常により多量の放射性物質が漏えいする可能性が生じる場合において、これを抑制又は防止するための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものであること。

三 安全保護回路を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性又は多様性を確保するものであること。

四 安全保護回路を構成するチャンネルは、それぞれ互いに分離し、それぞれのチャンネルにおいて安全保護機能を失わないように独立性を確保するものであること。

五 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、試験研究用等原子炉施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、試験研究用等原子炉施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

六 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置が講じられているものであること。

七 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合において、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系統施設から機能的に分離されたものであること。

八 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で必要な場合には、運転条件に応じてその作動設定値を変更できるものであること。

第三十一条 試験研究用等原子炉施設

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)
通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないよう反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならぬ。

一 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物（構造材料その他の実験のために使用される他のものをいう。以下同じ。）の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。

二 制御棒を用いる場合にあつては、次のとおりとすること。
イ 炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。
ロ 当該制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、当該系統が制御棒のみから構成される場合であつて、次に掲げるときは、この限りでない。
イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があること。

ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。

二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。
一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。

二 制御材を駆動するための動力の供給が

停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象（試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入される事象をいう。以下同じ。）に対して炉心冠水維持パウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心又は炉心支持構造物の損壊を起こさないものでなければならぬ。

6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならぬ。

（原子炉制御室等）

第三十二条 試験研究用等原子炉施設には、原子炉制御室が設けられていなければならない。

2 原子炉制御室は、試験研究用等原子炉の運転状態を表示する装置、試験研究用等原子炉の安全を確保するための設備を操作す

る装置、異常を表示する警報装置その他の試験研究用等原子炉の安全を確保するための主要な装置が集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるよう設置されていなければならない。

3 原子炉制御室は、従事者が、設計基準事故時に、容易に避難できる構造でなければならない。

4 原子炉制御室及びこれに連絡する通路は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、試験研究用等原子炉の運転の停止その他の試験研究用等原子炉施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく原子炉制御室に入り、かつ、一定期間とどまることができるように、遮蔽設備の設置その他の適切な放射線防護措置が講じられたものでなければならない。

5 試験研究用等原子炉施設は、火災その他の要因により原子炉制御室が使用できない場合に、原子炉制御室以外の場所から試験研究用等原子炉の運転を停止し、かつ、安全な状態に維持することができる設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

（廃棄物処理設備）

第三十三条

工場等には、次に掲げるところにより放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）が設けられていなければならない。

一 周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める濃度限度を超えないように試験研究用等原子炉施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

五 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ

過装置の放射性物質による汚染の除去又は過装置の取替えが容易な構造であること。

六 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

七 固体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、放射性廃棄物を廃棄する過程において放射性物質が散逸し難いものであること。

2 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備（液体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。以下この項において同じ。）が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところにより設置されていなければならない。

一 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。

二 施設内部の床面は、床面の傾斜又は床面に設けられた溝の傾斜により液体状の放射性廃棄物がその受け口に導かれる構造であり、かつ、液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備の周辺部には、液体状の放射性廃棄物の漏えいの拡大を防止するための堰が設けられていること。

三 施設外に通じる出入口又はその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設けられていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

第三十四条（保管廃棄設備）

第三十四条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 通常運転時に発生する放射性廃棄物を保管廃棄する容量を有すること。

二 放射性廃棄物が漏えいし難い構造であること。

三 崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱に耐え、かつ、放射性廃棄物に含まれる化学薬品の影響その他の要因により著しく腐食するおそれがないこと。

2 固体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置される施設は、放射性廃棄物による汚染が広がらないように設置されていなければならない。

3 前条第二項の規定は、流体状の放射性廃棄物を保管廃棄する設備が設置されている施設について準用する。
（放射線管理施設）

第三十五条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもつて代えることができる。

一 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

二 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

三 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量及び空气中の放射性物質の濃度
（原子炉格納施設）

第三十六条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより、原子炉格納施設が設けられていなければならない。

一 通常運転時に、その内部を負圧状態に維持し得るものであり、かつ、所定の漏えい率を超えることがないものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

二 設計基準事故時において、公衆に放射線障害を及ぼさないようにするため、原子炉格納施設から放出される放射性物質

を低減するものであること。ただし、公衆に放射線障害を及ぼすおそれがない場合にあつては、この限りでない。

(保安電源設備)

第三十七条 試験研究用等原子炉施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。ただし、試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない場合にあつては、この限りでない。

2 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備は、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備に接続されているものでなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設には、必要に応じ、全交流動力電源喪失時に試験研究用等原子炉を安全に停止し、又はパラメータを監視する設備の動作に必要な容量を有する蓄電池その他の非常用電源設備が設けられていなければならない。

(実験設備等)

第三十八条 試験研究用等原子炉施設に設置される実験設備（試験研究用等原子炉を利用して材料試験その他の実験を行う設備を

いう。）及び利用設備（試験研究用等原子炉を利用して分析、放射性同位元素の製造、医療その他の行為を行うための設備をいう。）（以下「実験設備等」と総称する。）は、次に掲げるものでなければならない。

一 実験設備等の損傷その他の実験設備等の異常が発生した場合においても、試験研究用等原子炉の安全性を損なうおそれがないものであること。

二 実験物の移動又は状態の変化が生じた場合においても、運転中の試験研究用等原子炉に反応度が異常に投入されないものであること。

三 放射線又は放射性物質の著しい漏えいのおそれがないものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の健全性を確保するために実験設備等の動作状況、異常の発生状況、周辺の環境の状況その他の試験研究用等原子炉の安全に必要なパラメータを原子炉制御室に表示できるものであること。

五 実験設備等が設置されている場所は、原子炉制御室と相互に連絡することができる場所であること。

（多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止）

第三十九条 中出力炉又は高出力炉に係る試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計

基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

第三章

研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(冷却設備等)

第四十条 試験研究用等原子炉施設（研究開発段階原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。）には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備

二 運転時において一次冷却材が減少した場合に、これを自動的に補給する設備

三 原子炉容器内の圧力を自動的に調整する設備

四 一次冷却材に含まれる放射性物質及び不純物の濃度を試験研究用等原子炉の安全を確保する上で支障を及ぼさない値以下に保つ設備

2 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

前項の設備は、冷却材の循環、沸騰その

他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。

(非常用炉心冷却設備)

第四十一条 試験研究用等原子炉施設には、一次冷却系統設備がその機能を喪失した場合に原子炉容器内において発生した熱を除去する非常用炉心冷却設備が設けられていなければならない。

2 非常用炉心冷却設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において、燃料材の溶融及び燃料体の著しい破損を防止し得るものであり、かつ、被覆材と冷却材との反応により著しく多量の水素を生じることがないものでなければならない。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第四十二条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常による衝撃、反応度の変化その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

(蒸気タービン)

第四十三条 蒸気タービン及びその附属設備は、その損壊又は故障その他の異常により試験研究用等原子炉施設の安全を損なうこ

とがないものでなければならない。

(計装)

第四十四条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度

二 炉周期

三 制御棒の位置及び液体の制御材を使用する場合にあつては、その濃度

四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度、圧力及び流量

ハ 原子炉容器(加圧器がある場合は加圧器)内又は蒸気ドラム内における水

位

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質の濃度

ロ 蒸気発生器の出口における温度、圧力及び流量

ハ 蒸気発生器内における水位

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第四十五条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界

を超えることがないように反応度を制御できよう、反応度制御系統が設けられていなければならない。

2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられていなければならない。

一 制御棒その他の反応度を制御する設備による二以上の独立した系統を有するものであること。

二 通常運転時の高温状態において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、高温状態において未臨界を維持できるものであること。

三 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、非常用炉心冷却設備と併せて又は単独で、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができ、かつ、少な

くとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。

五 制御棒を用いる場合にあつては、一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。

3 制御材は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

4 制御材を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。

一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御材を駆動し得るものであること。

二 制御材を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御材が反応度を増加させる方向に動かないものであること。

三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊することがないものであること。

四 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、当該船舶が沈没した場合においても、制御棒を挿入した状態で保持できるものであること。

(原子炉格納施設)

第四十六條 原子炉格納施設は、第五十二條

第一項第一号から第三号までに定めるところによるほか、次に掲げるところにより設

置されていなければならない。

一 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度の上昇により原子炉格納施設の安全に支障が生じることを防止するため、原子炉格納容器内において発生した熱を除去する設備(以下「格納容器熱除去設備」という。)が設けられていること。

二 格納容器熱除去設備は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる原子炉格納容器内の圧力及び温度につき想定される最も厳しい条件の下においても機能が損なわれないものであること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる水素及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合は、当該水素及び酸素の濃度を低下させる設備が設けられていること。

2 試験研究用等原子炉を船舶に設置する場合にあつては、原子炉格納容器には、船舶が沈没した場合に水圧により当該容器が損壊することを防止するための圧力平衡装置が設けられていなければならない。

(保安電源設備)

第四十七條 試験研究用等原子炉施設(船舶

に施設するものを除く。)には、外部電源系統及び当該試験研究用等原子炉施設において常時使用されていたる発電設備からの電気の供給が停止した場合において、試験研究用等原子炉施設の安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

2 船舶に施設する試験研究用等原子炉施設には、主電源からの電気の供給が停止した場合において安全を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

3 試験研究用等原子炉の安全を確保する上で特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

(準用)

第四十八條 第十六條から第二十四条まで、

第二十八條から第三十條まで、第三十二條

(第五項ただし書を除く)、第三十三條から

第三十五條まで及び第五十二條第二項から

第五項までの規定は、研究開発段階原子炉

に係る試験研究用等原子炉施設について

準用する。この場合において、第十九條第

試験研究の用に供する原子炉等の性能に係る技術基準に関する規則

三項及び第二十条第二号中「循環」とあるのは「循環、沸騰」と、第二十四条中「次条第一項第四号」とあるのは「第四十条第一項第四号」と、第三十五条中「工場等」とあるのは「工場等（原子力船を含む。）」と、第五十二条第五項中「原子炉格納施設」とあるのは「非常用炉心冷却設備に係る管、原子炉格納施設」と、「おそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管」とあるのは「おそれがある管」と読み替えるものとする。

第四章 ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設

(試験用燃料体)
第四十九条 試験用燃料体は、次に掲げるものでなければならぬ。

- 一 試験計画の範囲内において、試験用燃料体の健全性を維持できない場合においても、燃料体の性状又は性能に悪影響を与えないものであること。
- 二 設計基準事故時において、試験用燃料体が破損した場合においても、試験研究用等原子炉を安全に停止するために必要な機能及び炉心の冷却機能を損なうおそれがないものであること。
- 三 放射性物質の漏えい量を抑制するため措置が講じられているものであること。

と。

四 輸送中又は取扱中において、著しい変形が生じないものであること。

(原子炉冷却材圧力バウンダリ)

第五十条 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設（ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。）の損壊又は故障に伴う衝撃、反応度の変化その他の要因による荷重の増加その他の原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材圧力バウンダリには、原子炉冷却材の流出を制限するため隔離装置が設けられていなければならない。

3 原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するものでなければならない。

4 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材圧力バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

(計装)

第五十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられ

ていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

一 熱出力及び炉心における中性子束密度
二 炉周期
三 制御棒の位置

四 一次冷却材に関する次の事項
イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器内の入口及び出口における温度、圧力及び流量
五 二次冷却材に関する次の事項
イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口及び出口における温度並びに入口における圧力及び流量

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備が設けられていなければならない。

(原子炉格納施設)

第五十二条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が

設けられなければならない。

一 原子炉格納施設の内側における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。

二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。

四 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に生じる可燃性ガス及び酸素により原子炉格納施設の安全に支障が生じるおそれがある場合において、当該可燃性ガス及び酸素の濃度を低下させる設備を設けていること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならない。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、当該貫通箇所の内側及び外側の当該貫通箇所近接した箇所にそれぞれ一個の閉鎖隔離弁

(ロック装置が付されているものに限る。)又は自動隔離弁(隔離機能がない逆止め弁を除く。)(以下この条及び第六十三条において「隔離弁」と総称する。)を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所近接した箇所に二個の隔離弁を設けなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの(一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。)及び試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に構造上内部に液体が滞留することにより原子炉格納容器内の放射性物質が外部へ漏えいするおそれがないものには、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所他方の側の当該貫

通箇所近接した箇所に一個の隔離弁を設けなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じるおそれがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第五十三条 試験研究用等原子炉施設は、発生頻度が設計基準事故より低い事故であつて、当該施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

(準用)

第五十四条 第十六条から第二十五条まで、第二十八条から第三十五条まで、第三十七条(第一項ただし書きを除く。)及び第三十八条の規定は、ガス冷却型原子炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合においては、第二十一条中「燃料体又は」とあるのは、「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

第五章 ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設

(ナトリウムへの漏えいによる影響の防止)

第五十五条 試験研究用等原子炉施設(ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設に限る。以下この章において同じ。)は、ナトリウムの漏えいによる物理的又は化学的影響(ナトリウム及びナトリウム化合物が関与する腐食が構造物及び機器に及ぼす影響を含む。)を受けることにより、当該試験研究用等原子炉施設の安全に支障が生じるおそれがある場合において、その影響を抑制するための措置が講じられたものでなければならぬ。

(炉心等)

第五十六条 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物の材料は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならぬ。

2 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、最高使用圧力、自重、附加荷重その他の燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物に加わる負荷に耐えるものであり、かつ、冷却材による炉心の冷却機能を損なうおそれがないものでなければならぬ。

3 反射材は、原子炉容器の材料が中性子照射を受けることにより著しく劣化するおそれがある場合には、これを防止できるよう

に設置されていなければならない。

4 燃料体及び反射材並びに炉心支持構造物は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。

(ナトリウムの取扱)

第五十七条 ナトリウムを取り扱う機器は、ナトリウムとの共存性を考慮して適切な材料を使用したものでなければならない。

2 ナトリウムを取り扱う系統は原則として密閉したものとするとともに、当該系統に属する機器のうち内部に液面を有するものは、その液面上をカバールガスで覆う構造でなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むナトリウムを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置されていなければならない。

(カバールガスの取扱)

第五十八条 カバールガスは、ナトリウムに対して化学的に安定な性質を有し、かつ、運転時における放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。

2 カバールガスを取り扱う系統には、圧力が過度に上昇することを防止し得る設備が設

けられていなければならない。

3 試験研究用等原子炉施設は、放射性物質を含むカバールガスを通常運転時において系統外に排出する場合には、これを安全に廃棄し得るように設置されていなければならない。

(冷却設備等)

第五十九条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 原子炉容器内において発生した熱を除去することができる容量の冷却材を循環させる設備

二 運転時における原子炉容器内の液位を調整する設備

三 一次冷却材及び原子炉カバールガスに含まれる放射性物質及び不純物の濃度並びに二次冷却材に含まれる不純物の濃度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以下に保つ設備

四 一次冷却材及び二次冷却材の温度を試験研究用等原子炉の運転に支障を及ぼさない値以上に保つ設備

五 試験研究用等原子炉停止時における原子炉容器内の残留熱を除去する設備

六 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じたときに想定される最も厳しい条件の下において原子炉容

器内において発生した熱を除去できる非常用冷却設備。ただし、第一号又は前号に掲げる設備がこれと同等以上の機能を有する場合にあつては、この限りでない。

七 前二号の設備により除去された熱を最終ヒートシンクへ輸送することができる設備

2 前項の設備は、冷却材の循環その他の要因により生じる振動により損傷を受けることがないように設置されていなければならない。

(原子炉冷却材バウンダリ等)

第六十条 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の原子炉冷却材バウンダリを構成する機器に加わる負荷に耐えるものでなければならない。

2 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、原子炉冷却材バウンダリの破損が生じた場合においても冷却材の液位を必要な高さに保持するための措置が講じられたものでなければならない。

3 原子炉冷却材バウンダリを構成する機器は、通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に瞬間的破壊が生じないよう、十分な破壊じん性を有するもの

でなければならない。

4 原子炉カバールガス等のバウンダリを構成する機器は、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常に伴う温度の変化による荷重の増加その他の負荷に耐えるものでなければならない。

5 試験研究用等原子炉施設には、原子炉冷却材バウンダリからの一次冷却材の漏えいを検出する装置及び原子炉カバールガス等のバウンダリからの原子炉カバールガスの漏えいを検出する装置が設けられていなければならない。

6 試験研究用等原子炉施設の原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバールガス等のバウンダリの必要な箇所には、ナトリウムを液体の状態に保つことができる設備が設けられていなければならない。

(計装)

第六十一条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する設備をもって代えることができる。

- 一 熱出力及び炉心における中性子束密度
- 二 炉周期
- 三 制御棒の位置
- 四 一次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 原子炉容器の入口及び出口における温度及び流量

ハ 原子炉容器内及び主要な機器内における液位

五 二次冷却材に関する次の事項

イ 含有する放射性物質及び不純物の濃度

ロ 一次冷却材の熱を取り出す熱交換器の入口における温度及び流量

ハ 主要な機器内における液位

六 原子炉カバールガスに関する次の事項

イ 圧力

2 試験研究用等原子炉施設には、設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講ずるために必要なパラメータを、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたり監視及び記録できる設備が設けられていなければならない。

(反応度制御系統及び原子炉停止系統)

第六十二条 試験研究用等原子炉施設には、通常運転時において、燃料の許容設計限界を超えることがないように反応度を制御できるよう、次に掲げるところにより反応度制御系統が設けられていなければならない

- い。
 - 一 制御棒を用いるものであること。
 - 二 制御棒の炉心からの飛び出し、又は落下を防止するものであること。
 - 三 制御棒の反応度添加率は、原子炉停止系統の停止能力と併せて、想定される制御棒の異常な引き抜きが発生しても、燃料の許容設計限界を超えないものであること。
 - 四 通常運転時に予想される温度変化、キセノンの濃度変化、実験物の移動その他の要因による反応度変化を制御できるものであること。
- 2 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉停止系統が設けられなければならない。
- 一 制御棒による二以上の独立した系統を有するものであること。ただし、次に掲げるときは、この限りでない。
 - イ 試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、未臨界を維持することができる制御棒の数に比し当該系統の能力に十分な余裕があること。
 - ロ 原子炉固有の出力抑制特性が優れているとき。
 - 二 運転時において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、燃料の許容設計限

- 界を超えることなく試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。
 - 三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常が生じた場合において、原子炉停止系統のうち少なくとも一つは、速やかに試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、少なくとも一つは、低温状態において未臨界を維持できるものであること。
 - 四 一本の制御棒が固着した場合においても、前二号の機能を有するものであること。
- 3 制御棒は、運転時における圧力、温度及び放射線につき想定される最も厳しい条件の下において、必要な物理的及び化学的性質を保持するものでなければならない。
- 4 制御棒を駆動する設備は、次に掲げるところによるものでなければならない。
- 一 試験研究用等原子炉の特性に適合した速度で制御棒を駆動し得るものであること。
 - 二 制御棒を駆動するための動力の供給が停止した場合に、制御棒が反応度を増加させる方向に動かないものであること。
 - 三 制御棒の落下その他の衝撃により燃料体、制御棒その他の設備を損壊すること

- がないものであること。
- 5 制御棒の最大反応度価値及び反応度添加率は、想定される反応度投入事象に対して原子炉冷却材バウンダリ及び原子炉カバーガス等のバウンダリを破損せず、かつ、炉心の冷却機能を損なうような炉心、炉心支持構造物又は原子炉容器内部構造物の損壊を起こさないものでなければならない。
- 6 原子炉停止系統は、反応度制御系統と共用する場合には、反応度制御系統を構成する設備の故障が発生した場合においても通常運転時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時に試験研究用等原子炉を未臨界に移行することができる、かつ、低温状態において未臨界を維持できるものでなければならない。
- (原子炉格納施設)
- 第六十三条 試験研究用等原子炉施設には、次に掲げるところにより原子炉格納施設が設けられなければならない。
- 一 原子炉格納施設の内外部における試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際の漏えい率が公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないものであり、かつ、その際に生じるものと想定される最大の荷重に耐えるものであること。
 - 二 原子炉格納施設の開口部には、気密性の扉を設けていること。

三 試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に原子炉格納施設から気体状の放射性物質が漏えいすることにより公衆に放射線障害を及ぼすおそれがないように、当該放射性物質の濃度を低下させる設備を設けていること。

2 前項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器は、定期的に漏えい率試験ができるものでなければならない。

3 第一項の試験研究用等原子炉施設に属する原子炉格納容器を貫通する管には、隔離弁を設けていなければならない。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所の内側及び外側に代え、当該貫通箇所の他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に二個の隔離弁を設けていなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、原子炉格納容器を貫通する管であつて、試験研究用等原子炉施設の損壊又は故障その他の異常の際に損壊するおそれがないもの（一次冷却系統設備に係る設備に接続するもの並びに原子炉格納容器の内側及び外側に開口部があるものを除く。）には、当該貫通箇所の内側又は外側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けていなければならない。

い。ただし、当該貫通箇所の内側又は外側において、湿気その他の要因により隔離弁の機能が著しく低下するおそれがある場合は、当該貫通箇所他方の側の当該貫通箇所に近接した箇所に一個の隔離弁を設けていなければならない。

5 前二項の規定にかかわらず、原子炉格納施設に属する安全設備に係る管その他隔離弁を設けることにより安全に支障が生じることがある管又は試験研究用等原子炉施設の安全を確保する上で支障がない管には、隔離弁を設けることを要しない。
(準用)

第六十四条 第十六条から第十八条まで、第二十条から第二十三条まで、第二十八条から第三十条まで、第三十二条から第三十五条まで、第三十七条（第一項ただし書きを除く）、第三十八条、第四十九条及び第五十三条の規定は、ナトリウム冷却型高速炉に係る試験研究用等原子炉施設について準用する。この場合において、第二十一条中「燃料体又は」とあるのは「燃料体、試験用燃料体又は」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十一月六日)
(原子力規制委員会規則第二十四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十三条の五第一項第三号の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(適用範囲)

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設(金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。)について適用する。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「金属キャスク」とは、健全性を確保した使用済燃料を運搬し、及び貯蔵するための金属製の乾式キャスクであつて、当該キャスクに不活性ガスを充てんして使用済燃料を封入するものをいう。
- 二 「安全機能」とは、使用済燃料貯蔵施設の安全性を確保するために必要な機能をいう。
- 三 「基本的安全機能」とは、安全機能のうち、次に掲げる機能の総称をいう。
 - イ 臨界防止機能(使用済燃料が臨界に達することを防止する機能をいう。)
 - ロ 遮蔽機能(公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすことのないよう、金属キャスクに封入された使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)からの放射線を遮蔽する機能をいう。)
 - ハ 閉じ込め機能(公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすことのないよう、金属キャスクに封入された使用済燃料等を閉じ込める機能をいう。)
 - ニ 除熱機能(使用済燃料の健全性及び金属キャスクを構成する部材の健全性を維持するよう、金属キャスクに封入

された使用済燃料等の崩壊熱を除去する機能をいう。)

(使用済燃料の臨界防止)

第三条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないものでなければならぬ。

(遮蔽等)

第四条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならぬ。

(閉じ込めの機能)

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料等を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。

(除熱)

第六条 使用済燃料貯蔵施設は、動力を用いないで使用済燃料等の崩壊熱を適切に除去できるものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的

安全機能が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならぬ。

- 1 火災及び爆発の発生を防止すること。
- 2 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。
- 3 火災及び爆発の影響を軽減すること。

(使用済燃料貯蔵施設の地盤)

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(基本的安全機能を確保する上で必要な施設にあつては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、変形した場合においてもその基本的安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 基本的安全機能を確保する上で必要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある使用済燃料貯蔵施設の安

使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

4 使用済燃料貯蔵施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第十条 使用済燃料貯蔵施設は、その供用中に当該使用済燃料貯蔵施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第十一条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合においても基本的安全機能を損なわないものでなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵施設は、事業所又はその周辺において想定される当該使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの

(故意によるものを除く。)に対して基本的安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止)

第十二条 事業所には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。)を防止するための設備を設けなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十三条 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。

(設計最大評価事故時の放射線障害の防止)

第十四条 使用済燃料貯蔵施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならない。

（金属キャスク）

第十五条 使用済燃料貯蔵施設には、金属キャスクを設けなければならない。

2 金属キャスクは、当該金属キャスクを構成する部材及び使用済燃料の経年変化を考慮した上で、使用済燃料の健全性を確保するものでなければならない。

（使用済燃料の受入れ施設）

第十六条 使用済燃料貯蔵施設には、使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れ時において基本的な安全機能を確保することができる使用済燃料の受入れ施設を設けなければならない。

（計測制御系統施設）

第十七条 使用済燃料貯蔵施設には、基本的な安全機能のうち閉じ込め機能及び除熱機能が確保されていることを適切に監視することができると計測制御系統施設を設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設には、安全設計上想定される事故により当該使用済燃料貯蔵施設

の基本的な安全機能を損なうおそれが生じたとき、第十九条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備を設けなければならない。

（廃棄施設）

第十八条 使用済燃料貯蔵施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

（放射線管理施設）

第十九条 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

- 1 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。
- 2 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

定する設備を設けること。

- 3 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

（予備電源）

第二十条 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

（通信連絡設備等）

第二十一条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十

二月十八日) から施行する。

使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

○使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日
原子力規制委員会規則第二十五号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第四十三条の八第三項第三号の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 品質管理監督システム（第三条―

（仕組みを含む。）をいう。

二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第九〇〇号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七 「妥当性確認」とは、使用済燃料貯蔵施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）
第三条 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則

第七条

第三章 経営責任者の責任（第八条―第十条）
九条

第四章 資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
第十四条

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
第四十五条

第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）
第五十五条

第一章 総則

（適用範囲）
第一条 この規則は、使用済燃料貯蔵施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「品質管理監督システム」とは、使用済燃料貯蔵事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う

の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容（当該プロセスにより達成される結果を含む）を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四 プロセスの実施並びに監視及び測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。

五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。

七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なもの

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

のとする。

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえ、保安活動を促進すること。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項（関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。）への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。

6 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

7 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。

（品質管理監督システムの文書化）
第四項 使用済燃料貯蔵事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、

当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針表明書及び品質目標表明書

二 品質管理監督システムを規定する文書（以下「品質管理監督システム基準書」という。）

三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

四 この規則に規定する手順書及び記録（品質管理監督システム基準書）

第五項 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

六 品質管理監督システムの範囲

七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報

八 各プロセスの相互の関係（文書の管理）

第六項 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システ

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に關する規則

ムに必要な文書（記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。）を管理しななければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しななければならない。

一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

（記録の管理）

第七条 使用済燃料貯蔵事業者は、この規則

に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの有効性のある実施を実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に關し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任

（経営責任者の関与）

第八条 経営責任者は、品質管理監督システム確立及び実施並びにその有効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなければならない。

一 品質方針を定めること。

二 品質目標が定められているようにすること。

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

と。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者（以下「職員」という。）に周知すること。

（原子力の安全の確保の重視）

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び使用済燃料貯蔵施設が当該要求事項に適合しているようにしなければならない。

（品質方針）

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。

一 品質保証の実施に係る使用済燃料貯蔵事業者の意図に照らし適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの有効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。

三 品質目標を定め、照査するに当たつての枠組みとなるものであること。

四 職員に周知され、理解されていること。

五 妥当性を維持するために照査されていること。

六 組織運営に關する方針と整合的なものであること。

(品質目標)

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。

(品質管理監督システムの計画の策定)

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するように、その実施に当たっての計画が策定されているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。

(責任及び権限)

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。

(管理責任者)

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者（以下「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されるように、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

四 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

五 プロセス責任者が管理する個別業務の安全文化を醸成するための活動を促進すること。

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

一 プロセスが確立され、実施されるように、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

(プロセス責任者)

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者（以下「プロセス責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるときにも、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

(内部情報伝達)

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにするとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。

(経営責任者照査)

第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査（品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。）を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)

第十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。

一 照査の結果

二 使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見

三 プロセスの実施状況

四 使用済燃料貯蔵施設の検査の結果

五 品質目標の達成状況

六 安全文化を醸成するための活動の実施

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

七 関係法令の遵守状況

八 是正処置（不適合（要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況

九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置

十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一 部門又は職員等からの改善のための提案

第十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。

- 一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善
 - 二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善
 - 三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持するために必要な資源
- 第四章 資源の管理監督
(資源の確保)

第二十条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。

第二十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。

第二十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

- 一 適切な教育訓練を受けていること。
- 二 所要の技能及び経験を有していること。

第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。

第二十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第二十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

第二十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

第二十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

- 一 個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項
- 二 所要のプロセス、品質管理監督文書及

(業務運営基盤)

第二十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）を明確にして、これを維持しなければならない。

(作業環境)

第二十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第二十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

第二十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

第二十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

- 一 個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項
- 二 所要のプロセス、品質管理監督文書及

び資源であって、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に固有のもの及び個別業務又は使用済燃料貯蔵施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）

四 個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

（個別業務等要求事項の明確化）

第二十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

一 使用済燃料貯蔵施設の外部の者が明示してはならないもの、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に必要な要求事項であって既知のもの

二 関係法令のうち、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に関するもの

三 その他使用済燃料貯蔵事業者が明確に

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

した要求事項

（個別業務等要求事項の照査）

第二十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務の実施又は使用済燃料貯蔵施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を明確しなければならない。

一 当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

二 当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。

三 使用済燃料貯蔵事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務

等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（使用済燃料貯蔵施設の外部の者との情報の伝達）

第二十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

（設計開発計画）

第二十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発（使用済燃料貯蔵施設に必要な要求事項を考慮し、使用済燃料貯蔵施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 設計開発の段階

二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

三 設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3 使用済燃料貯蔵事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならぬ。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならぬ。

(設計開発に係るプロセス入力情報)

第三十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならぬ。

一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る使用済燃料貯蔵施設に係る要求事項

二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

三 関係法令

四 その他設計開発に必須の要求事項

2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならぬ。

(設計開発に係るプロセス出力情報)

第三十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を

可能とする形式により保有しなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならぬ。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合すること。

二 調達、個別業務の実施及び使用済燃料貯蔵施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三 適否決定基準を含むものであること。

四 使用済燃料貯蔵施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該使用済燃料貯蔵施設の特性を規定しているものであること。

(設計開発照査)

第三十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならぬ。

一 設計開発の結果が要求事項に適合すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の検証)

第三十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従つて検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従つてプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を

含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせなければならない。

(設計開発の妥当性確認)

第三十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該使用済燃料貯蔵施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該使用済燃料貯蔵施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができないう場合には、当該使用済燃料貯蔵施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第三十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響の評価(当該使用済燃料貯蔵施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。)を含むものとしなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録(当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

(調達プロセス)

第三十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、外部から調達する物品又は役務(以下「調達物品等」という。)が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項(以下「調達物品等要求事項」という。)に適合するようにしなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の

供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は使用済燃料貯蔵施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、第三項の評価の結果に係る記録(当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

6 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項(当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報(保安に係るものに限る。)の取得及び当該情報を他の使用済燃料を貯蔵する者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。)及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。

(調達物品等要求事項)

第三十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

- 一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
 - 二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項
 - 三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項
 - 四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項
 - 五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項
 - 六 その他調達物品等に関し必要な事項
- 2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。
- 3 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。
- 第三十八條** 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他

(調達物品等の検証)

の個別業務を定め、実施しなければならない。個別業務を定め、実施しなければならない。

- 2 使用済燃料貯蔵事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。(個別業務の管理)
- 第三十九條** 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件(個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。)の下で実施しなければならない。
- 一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
 - 二 手順書が利用できる体制にあること。
 - 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
 - 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
 - 五 第四十九條の規定に基づき監視測定を実施していること。
 - 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

- 第四十條** 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後のみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。
- 2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項のプロセスが第二十五條第一項の計画に定めた結果を得ることができるときを、妥当性確認によつて実証しなければならない。
 - 3 使用済燃料貯蔵事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。
 - 一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準
 - 二 設備の承認及び職員の適格性の確認
 - 三 方法及び手順
 - 四 第七条に規定する記録に係る要求事項
 - 五 再妥当性確認(個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう)。

(識別)

第四十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び使用済燃料貯蔵施設を識別しなければならない。

(追跡可能性の確保)

第四十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は使用済燃料貯蔵施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品)

第四十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

(調達物品の保持)

第四十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。

(監視測定のための設備の管理)

第四十五条 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な

監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用前に、計量の標準(当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠)について記録すること。まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされていること。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結

果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は使用済燃料貯蔵施設について、適切な措置を講じなければならない。

6 使用済燃料貯蔵事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。

第六章 監視測定、分析及び改善

(監視測定、分析及び改善)

第四十六条 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し(適用する検査試験の方法(統計学的方法を含む。))及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。)、実施しなければならない。一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

し、実効性を維持すること。

(使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見)

第四十七条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する使用済燃料貯蔵施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

(内部監査)

第四十八条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門又は使用済燃料貯蔵施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

二 実効性のある実施及び維持がなされていること。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。

使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

3 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査を行う職員(以下「内部監査員」という。)の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

6 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

7 使用済燃料貯蔵事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

(プロセスの監視測定)

第四十九条 使用済燃料貯蔵事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一

項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設に対する検査試験)

第五十条 使用済燃料貯蔵事業者は、使用済燃料貯蔵施設が要求事項に適合していることを検証するために、使用済燃料貯蔵施設に対して検査試験を行わなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6 使用済燃料貯蔵事業者は、個別業務及び使用済燃料貯蔵施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

（不適合の管理）

第五十一条 使用済燃料貯蔵事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は使用済燃料貯蔵施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は使用済燃料貯蔵施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、使用済燃料貯蔵施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 使用済燃料貯蔵事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

（データの分析）

第五十二条 使用済燃料貯蔵事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する使用済燃料貯蔵施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 プロセス、使用済燃料貯蔵施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力

（改善）

第五十三条 使用済燃料貯蔵事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十四条 使用済燃料貯蔵事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成し

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

使用済燃料貯蔵施設に係る使用済燃料貯蔵事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

なければならない。

- 一 不適合の照査
- 二 不適合の原因の明確化
- 三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価
- 四 所要の是正処置（文書の更新を含む）の明確化及び実施
- 五 是正処置に関し調査を行った場合にあっては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録
- 六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条

使用済燃料貯蔵事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの使用済燃料貯蔵施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2

使用済燃料貯蔵事業者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

- 一 起こり得る不適合及びその原因の明確化
- 二 予防処置の必要性の評価

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

三 所要の予防処置の明確化及び実施

四 予防処置に関し調査を行った場合にあっては、その結果及び当該結果に基づき講じた予防処置の結果の記録

五 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に

関する規則

(平成二十五年十一月六日)
(原子力規制委員会規則第二十六号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十三年法律第百六十六号)第四十三条の十の二の規定に基づき、使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

使用済燃料貯蔵施設の性能に係る技術基準に関する規則

(適用範囲)

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第四十三条の四第二項第二号に規定する使用済燃料貯蔵施設(金属キャスクによって使用済燃料を貯蔵するものに限る。)について適用する。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法、使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十二号)及び使用済燃料貯蔵施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子

力規制委員会規則第二十四号。以下「事業許可基準規則」という。)において使用する用語の例による。

(特殊な方法による施設)

第三条 特殊な方法による施設について使用済燃料貯蔵施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(平成十二年通商産業省令第百十三号)第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第四十三条の十の二の技術上の基準とする。

(使用済燃料の臨界防止)

第四条 使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料が臨界に達するおそれがないようするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第五条 使用済燃料貯蔵施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能に支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

(使用済燃料貯蔵施設の地盤)

第六条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第八条第一項の地震力が作用した場合においても当該使用済燃料貯蔵施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならない。

(地震による損傷の防止)

第七条 使用済燃料貯蔵施設は、これに作用する地震力(事業許可基準規則第九条第二項の規定により算定する地震力をいう。)による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震力に対してその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第九条第三項の地震により生ずる斜面の

崩壊によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

（津波による損傷の防止）

第八条 使用済燃料貯蔵施設は、事業許可基準規則第十条の津波によりその基本的安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第九条 使用済燃料貯蔵施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその基本的安全機能を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 使用済燃料貯蔵施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

（使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入等の防止）

第十條

使用済燃料貯蔵施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、使用済燃料貯蔵施設への人の不法な侵入、使用済燃料貯蔵施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。

（材料及び構造）

第十一条 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 使用済燃料貯蔵施設に属する容器及び管のうち、使用済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を確保する上で必要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

（除熱）

第十二條

使用済燃料貯蔵施設は、使用済燃料又は使用済燃料によって汚染された物（以下「使用済燃料等」という。）の崩壊熱を適切に除去するように設置されていなければならない。

（閉じ込めの機能）

第十三條 使用済燃料貯蔵施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料等を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。

一 金属キャスクは、使用済燃料等が外部に漏えいするおそれがない構造であること。

二 流体状の使用済燃料によって汚染された物を内包する容器又は管に使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料によって汚染された物が使用済燃料によって汚染された物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

三 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料によって汚染された物の漏えいは、次に掲げるところに限るもの）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状

の使用済燃料によって汚染された物が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料によって汚染された物を取り扱う施設の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料によって汚染された物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りではない。

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料によって汚染された物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路路に使用済燃料によって汚染された物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十一条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りではない。

第十四条

（遮蔽）
使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設からの直接線及びスカイシ

ン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（換気）
第十五条 使用済燃料貯蔵施設は、当該使用済燃料貯蔵施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるところにより換気設備が設置されたものでなければならない。

- 一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。
- 二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。
- 三 過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが

容易な構造であること。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

（使用済燃料によって汚染された物による汚染の防止）

第十六条 使用済燃料貯蔵施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料によって汚染された物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料によって汚染された物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

（安全機能を有する施設）

第十七条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の使用済燃料貯蔵施設において共用する場合には、使用済燃料貯蔵施設の安全性を損なわないうに設置されていなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されていなければならない。

（搬送設備及び受入れ設備）

第十八条 使用済燃料を封入した金属キャス

クの搬送及び受入れのために使用する設備は、次に掲げるところによらなければならない。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れを行う設備は、当該金属キャスクを安全に取り扱う能力を有するものであること。

二 使用済燃料を封入した金属キャスクの搬送及び受入れをするための動力の供給が停止した場合に、当該金属キャスクを安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十九条 使用済燃料貯蔵施設には、次に掲げる事項を計測する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることができる。

一 使用済燃料を封入した金属キャスクの表面温度

二 使用済燃料を封入した金属キャスク蓋部の密封性の監視のための当該金属キャスク蓋部(ただし、蓋を溶接する場合を除く。)の圧力

三 使用済燃料を貯蔵する建物の給排気温度

2 使用済燃料貯蔵施設には、その設備の機能の喪失、誤動作その他の要因により使用

済燃料貯蔵施設の基本的安全機能を損なうおそれが生じたとき、第二十一条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号の外部放射線に係る線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

(廃棄施設)

第二十条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように使用済燃料貯蔵施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の液体状の廃棄物を液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、液体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に、ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(放射線管理施設)

第二十一条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

一 使用済燃料貯蔵施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接

する箇所における排水中の放射性物質の濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。

(予備電源)

第二十二條 使用済燃料貯蔵施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十三條 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができ

るよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 使用済燃料貯蔵施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月十八日）から施行する。

○再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十一月六日)
(原子力規制委員会規則第二十七号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十四条の二第一項第四号の規定に基づき、再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

目次

第一章 総則(第一条)
第二章 安全機能を有する施設(第二条—第二十七条)
第三章 重大事故等対処施設(第二十八条—第四十七条)

附則 第一章 総則(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和四十六年総理府令第

十号。以下「再処理規則」という。)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 「運転時の異常な過渡変化」とは、運転時に予想される機械又は器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作及びこれらと類似の頻度で発生すると予想される外乱によつて発生する異常な状態であつて、当該状態が継続した場合には温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項(以下「パラメータ」という。)が安全設計上許容される範囲を超えるおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。
- 二 「設計基準事故」とは、発生頻度が運転時の異常な過渡変化より低い異常な状態であつて、当該状態が発生した場合に再処理施設から多量の放射性物質が放出するおそれがあるものとして安全設計上想定すべきものをいう。
- 三 「安全機能」とは、再処理施設の運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において、再処理施設の安全性を確保するために必要な機能を含むものをいう。
- 四 「安全機能を有する施設」とは、再処

理施設のうち、安全機能を有するものをいう。

- 五 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び設計基準事故時に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が再処理施設を設置する工場又は事業所(以下「工場等」という。)外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。
- 六 「重大事故等対処施設」とは、重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。以下同じ。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するための機能を有する施設をいう。
- 七 「重大事故等対処設備」とは、重大事故等に対処するための機能を有する設備をいう。
- 八 「多重性」とは、同一の機能を有し、かつ、同一の構造、動作原理その他の性質を有する二以上の系統又は機器が同一の再処理施設に存在することをいう。
- 九 「独立性」とは、二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、物理的方法その他の方法によ

りそれぞれ互いに分離することにより、共通要因（二以上の系統又は機器に同時に影響を及ぼすことによりその機能を失わせる要因をいう。以下同じ。）又は従属要因（単一の原因によって確実に系統又は機器に故障を発生させることとなる要因をいう。以下同じ。）によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

十 「多様性」とは、同一の機能を有する二以上の系統又は機器が、想定される環境条件及び運転状態において、これらの構造、動作原理その他の性質が異なることにより、共通要因又は従属要因によって同時にその機能が損なわれないことをいう。

第二章 安全機能を有する施設

（核燃料物質の臨界防止）

第二条 安全機能を有する施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。

（遮蔽等）

第三条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が十分に低減できるよう、遮蔽その他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設は、工場等内における放射線障害を防止する必要がある場合には、次に掲げるものでなければならない。

一 管理区域その他工場等内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものとする。

二 放射線業務従事者が運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、迅速な対応をするために必要な操作ができるものとする。

（閉じ込めの機能）

第四条 安全機能を有する施設は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第五条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により再処理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火を行う設備（以下「消火設備」といい、安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び早期に火災発生を感知する設備（以下「火災感知設

備」という。）並びに火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならない。

2 消火設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないものでなければならない。

（安全機能を有する施設の地盤）

第六条 安全機能を有する施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項に規定する基準地震動による地震力を含む。）が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

（地震による損傷の防止）

第七条 安全機能を有する施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければ

ならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある安全機能を有する施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じ算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力（以下「基準地震動による地震力」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第八条 安全機能を有する施設は、その供用中に当該安全機能を有する施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波（以下「基準津波」という。）に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第九条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

ない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計基準事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 安全機能を有する施設は、工場等内又はその周辺において想定される再処理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

第十条 工場等には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（溢水による損傷の防止）

第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

ならない。

第十二条 化学薬品の漏えいによる損傷の防止（化学薬品を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。）

第十三条 安全機能を有する施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、容易に操作することができぬものでなければならない。

（安全避難通路等）

第十四条 再処理施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

（安全機能を有する施設）

第十五条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じ、その機能が確保されたものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単

一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。))をいう。以下同じ。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるものでなければならぬ。

4 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものでなければならぬ。

5 安全機能を有する施設は、その安全機能を健全に維持するための適切な保守及び修理ができるものでなければならぬ。

6 安全機能を有する施設は、ポンプその他の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、その安全機能を損なわないものでなければならぬ。

7 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合には、再処理施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。

(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事

故の拡大の防止)

第十六条 安全機能を有する施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 運転時の異常な過渡変化時において、パラメータを安全設計上許容される範囲内に維持できるものであること。

二 設計基準事故時において、工場等周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第十七条 再処理施設には、次に掲げるところにより、使用済燃料の受入れ施設(安全機能を有する施設に属するものに限り)及び貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限り)を設けなければならない。

一 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵するために必要な容量を有するものとする。と。

二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。

2 再処理施設には、次に掲げるところにより、製品貯蔵施設(安全機能を有する施設に属するものに限り)を設けなければならない。

一 製品を貯蔵するために必要な容量を有するものとする。

二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。

(計測制御系統施設)

第十八条 再処理施設には、次に掲げるところにより、計測制御系統施設を設けなければならない。

一 安全機能を有する施設の健全性を確保するために監視することが必要なパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内に制御できるものとする。

二 前号のパラメータは、運転時、停止時及び運転時の異常な過渡変化時においても想定される範囲内で監視できるものとする。

三 設計基準事故が発生した場合の状況を把握し、及び対策を講じるために必要なパラメータは、設計基準事故時に想定される環境下において、十分な測定範囲及び期間にわたって監視できるものとする。

四 前号のパラメータは、設計基準事故時においても確実に記録され、及び当該記録が保存されるものとする。

(安全保護回路)

第十九条 再処理施設には、次に掲げるところにより、安全保護回路(安全機能を有する施設に属するものに限り。以下この条に

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

一一六

において同じ。)を設けなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備(前号に規定するものを除く。)の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

三 計測制御系統施設の一部を安全保護回路と共用する場合であつて、単一故障が生じた場合においても当該安全保護回路の安全保護機能が失われぬものとする。

(制御室等)

第二十条 再処理施設には、次に掲げるところにより、制御室(安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。)を設けなければならない。

一 再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視できるものとする。

二 主要な警報装置及び計測制御系統設備を有するものとする。

三 再処理施設の外の状況を把握する設備を有するものとする。

2 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要なパラメータを監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備を設けなければならない。

3 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に入りするための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備を設けなければならない。

(廃棄施設)

第二十一条 再処理施設には、運転時において、周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量を十分に低減できよう、再処理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する放射性廃棄物

の廃棄施設(安全機能を有する施設に属するもの限り、放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

(保管廃棄施設)

第二十二条 再処理施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物の保管廃棄施設(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものとする。

二 冷却のための適切な措置が講じられているものであること。

(放射線管理施設)

第二十三条 工場等には、放射線から放射線業務従事者を防護するため、放射線管理施設を設けなければならない。

2 放射線管理施設には、放射線管理に必要な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備(安全機能を有する施設に属するものに限る。)を設けなければならない。

(監視設備)

第二十四条 再処理施設には、運転時、停止時、運転時の異常な過渡変化時及び設計基準事故時において、当該再処理施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計基準事故時における迅速な対応のために必要

な情報を制御室その他当該情報を伝達する必要がある場所に表示できる設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

（保安電源設備）

第二十五条 再処理施設は、安全上重要な施設がその機能を維持するために必要となる電力を当該安全上重要な施設に供給するため、電力系統に連系したものでなければならない。

2 再処理施設には、非常用電源設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。以下この条において同じ。）を設けなければならない。

3 保安電源設備（安全機能を有する施設へ電力を供給するための設備をいう。）は、電線路及び非常用電源設備から安全機能を有する施設への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するものでなければならない。

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

（緊急時対策所）

第二十六条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所を制御室以外の場所に設けなければならない。

（通信連絡設備）

第二十七条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置（安全機能を有する施設に属するものに限る。）及び多様性を確保した通信連絡設備（安全機能を有する施設に属するものに限る。）を設けなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、多様性を確保した専用通信回線を設けなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

（重大事故等の拡大の防止等）

第二十八条 再処理施設は、重大事故に至る

おそれがある事故が発生した場合において、重大事故の発生を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

2 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、当該重大事故の拡大を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

3 再処理施設は、重大事故が発生した場合において、工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

（火災等による損傷の防止）

第二十九条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発により重大事故等に対処するために必要な機能を損なうおそれがないよう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、消火設備及び火災感知設備を有するものでなければならない。

（重大事故等対処施設の地盤）

第三十条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設けなければならない。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの（（以下）「可搬型重大事故等対処設備」という。）と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配

- 管、弁、ケーブルその他の機器を含む。以下「常設重大事故等対処設備」という。）であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの（以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。）が設置される重大事故等対処施設。基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
- 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設。第七条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合において当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤
- 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、変形した場合においても重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。
- 3 第一項第一号の重大事故等対処施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。
- (地震による損傷の防止)
- 第三十一条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める要件を満たすものでなければならない。
- 一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設

- 置される重大事故等対処施設。基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。
- 二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設。第七条第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えることができるものであること。
- 2 前項第一号の重大事故等対処施設は、第七条第三項の地震の発生によつて生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- (津波による損傷の防止)
- 第三十二条 重大事故等対処施設は、基準津波に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。
- (重大事故等対処設備)
- 第三十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。
- 一 想定される重大事故等の取束に必要な個数及び容量を有するものであること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮するもの

- であること。
- 三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できるものであること。
- 四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるものであること。
- 五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えるものであること。
- 六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないものであること。
- 七 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。
- 2 常設重大事故等対処設備は、前項に定めるもののほか、共通要因によつて設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時、その機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものでなければならない。
- 3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるも

のでなければならぬ。

一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によつて接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の

配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。

六 共通要因によつて、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第三十四条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の第三一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必

要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備
（冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備）

第三十五条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の第三二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備を設けなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射

性物質の放出による影響を緩和するため
に必要な設備

(放射線分解により発生する水素による爆
発に対処するための設備)

第三十六条 セル内において放射線分解によ

つて発生する水素が再処理設備の内部に滞
留することを防止する機能を有する施設に
は、再処理規則第一条の三第三号に規定す
る重大事故の発生又は拡大を防止するため
に必要な次に掲げる重大事故等対処設備を
設けなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による
爆発（以下この条において「水素爆発」
という。）の発生を未然に防止するため
に必要な設備

二 水素爆発が発生した場合において水素
爆発が続けて生じるおそれがない状態を
維持するために必要な設備

三 水素爆発が発生した設備に接続する換
気系統の配管の流路を遮断するために必
要な設備及び換気系統の配管内が加圧状
態になった場合にセル内に設置された配
管の外部へ放射性物質を排出するために
必要な設備

四 水素爆発が発生した場合において放射
性物質の放出による影響を緩和するため
に必要な設備
(有機溶媒等による火災又は爆発に対処す

るための設備)

第三十七条 セル内において有機溶媒その他

の物質を内包する施設には、再処理規則第
一条の三第四号に規定する重大事故の発生
又は拡大を防止するために必要な次に掲げ
る重大事故等対処設備を設けなければなら
ない。

一 火災又は爆発の発生（リン酸トリブチ
ルの混入による急激な分解反応により発
生するものを除く。）を未然に防止する
ために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において
火災又は爆発を取束させるために必要な
設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続す
る換気系統の配管の流路を遮断するた
めに必要な設備及び換気系統の配管内が加
圧状態になった場合にセル内に設置され
た配管の外部へ放射性物質を排出するた
めに必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において
放射性物質の放出による影響を緩和する
ために必要な設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第三十八条 再処理施設には、使用済燃料貯

蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又
は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいそ
他の要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水

位が低下した場合において使用済燃料貯蔵
槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽
し、及び臨界を防止するために必要な設備
を設けなければならない。

2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽から
の大量の水の漏えいその他の要因により当
該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下し
た場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用
済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び
臨界を防止するために必要な設備を設けな
ければならない。
(放射性物質の漏えいに対処するための設
備)

第三十九条 セル内又は建屋内（セル内を除
く。以下この条において同じ。）において

系統又は機器からの放射性物質の漏えいを
防止するための機能を有する施設には、必
要に応じ、再処理規則第一条の三第六号に
規定する重大事故の発生又は拡大を防止す
るために必要な次に掲げる重大事故等対処
設備（建屋内において系統又は機器からの
放射性物質の漏えいを防止するための機能
を有する施設にあつては、第三号を除く。）
を設けなければならない。

一 系統又は機器からの放射性物質の漏え
いを未然に防止するために必要な設備
二 系統又は機器から放射性物質の漏えい
が発生した場合において当該系統又は機

器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第四十条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備を設けなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第四十一条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対処する重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備を設けなければならない。

再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(電源設備)

第四十二条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことに伴い重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備を設けなければならない。

(計装設備)

第四十三条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器(非常用のものを含む)の直流電源の喪失その他の故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備を設けなければならない。

2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備を設けなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。

(制御室)

第四十四条 第二十条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備を設けなければならない。

(監視測定設備)

第四十五条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺(工場等の周辺海域を含む。)において再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備を設けなければならない。

2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備を設けなければならない。

(緊急時対策所)

第四十六条 第二十六条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるものでなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講じたものであること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けたものであること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必

要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けたものであること。

- 2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができらるものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第四十七条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外的通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けなければならない。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

〔平成二十五年十二月六日〕
〔原子力規制委員会規則第二十八号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号）第四十五号第三項第三号の規定に基づき、再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

第一章 総則（第一条・第二条）
第二章 品質管理監督システム（第三条―第七条）

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第三章 経営責任者の責任（第八条―第十条）
第四章 資源の管理監督（第二十条―第二十四条）
第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）
第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）

附則 第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この規則は、再処理施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「品質管理監督システム」とは、再処理事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第九〇〇号）に基づく日本工業規格Q 9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七 「妥当性確認」とは、再処理施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）

第三条 再処理事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立し、

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2 再処理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容(当該プロセスにより達成される結果を含む)を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四 プロセスの実施並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報を利用できる体制を確保すること。

五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。

七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとする。

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえ、保安活動を促進すること。

3 再処理事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4 再処理事業者は、個別業務又は再処理施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5 再処理事業者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。

6 再処理事業者は、保安のための重要度に応じ、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

7 再処理事業者は、保安のための重要度に応じ、資源の適切な配分を行わなければならない。

(品質管理監督システムの文書化)

第四条 再処理事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針表明書及び品質目標表明書

二 品質管理監督システムを規定する文書(以下「品質管理監督システム基準書」

という。)

三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

四 この規則に規定する手順書及び記録(品質管理監督システム基準書)

第五条 再処理事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

六 品質管理監督システムの範囲

七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報

八 各プロセスの相互の関係(文書の管理)

第六条 再処理事業者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書(記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。)を管理しなければならない。

2 再処理事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなければならない。

らない。

一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができている状態にあることを確保すること。

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

(記録の管理)

第七条 再処理事業者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品質管理監督システムの有効性のある実施を裏証する記録の対象を明らかにするとともに、

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事のための組織の技術基準に関する規則

当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなければならない。

2 再処理事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に關し所要の管理を定めた手順書を作成しなければならない。

第三章 経営責任者の責任

(経営責任者の関与)

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムに確立及び実施並びにその有効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて裏証しなければならない。

一 品質方針を定めること。

二 品質目標が定められているようにすること。

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。

五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安活動を実施する者(以下「職員」という。)に周知すること。

(原子力の安全の確保の重視)

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び再処理施設が当該要求事項に適合しているようしなければならない。

(品質方針)

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなければならない。

一 品質保証の実施に係る再処理事業者の意図に照らし適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの有効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。

三 品質目標を定め、照査するに当たつての枠組みとなるものであること。

四 職員に周知され、理解されていること。

五 妥当性を維持するために照査されていること。

六 組織運営に關する方針と整合的なものであること。

(品質目標)

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

況を評価しうるものであって、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならぬ。

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するよう、その実施に当たつての計画が策定されているようにしなければならぬ。

2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならぬ。

(責任及び権限)

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならぬ。

(管理責任者)

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならぬ。

一 プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及び

その改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することとその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

(プロセス責任者)

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならぬ。

一 プロセス責任者が管理する個別業務のプロセスが確立され、実施されるときも、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

(内部情報伝達)

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているようにすることともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。

(経営責任者照査)

第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査(品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。)を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。

2 再処理事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)

第十八条 再処理事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によって経営責任者照査を行わなければならない。

- 一 監査の結果
- 二 再処理施設の外部の者からの意見
- 三 プロセスの実施状況
- 四 再処理施設の検査の結果
- 五 品質目標の達成状況
- 六 安全文化を醸成するための活動の実施状況
- 七 関係法令の遵守状況
- 八 是正処置(不適合(要求事項に適合しない状態をいう。以下同じ。))に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。)及び予防処置(生じるおそれのある不適合を防止するため

の予防に関する処置をいう。以下同じ。)
の状況

九 従前の経営責任者照査の結果を受けて

講じた措置

十 品質管理監督システムに影響を及ぼす

おそれのある変更

十一 部門又は職員等からの改善のための

提案

(経営責任者照査に係るプロセス出力情報)

第十九条 再処理事業者は、経営責任者照査

から次に掲げる事項に係る情報を得て、所
要の措置を講じなければならない。

一 品質管理監督システム及びプロセスの

実効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の

実施に関連する保安活動の改善

三 品質管理監督システムの妥当性及び実

効性の維持を確保するために必要な資源

第四章 資源の管理監督

(資源の確保)

第二十条 再処理事業者は、保安のために必

要な資源を明確にし、確保しなければならない。
ない。

(職員)

第二十一条 再処理事業者は、職員に、次に

掲げる要件を満たしていることをもってそ
の能力が実証された者を充てなければならない。
ない。

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工

事の検査のための組織の技術基準に関する規則

一 適切な教育訓練を受けていること。
二 所要の技能及び経験を有しているこ
と。

(教育訓練等)

第二十二条 再処理事業者は、次に掲げる業

務を行わなければならない。

一 職員にどのような能力が必要かを明確

にすること。

二 職員の教育訓練の必要性を明らかにす

ること。

三 前号の教育訓練の必要性を満たすため

に教育訓練その他の措置を講ずること。

四 前号の措置の実効性を評価すること。

五 職員が、品質目標の達成に向けて自ら

の個別業務の関連性及び重要性を認識す

るとともに、自らの貢献の方途を認識し

ているようにすること。

六 職員の教育訓練、技能及び経験につい

て適切な記録を作成し、これを管理する
こと。

(業務運営基盤)

第二十三条 再処理事業者は、保安のために

必要な業務運営基盤(個別業務に必要な施
設、設備及びサービスの体系をいう。)を

明確にして、これを維持しなければならない。
い。

(作業環境)

第二十四条 再処理事業者は、保安のために

に係る品質管理の方法及びそ

必要な作業環境を明確にして、これを管理
監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定

及び個別業務の実施

(個別業務に必要なプロセスの計画)

第二十五条 再処理事業者は、個別業務に必

要なプロセスについて、計画を策定すると
ともに、確立しなければならない。

2 再処理事業者は、前項の規定により策定

された計画(以下「個別業務計画」とい
う。)と、個別業務に係るプロセス以外の
プロセスに係る要求事項との整合性を確保
しなければならない。

3 再処理事業者は、個別業務計画の策定を

行うに当たっては、次に掲げる事項を適切
に明確化しなければならない。

一 個別業務又は再処理施設に係る品質目

標及び個別業務等要求事項

二 所要のプロセス、品質管理監督文書及

び資源であって、個別業務又は再処理施
設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並

びに検査及び試験(以下「検査試験」と
いう。)であって、当該個別業務又は再

処理施設に固有のもの及び個別業務又は再

処理施設の適否を決定するための基準
(以下「適否決定基準」という。)

四 個別業務又は再処理施設に係るプロセ

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

ス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4 再処理事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。
(個別業務等要求事項の明確化)

第二十六条 再処理事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならぬ。

- 一 再処理施設の外部の者が明示してはいないものの、個別業務又は再処理施設に必要な要求事項であつて既知のもの
- 二 関係法令のうち、当該個別業務又は再処理施設に関するもの
- 三 その他再処理事業者が明確にした要求事項

(個別業務等要求事項の照査)

第二十七条 再処理事業者は、個別業務の実施又は再処理施設の使用に当たつて、あらかじめ、個別業務等要求事項の照査を実施しなければならない。

2 再処理事業者は、前項の照査を実施するに当たつては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

- 一 当該個別業務又は再処理施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

二 当該個別業務又は再処理施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。

三 再処理事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3 再処理事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 再処理事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。
(再処理施設の外部の者との情報の伝達)

第二十八条 再処理事業者は、再処理施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。

(設計開発計画)

第二十九条 再処理事業者は、設計開発(再処理施設に必要な要求事項を考慮し、再処理施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。)の計画(以下「設計開発計画」という。)を策定するとともに、設計開発を管

理しなければならない。

2 再処理事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 設計開発の段階

二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

三 設計開発に係る部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限

3 再処理事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4 再処理事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。
(設計開発に係るプロセス入力情報)

第三十条 再処理事業者は、再処理施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る再処理施設に係る要求事項

二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発へのプロセ

ス入力情報として適用可能なもの

三 関係法令

四 その他設計開発に必須の要求事項

- 2 再処理事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならぬ。

(設計開発に係るプロセス出力情報)

第三十一条 再処理事業者は、設計開発に係る

- 2 再処理事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならぬ。

3 再処理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

- 一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。

二 調達、個別業務の実施及び再処理施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

- 三 適否決定基準を含むものであること。

四 再処理施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該再処理施設の特性を規定しているものであること。

(設計開発照査)

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事の検査のための組織の技術基準に関する規則

第三十二条 再処理事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならない。

- 一 設計開発の結果が要求事項に適合することができるとかどうかについて評価すること。

- 二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

- 2 再処理事業者は、設計開発照査に、当該照査の対象となつていない設計開発段階に關連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

- 3 再処理事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

第三十三条 再処理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施しなければならない。

この場合において、設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

- 2 再処理事業者は、再処理施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

- 3 再処理事業者は、設計開発妥当性確認の

事項に対する適合性の確認をしなければならない。

- 2 再処理事業者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

- 3 再処理事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。

第三十四条 再処理事業者は、再処理施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該再処理施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認(以下この条において「設計開発妥当性確認」という。)を実施しなければならない。

- 2 再処理事業者は、再処理施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該再処理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

- 3 再処理事業者は、設計開発妥当性確認の

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の変更の管理)

第三十五条 再処理事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 再処理事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3 再処理事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が再処理施設に及ぼす影響の評価（当該再処理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。

4 再処理事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

(調達プロセス)

第三十六条 再処理事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に

係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようしなければならない。

2 再処理事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は再処理施設に及ぼす影響に応じて定めなければならない。

3 再処理事業者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定しなければならない。

4 再処理事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。

5 再処理事業者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

6 再処理事業者は、調達物品等を調達する場合においては、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の再処理事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管

理する方法を定めなければならない。（調達物品等要求事項）

第三十七条 再処理事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項

二 調達物品等の供給者の職員の資格性の確認に係る要求事項

三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項

四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

五 安全文化を醸成するための活動に関する必要要求事項

六 その他調達物品等に関し必要な事項

2 再処理事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならない。

3 再処理事業者は、調達物品等を受領する場合においては、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。

(調達物品等の検証)

第三十八条 再処理事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているように

するために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

2 再処理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。

(個別業務の管理)

第三十九条 再処理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件(個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。)の下で実施しなければならない。

- 一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。
 - 二 手順書が利用できる体制にあること。
 - 三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。
 - 四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。
 - 五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。
 - 六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。
- (個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事の検査のための組織の技術基準に関する規則

第四十条 再処理事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。

2 再処理事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができるときを、妥当性確認によって実証しなければならない。

3 再処理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

- 一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準
- 二 設備の承認及び職員の適格性の確認
- 三 方法及び手順
- 四 第七条に規定する記録に係る要求事項
- 五 再妥当性確認(個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。)

第四十一条 再処理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び再処理の方法及びびそ

業務及び再処理施設を識別しなければならない。

(追跡可能性の確保)

第四十二条 再処理事業者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることをいう。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は再処理施設を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(再処理施設の外部の者の物品)

第四十三条 再処理事業者は、再処理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

(調達物品の保持)

第四十四条 再処理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持(識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む。)しなければならない。

(監視測定のための設備の管理)

第四十五条 再処理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 再処理事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならぬ。

3 再処理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならぬ。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること。）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされていること。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4 再処理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならぬ。

5 再処理事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は再処理施設について、適切な措置を講じなければならぬ。

6 再処理事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7 再処理事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。

第六章 監視測定、分析及び改善

（監視測定、分析及び改善）

第四十六条 再処理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む。）、実施しなければならない。

一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

（再処理施設の外部の者からの意見）

第四十七条 再処理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、

て、保安の確保に対する再処理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 再処理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

（内部監査）

第四十八条 再処理事業者は、品質管理監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定めた間隔で、客観的な評価を行う部門又は再処理施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。

一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。

二 実効性のある実施及び維持がなされていること。

2 再処理事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。

3 再処理事業者は、内部監査の判定基準、範囲、頻度及び方法を定めなければならない。

4 再処理事業者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。

5 再処理事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。

6 再処理事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

7 再処理事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。

第四十九条 (プロセスの監視測定)

再処理事業者は、プロセスの監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。

2 再処理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。

3 再処理事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

ない。

第五十条 (再処理施設に対する検査試験)

再処理事業者は、再処理施設が要求事項に適合していることを検証するために、再処理施設に対して検査試験を行わなければならない。

2 再処理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

3 再処理事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。

4 再処理事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 再処理事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。

6 再処理事業者は、個別業務及び再処理施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。

(不適合の管理)

第五十一条 再処理事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は再処理施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は再処理施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

2 再処理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3 再処理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、再処理施設の使用又はプロセスの次の段階に進むことの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 再処理事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理

再処理施設に係る再処理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

しななければならない。

5 再処理事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

(データの分析)

第五十二条 再処理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 再処理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する再処理施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 プロセス、再処理施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力

(改善)

第五十三条 再処理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの

分析、是正処置、予防処置及び経営責任者

照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにするとともに、当該変更を実施しなければならない。（是正処置）

第五十四条

再処理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合においては、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 再処理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一 不適合の照査

二 不適合の原因の明確化

三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四 所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五 是正処置に関し調査を行った場合において、その結果及び当該結果に基づき

六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

(予防処置)

第五十五条 再処理事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を明確にして、これを講じなければならない。この場合において、自らの再処理施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならない。

2 再処理事業者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

一 起こり得る不適合及びその原因の明確化

二 予防処置の必要性の評価

三 所要の予防処置の明確化及び実施

四 予防処置に関し調査を行った場合において、その結果及び当該結果に基づき

五 講じた予防処置の結果の記録

六 講じた予防処置及びその実効性についての照査

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

則

(平成二十五年十一月六日)
(原子力規制委員会規則第二十九号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第四十六条の二の二の規定に基づき、再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 安全機能を有する施設(第三条―第三十条)

第三章 重大事故等対処施設(第三十一条―第五十条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)、使用済燃料の再処理の事業に関する規則(昭和

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

四十六年総理府令第十号。以下「再処理規則」という。)及び再処理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成二十五年原子力規制委員会規則第二十七号。以下「事業指定基準規則」という。)において使用する用語の例による。

(特殊な方法による施設)

第二条 特殊な方法による施設について再処理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則(昭和六十二年総理府令第十二号)第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第四十六条の二の二の技術上の基準とする。

第二章 安全機能を有する施設

(核燃料物質の臨界防止)

第三条 安全機能を有する施設は、核燃料物質の取扱以上の一つの単位(以下「単ユニット」という。)において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、核燃料物質を収納する機器の形状寸法の管理、核燃料物質の濃度、質量若しくは同位体の組成の管理若しくは中性子吸収材の形状寸法、濃度若しくは材質の管理又はこれらの組合せにより

臨界を防止するための措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、単一ユニットが二つ以上存在する場合において、運転時に予想される機械若しくは器具の単一の故障若しくはその誤作動又は運転員の単一の誤操作が起きた場合に、核燃料物質が臨界に達するおそれがないよう、単一ユニット相互間の適切な配置の維持若しくは単一ユニットの相互間における中性子の遮蔽材の使用又はこれらの組合せにより臨界を防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。

3 再処理施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第四条 安全機能を有する施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより再処理施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備(警報設備にあつては自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。以下同じ。)が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故

- 障、損壊又は異常な作動により安全上重要な施設の安全機能に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。
- 3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。
- 4 有機溶媒その他の可燃性の液体（以下この条において「有機溶媒等」という。）を取り扱う設備は、有機溶媒等の温度をその引火点以下に維持すること、不活性ガス雰囲気での有機溶媒等の発生を防止することその他の火災及び爆発の発生を防止するための措置が講じられたものでなければならぬ。
- 5 有機溶媒等を取り扱う設備であつて、静電気により着火するおそれがあるものは、適切に接地されているものでなければならぬ。
- 6 有機溶媒等を取り扱う設備をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室のうち、当該設備から有機溶媒等が漏えいた場合において爆発の危険性があるものは、換気その他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。
- 7 硝酸を含む溶液を内包する蒸発缶のう

- ち、リン酸トリブチルその他の硝酸と反応するおそれがある有機溶媒（爆発の危険性がないものを除く。次項において「リン酸トリブチル等」という。）が混入するおそれがあるものは、当該設備の熱的制限値を超えて加熱されるおそれがないものでなければならぬ。
- 8 再処理施設には、前項の蒸発缶に供給する溶液中のリン酸トリブチル等を十分に除去し得る設備が設けられていなければならぬ。
- 9 水素を取り扱う設備（爆発の危険性が無いものを除く。）は、適切に接地されているものでなければならぬ。
- 10 水素の発生のおそれがある設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならぬ。
- 11 水素を取り扱い、又は水素の発生のおそれがある設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル、グローブボックス及び室は、当該設備から水素が漏えいた場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。
- 12 ジルコニウム金属粉末その他の著しく酸化しやすき固体廃棄物を保管廃棄する設備は、水中における保管廃棄その他の火災及

び爆発のおそれがない保管廃棄をし得る構造でなければならぬ。

（安全機能を有する施設の地盤）

第五条 安全機能を有する施設は、事業指定基準規則第六条第一項の地震力が作用した場合においても当該安全機能を有する施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。

（地震による損傷の防止）

第六条 安全機能を有する施設は、これに作用する地震力（事業指定基準規則第七条第二項の規定により算定する地震力をいう。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならぬ。

2 耐震重要施設（事業指定基準規則第六条第一項に規定する耐震重要施設をいう。以下同じ。）は、基準地震動による地震力（事業指定基準規則第七条第三項に規定する基準地震動による地震力をいう。以下同じ。）に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

3 耐震重要施設は、事業指定基準規則第七条第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

（津波による損傷の防止）

第七条 安全機能を有する施設は、基準津波（事業指定基準規則第八条に規定する基準

津波をいう。以下同じ。)によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第八条 安全機能を有する施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

2 安全機能を有する施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)により再処理施設の安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、航空機の墜落により再処理施設の安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(再処理施設への人の不法な侵入等の防止)
第九条 再処理施設を設置する工場又は事業

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

所(以下「工場等」という。)には、再処理施設への人の不法な侵入、再処理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他の人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第二百二十八号)第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。第二十三条第二項第五号において同じ。)を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。(再処理施設内における溢水による損傷の防止)

第十条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(再処理施設内における化学薬品の漏えいによる損傷の防止)

第十一条 安全機能を有する施設は、再処理施設内における化学薬品の漏えいによりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(材料及び構造)

第十二条 安全機能を有する施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物の

うち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの(以下この項において「容器等」という。)の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 安全機能を有する施設に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十三条 安全機能を有する施設は、次に掲げるところにより、使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによつて汚染された物(以下「使用済燃料等」という。)を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。

一 液体状の使用済燃料等を内包する容器又は管に使用済燃料等を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の使用済燃料等が使用済燃料等を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。
二 セルは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであること。
三 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備

をその内部に設置するセルは、当該設備からの当該物質の漏えいを監視し得る構造であり、かつ、当該物質が漏えいした場合にこれを安全に処理し得る構造であるとともに当該物質がセル外に漏えいするおそれがない構造であること。

四 セル内に設置された流体状の使用済燃料等を内包する設備から、使用済燃料等が当該設備の冷却水、加熱蒸気その他の熱媒中に漏えいするおそれがある場合は、当該熱媒の系統は、必要に応じて、漏えい監視設備を備えるとともに、汚染した熱媒を安全に処理し得るように設置すること。

五 プルトニウム及びその化合物並びにこれらの物質の一又は二以上を含む物質（以下「プルトニウム等」という。）を取り扱うグローブボックスは、その内部を常時負圧状態に維持し得るものであり、かつ、給気口及び排気口を除き密閉することができる構造であること。

六 液体状のプルトニウム等を取り扱うグローブボックスは、当該物質がグローブボックス外に漏えいするおそれがない構造であること。

七 密封されていない使用済燃料等を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

八 プルトニウム等を取り扱う室（保管廃棄する室を除く。）及び使用済燃料等による汚染の発生のおそれがある室は、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

九 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備が設置される施設（液体状の使用済燃料等の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の使用済燃料等が漏えいし難いものであること。

ロ 液体状の使用済燃料等を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口若しくはその周辺部には、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいすることを防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の使用済燃料等が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 工場等の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて使用済燃料等により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。

と。ただし、当該排水路に使用済燃料等により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十七条第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

（遮蔽）

第十四条 安全機能を有する施設は、運転時及び停止時において再処理施設からの直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。

2 工場等内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

（換気）

第十五条 再処理施設内の使用済燃料等により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

二 使用済燃料等により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、使用済燃料等により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(使用済燃料等による汚染の防止)

第十六条 再処理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、使用済燃料等により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、使用済燃料等による汚染を除去しやすいものでなければならぬ。

2 再処理施設には、人が触れるおそれがある器材その他の物が使用済燃料等により汚染された場合に当該汚染を除去するための設備が設けられていなければならない。

(安全機能を有する施設)

第十七条 安全機能を有する施設は、設計基準事故時及び設計基準事故に至るまでの間に想定される全ての環境条件において、その安全機能を発揮することができるように

設置されていなければならない。

2 安全機能を有する施設は、その健全性及び能力を確認するため、その安全機能の重要度に応じ、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができるように設置されていなければならない。

3 安全機能を有する施設は、その安全機能を維持するため、適切な保守及び修理ができるように設置されていなければならない。

4 安全機能を有する施設に属する設備であつて、ポンプその他の機器又は配管の損壞に伴う飛散物により損傷を受け、再処理施設の安全性を損なうことが想定されるものは、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

5 安全機能を有する施設は、二以上の原子力施設と共用する場合において、再処理施設の安全性が損なわれないように設置されていなければならない。

(安全上重要な施設)

第十八条 非常用電源設備その他の安全上重要な施設は、再処理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、当該施設自体又は当該施設が属する系統として多重性を有するものでなければならない。

(搬送設備)

第十九条 使用済燃料等を搬送する設備（人の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある使用済燃料等を搬送する能力を有するものであること。

二 搬送中の使用済燃料が破損するおそれがないこと。

三 使用済燃料等を搬送するための動力の供給が停止した場合に、使用済燃料等を安全に保持しているものであること。

(安全避難通路等)

第二十条 再処理施設には、次に掲げる設備が設けられていなければならない。

一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明

三 設計基準事故が発生した場合に用いる照明（前号の避難用の照明を除く。）及びその専用の電源

(使用済燃料の貯蔵施設等)

第二十一条 使用済燃料の受入れ施設及び貯蔵施設は、次に掲げるところによらなければならない。

一 使用済燃料の崩壊熱を安全に除去し得

るものであること。

二 使用済燃料を受け入れ、又は貯蔵する水槽は、次に掲げるところによるものであること。

イ 水があふれ、又は漏えいするおそれがないものであること。

ロ 水が使用済燃料によって汚染されるおそれがある場合には、浄化装置を設けること。

ハ 水の漏えいを適切に検知し得るものであること。

2 製品貯蔵施設は、製品の崩壊熱を安全に除去し得るように設置されていなければならない。

(計測制御系統施設)

第二十二條 再処理施設には、次に掲げる事項その他必要な事項を計測し、制御する設備が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を計測する設備については、直接計測することが困難な場合は間接的に計測する設備をもって替えることができる。

一 ウランの精製施設に供給される溶液中のプルトニウムの濃度

二 液体状の中性子吸収材を使用する場合にあつては、その濃度

三 使用済燃料溶解槽内の温度

四 蒸発缶内の温度及び圧力

五 廃液槽の冷却水の流量及び温度

2 再処理施設に他の要因により再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、第二十七条第二号の放射性物質の濃度若しくは同条第四号の外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

(安全保護回路)

第二十三條 再処理施設には、安全保護回路が設けられていなければならない。

2 安全保護回路は、次に掲げるところによらなければならない。

一 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故が発生した場合において、これらの異常な状態を検知し、これらの核的、熱的及び化学的制限値を超えないようにするための設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させるものとする。

二 火災、爆発その他の再処理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、これらを抑制し、又は防止するための設備（前号に規定するものを除く。）の作動を速やかに、かつ、自動的に開始

させるものとする。

三 系統を構成する機械若しくは器具又はチャンネルは、単一故障が起きた場合又は使用状態からの単一の取り外しを行った場合において、安全保護機能を失わないよう、多重性を確保すること。

四 駆動源の喪失、系統の遮断その他の不利な状況が生じた場合においても、再処理施設をより安全な状態に移行するか、又は当該状態を維持することにより、再処理施設の安全上支障がない状態を維持できるものであること。

五 不正アクセス行為その他の電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせる行為による被害を防止するために必要な措置を講ずること。

六 計測制御系の一部を安全保護回路と共用する場合には、その安全保護機能を失わないよう、計測制御系から機能的に分離されたものであること。

(制御室等)

第二十四條 再処理施設には、制御室が設けられていなければならない。

2 制御室は、当該制御室において制御する工程の設備の運転状態を表示する装置、当該工程の安全性を確保するための設備を操作する装置、当該工程の異常を表示する警

報装置その他の当該工程の安全性を確保するための主要な装置を集中し、かつ、誤操作することなく適切に運転操作することができるように設置されていなければならない。

3 制御室には、再処理施設の外部の状況を把握するための装置が設けられていなければならない。

4 分離施設、精製施設その他必要な施設には、再処理施設の健全性を確保するために必要な温度、圧力、流量その他の再処理施設の状態を示す事項（以下「パラメータ」という。）を監視するための設備及び再処理施設の安全性を確保するために必要な操作を手動により行うことができる設備が設けられていなければならない。

5 制御室及びこれに連絡する通路並びに運転員その他の従事者が制御室に入り出するための区域には、設計基準事故が発生した場合に再処理施設の安全性を確保するための措置をとるため、従事者が支障なく制御室に入り、又は一定期間とどまり、かつ、当該措置をとるための操作を行うことができるよう、遮蔽その他の適切な放射線防護措置、気体状の放射性物質及び制御室外の火災又は爆発により発生する有毒ガスに対する換気設備の隔離その他の当該従事者を適切に防護するための設備が設けられてい

なければならない。

第二十五条 (廃棄施設)

放射性廃棄物を廃棄する設備（放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。）は、次に掲げるところによらなければならない。

一 周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度及び液体状の放射性物質の海洋放出に起因する線量がそれぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように再処理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

三 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

四 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に、ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るもので

あり、かつ、ろ過装置の使用済燃料等による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

五 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、海洋放出口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

(保管廃棄施設)

第二十六条 放射性廃棄物を保管廃棄する設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じ得るように設置されていなければならない。

(放射線管理施設)

第二十七条 工場等には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

一 再処理施設の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の海洋放出口又はこれに

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

近接する箇所における放出水中の放射性物質の種類別の量及び濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量
(保安電源設備)

第二十八条 再処理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、再処理施設の安全性を確保するために必要な設備の機能を維持するために、内燃機関を原動力とする発電設備又はこれと同等以上の機能を有する非常用電源設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設の安全性を確保するために特に必要な設備には、無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備が設けられていなければならない。

3 保安電源設備は、外部電源系統及び非常用電源設備から再処理施設の安全性を確保するために必要な設備への電力の供給が停止することがないように、機器の損壊、故障その他の異常を検知するとともに、その拡大を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

4 再処理施設に接続する電線路のうち少なくとも二回線は、当該再処理施設において受電可能なものであり、かつ、それにより当該再処理施設を電力系統に連系するものでなければならない。

5 非常用電源設備及びその附属設備は、多重性を確保し、及び独立性を確保し、その系統を構成する機械又は器具の単一故障が発生した場合であっても、運転時の異常な過渡変化時又は設計基準事故時において安全上重要な施設及び設計基準事故に対処するための設備がその機能を確保するために十分な容量を有するものでなければならない。

(緊急時対策所)

第二十九条 工場等には、設計基準事故が発生した場合に適切な措置をとるため、緊急時対策所が制御室以外の場所に設けられていなければならない。

(通信連絡設備)

第三十条 工場等には、設計基準事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び多様性を確保した通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 工場等には、設計基準事故が発生した場合において再処理施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、

多様性を確保した専用通信回線が設けられていなければならない。

第三章 重大事故等対処施設

(火災等による損傷の防止)

第三十一条 重大事故等対処施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより重大事故に至るおそれがある事故(運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を除く。)又は重大事故(以下「重大事故等」と総称する。)に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがある場合において、消火設備及び警報設備が設置されたものでなければならない。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により重大事故等に対処するために必要な機能に著しい支障を及ぼすおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならない。

3 重大事故等対処施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。

4 重大事故等対処施設は、火災又は爆発によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれないう、次に掲げる措置が講じられたものでなければならない。

一 発火性又は引火性の物質を内包する系統の漏えい防止その他の措置を講ずること。
二 避雷設備その他の自然現象による火災発生を防止するための設備を設置すること。

(重大事故等対処施設の地盤)

第三十二条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定める地盤に設置されたものでなければならぬ。

一 重大事故等対処設備のうち常設のもの(重大事故等対処設備のうち可搬型のもの(以下「可搬型重大事故等対処設備」という。))と接続するものにあつては、当該可搬型重大事故等対処設備と接続するために必要な再処理施設内の常設の配管、弁、ケーブルその他の機器を含む以下「常設重大事故等対処設備」という。)であつて、耐震重要施設に属する設計基準事故に対処するための設備が有する機能を代替するもの(以下「常設耐震重要重大事故等対処設備」という。)が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外

再処理施設の性能に係る技術基準に関する規則

の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該重大事故等対処施設を十分に支持することができる地盤

(地震による損傷の防止)

第三十三条 重大事故等対処施設は、次に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより設置されたものでなければならぬ。

一 常設耐震重要重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 基準地震動による地震力に対して重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないものであること。

二 常設耐震重要重大事故等対処設備以外の常設重大事故等対処設備が設置される重大事故等対処施設 事業指定基準規則第七條第二項の規定により算定する地震力に十分に耐えるものであること。

2 前項第一号の重大事故等対処施設は、事業指定基準規則第七條第三項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(津波による損傷の防止)

第三十四条 重大事故等対処施設は、基準津波によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(重大事故等対処設備)

第三十五条 重大事故等対処設備は、次に掲げるところによらなければならない。

一 想定される重大事故等の収束に必要な個数及び容量を有すること。

二 想定される重大事故等が発生した場合における温度、放射線、荷重その他の使用条件において、重大事故等に対処するために必要な機能を有効に発揮すること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において確実に操作できること。

四 健全性及び能力を確認するため、再処理施設の運転中又は停止中に検査又は試験ができること。

五 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる機能を備えること。

六 工場等内の他の設備に対して悪影響を及ぼさないこと。

七 想定される重大事故等が発生した場合

において重大事故等対処設備の操作及び復旧作業を行うことができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

2 常設重大事故等対処設備は、前項に掲げるもののほか、共通要因によって設計基準事故に対処するための設備の安全機能と同時にその機能が損なわれるおそれがないよう、適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項の規定によるほか、次に掲げるところによらなければならない。

一 常設設備（再処理施設と接続されている設備又は短時間に再処理施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該常設設備と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統が相互に使用することができるよう、接続部の規格の統一その他の適切な措置を講ずること。

二 常設設備と接続するものにあつては、共通要因によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（再処理施設の外から水又は電力を供給するものに限る。）の接

続口をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けること。

三 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び常設設備と接続することができるよう、線量が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への遮蔽物の設置その他の適切な措置を講ずること。

四 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる保管場所に保管すること。

五 想定される重大事故等が発生した場合において、可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の被害状況を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講ずること。

六 共通要因によって、設計基準事故に対処するための設備の安全機能又は常設重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能と同時に可搬型重大事故等対処設備の重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれるおそれが

ないよう、適切な措置を講ずること。

（材料及び構造）

第三十六条 重大事故等対処設備に属する容器及び管並びにこれらをサポートする構造物のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等の設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2 重大事故等対処設備に属する容器及び管のうち、再処理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないように設置されていなければならない。

（臨界事故の拡大を防止するための設備）

第三十七条 セル内において核燃料物質が臨界に達することを防止するための機能を有する施設には、再処理規則第一条の第三一号に規定する重大事故の拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 未臨界に移行し、及び未臨界を維持するために必要な設備

二 臨界事故が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配

管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

三 臨界事故が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(冷却機能の喪失による蒸発乾固に対処するための設備)

第三十八条 セル内において使用済燃料から分離された物であつて液体状のもの又は液体状の放射性廃棄物を冷却する機能を有する施設には、再処理規則第一条の第三二号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 蒸発乾固の発生を未然に防止するために必要な設備

二 蒸発乾固が発生した場合において、放射性物質の発生を抑制し、及び蒸発乾固の進行を緩和するために必要な設備

三 蒸発乾固が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 蒸発乾固が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(放射線分解により発生する水素による爆発に対処するための設備)

第三十九条

セル内において放射線分解によつて発生する水素が再処理設備の内部に滞留することを防止する機能を有する施設には、再処理規則第一条の第三三号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 放射線分解により発生する水素による爆発(以下この条において「水素爆発」という。)の発生を未然に防止するために必要な設備

二 水素爆発が発生した場合において水素爆発が続いて生じることがない状態を維持するために必要な設備

三 水素爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 水素爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(有機溶媒等による火災又は爆発に対処するための設備)

第四十条

セル内において有機溶媒その他の

物質を内包する施設には、再処理規則第一条の第三四号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備が設けられていなければならない。

一 火災又は爆発の発生(リン酸トリブチルの混入による急激な分解反応により発生するものを除く。)を未然に防止するために必要な設備

二 火災又は爆発が発生した場合において火災又は爆発を収束させるために必要な設備

三 火災又は爆発が発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 火災又は爆発が発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備

(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)

第四十一条

再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽の冷却機能又は注水機能が喪失し、又は使用済燃料貯蔵槽からの水の漏えいその他要因により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料を冷却し、放射線を遮蔽

し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、使用済燃料貯蔵槽からの大量の水の漏えいその他の要件により当該使用済燃料貯蔵槽の水位が異常に低下した場合において使用済燃料貯蔵槽内の使用済燃料の著しい損傷の進行を緩和し、及び臨界を防止するために必要な設備が設けられていなければならない。

(放射性物質の漏えいに対処するための設備)

第四十二条 セル内又は建屋内（セル内を除く。以下この条において同じ。）において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設には、必要に応じ、再処理規則第一条の第三第六号に規定する重大事故の発生又は拡大を防止するために必要な次に掲げる重大事故等対処設備（建屋内において系統又は機器からの放射性物質の漏えいを防止するための機能を有する施設にあつては、第三号を除く。）が設けられていなければならない。

一 系統又は機器からの放射性物質の漏えいを未然に防止するために必要な設備
二 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において当該系統又は機器の周辺における放射性物質の漏えいの拡大を防止するために必要な設備

三 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した設備に接続する換気系統の配管の流路を遮断するために必要な設備及び換気系統の配管内が加圧状態になった場合にセル内に設置された配管の外部へ放射性物質を排出するために必要な設備

四 系統又は機器から放射性物質の漏えいが発生した場合において放射性物質の放出による影響を緩和するために必要な設備
(工場等外への放射性物質等の放出を抑制するための設備)

第四十三条 再処理施設には、重大事故が発生した場合において工場等外への放射性物質及び放射線の放出を抑制するために必要な設備が設けられていなければならない。

(重大事故等への対処に必要な水の供給設備)

第四十四条 設計基準事故への対処に必要な水源とは別に、重大事故等への対処に必要な十分な量の水を有する水源を確保することに加えて、再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備及び重大事故等対処設備に対して重大事故等への対処に必要な十分な量の水を供給するために必要な設備が設けられていなければならない。
(電源設備)

第四十五条 再処理施設には、設計基準事故に対処するための設備の電源が喪失したことにより重大事故等が発生した場合において当該重大事故等に対処するために必要な電力を確保するために必要な設備が設けられていなければならない。

(計装設備)

第四十六条 再処理施設には、重大事故等が発生し、計測機器（非常用のものを含む。）の直流電源の喪失その他故障により当該重大事故等に対処するために監視することが必要なパラメータを計測することが困難となった場合において当該パラメータを推定するために有効な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、再処理施設への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合においても必要な情報を把握できる設備が設けられていなければならない。

3 前項の設備は、共通要因によって制御室と同時にその機能が損なわれないものでなければならない。

(制御室)

第四十七条 第二十四条第一項の規定により設置される制御室には、重大事故が発生した場合においても運転員がとどまるために必要な設備が設けられていなければならない。

い。

(監視測定設備)

第四十八条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等及びその周辺（工場等の周辺海域を含む。）において、当該再処理施設から放出される放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

2 再処理施設には、重大事故等が発生した場合に工場等において、風向、風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録することができる設備が設けられていなければならない。

(緊急時対策所)

第四十九条 第二十九条の規定により設置される緊急時対策所は、重大事故等が発生した場合においても当該重大事故等に対処するための適切な措置が講じられるよう、次に掲げるところによらなければならない。

一 重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまることができるよう、適切な措置を講ずること。

二 重大事故等に対処するために必要な指示ができるよう、重大事故等に対処するために必要な情報を把握できる設備を設けること。

三 再処理施設の内外の通信連絡をする必

要の性能に係る技術基準に関する規則

要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備を設けること。

2 緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容することができる措置が講じられたものでなければならない。

(通信連絡を行うために必要な設備)

第五十条 再処理施設には、重大事故等が発生した場合において当該再処理施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うために必要な設備が設けられていなければならない。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年二月十八日）から施行する。

○第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
原子力規制委員会規則第三十号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の三第二号の規定に基づき、第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(適用範囲)

第一条 この規則は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)第五十一条の二第一項第二号に規定する第二種廃棄物埋設の事業に係る廃棄物埋設施設(余裕深度処分に係るものを除く。)について適用する。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、法及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第一号)において使用する用語の例による。

(廃棄物埋設施設の地盤)

第三条 廃棄物埋設施設は、次条第二項の規定により算定する地震力が作用した場合においても当該廃棄物埋設施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 廃棄物埋設地は、変形した場合においてもその安全性が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 廃棄物埋設地は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

第四条 廃棄物埋設施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある廃棄物埋設施設の安全性を確保するために必要な機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

(津波による損傷の防止)

第五条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

(外部からの衝撃による損傷の防止)

第六条 廃棄物埋設施設は、想定される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した

場合においても安全性を損なわないものでなければならない。

2 廃棄物埋設施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物埋設施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの(故意によるものを除く。)に対して安全性を損なわないものでなければならない。

(火災等による損傷の防止)

第七条 廃棄物埋設施設は、火災又は爆発により当該廃棄物埋設施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

一 火災及び爆発の発生を防止すること。

二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。

三 火災及び爆発の影響を軽減すること。

(遮蔽等)

第八条 廃棄物埋設施設は、当該廃棄物埋設施設からの直接ガンマ線及びスカイシャインガンマ線による事業所周辺の線量を十分に低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 廃棄物埋設施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるよう、遮蔽その他適切な措置を

講じたものでなければならぬ。

3 廃棄物埋設施設は、放射性物質の飛散防止のための措置を講じたものでなければならぬ。

(異常時の放射線障害の防止等)

第九條 廃棄物埋設施設は、次に掲げる要件を満たすものでなければならぬ。

一 埋設する放射性廃棄物の受入れの開始の日から廃止措置の開始の日の前日までの間において、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合においても事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものであること。

二 前号の期間中において、廃棄物埋設地の保全に関する措置を必要としない状態に移行する見通しがあるものであること。

(廃棄物埋設地)

第十條 廃棄物埋設地は、廃棄物埋設地の外への放射性物質の異常な漏えいを防止する機能を有するものでなければならぬ。

2 ピット処分を行う場合の廃棄物埋設地は、外周仕切設備を設置する方法その他の方法により、少なくとも埋設が終了するまでの期間、放射性物質を廃棄物埋設地の限定された区域に閉じ込める機能を有するものでなければならぬ。

3 廃棄物埋設地は、埋設した放射性廃棄物

に含有される化学物質その他の化学物質により安全性を損なわないものでなければならぬ。

(放射線管理施設)

第十一條 事業所には、次に掲げるところにより、放射線管理施設を設けなければならない。

一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(廃棄施設)

第十二條 廃棄物埋設施設には、周辺監視区域の外に空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、放射性廃棄物の埋設に伴い発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設(放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。)を設けなければならない。

2 廃棄物埋設施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

(地下水の水位等の監視設備)

第十三條 廃棄物埋設施設には、地下水の水位その他の廃棄物埋設地及びその周辺の状況を監視し、及び測定する設備(第十一條第一号及び第二号に規定する設備を除く。)を設けなければならない。

(予備電源)

第十四條 廃棄物埋設施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができ予備電源を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第十五條 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 事業所には、廃棄物埋設施設に異常が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3 廃棄物埋設施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十

第二種廃棄物埋設施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

二月十八日）から施行する。

○ 廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
(原子力規制委員会規則第三十二号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十一条の三第二号の規定に基づき、廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律及び核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則(昭和六十三年総理府令第四十七号)において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「安全機能」とは、廃棄物管理施設の安全性を確保するために必要な機能をい

廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則

う。

二 「安全上重要な施設」とは、安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し、又は防止するものをいう。

(遮蔽等)

第二条 廃棄物管理施設は、当該廃棄物管理施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量を十分に低減できるように、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

2 廃棄物管理施設は、放射線障害を防止する必要がある場合には、管理区域その他事業所内の人が立ち入る場所における線量を低減できるように、遮蔽その他適切な措置を講じたものでなければならない。

(閉じ込めの機能)

第三条 廃棄物管理施設は、放射性廃棄物を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならない。

第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発に

より当該廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならない。

一 火災及び爆発の発生を防止すること。
二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火すること。

三 火災及び爆発の影響を軽減すること。

(廃棄物管理施設の地盤)

第五条 廃棄物管理施設は、次条第二項の規定により算定する地震力(安全上重要な施設にあっては、同条第三項の地震力を含む。)が作用した場合においても当該廃棄物管理施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 安全上重要な施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれないおそれがない地盤に設けなければならない。

3 安全上重要な施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

(地震による損傷の防止)

第六条 廃棄物管理施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならない。

2 前項の地震力は、地震の発生によつて生ずるおそれがある廃棄物管理施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

い。
3 安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。
4 安全上重要な施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

（津波による損傷の防止）

第七条 廃棄物管理施設は、その供用中に当該廃棄物管理施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全性が損なわれるおそれがないものでなければならぬ。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）が発生した場合においても安全性を損なわないものでなければならぬ。

2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）に対して安全性を損なわないものでなければならぬ。
（廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

第九条

事業所には、廃棄物管理施設への人の不法な侵入、廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第十条 廃棄物管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合には、臨界を防止するために必要な措置を講じなければならない。

（安全機能を有する施設）

第十一条 安全機能を有する施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならぬ。
2 安全機能を有する施設を他の原子力施設と共用し、又は安全機能を有する施設に属する設備を一の廃棄物管理施設において共用する場合には、廃棄物管理施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。

い。

4 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合には、多重性を有しなければならない。
（設計最大評価事故時の放射線障害の防止）

第十二条

廃棄物管理施設は、設計最大評価事故（安全設計上想定される事故のうち、公衆が被ばくする線量を評価した結果、その線量が最大となるものをいう。）が発生した場合において、事業所周辺の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならぬ。

（処理施設）

第十三条

廃棄物管理施設には、必要に応じて、次に掲げるところにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律施行令（昭和三十二年政令第三百二十四号）第三十二条第二号に規定する処理を行うための施設を設けなければならない。
一 受け入れる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものとする。

二 処理に伴い生じた放射性廃棄物を排出する場合は、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるように、廃棄施設に接続する排気口の設置を

他の必要な措置を講ずるものとする。

(管理施設)

第十四条 廃棄物管理施設には、次に掲げる

ところに、放射性廃棄物を管理する施設を設けなければならない。

一 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものとする。

二 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものとする。

三 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講ずるものとする。

(計測制御系統施設)

第十五条 廃棄物管理施設には、必要に応じて、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能その他の機能が確保されていることを適切に監視することができる計測制御系統施設を設けなければならない。

2 廃棄物管理施設には、安全設計上想定される事故により当該廃棄物管理施設の安全性を損なうおそれが生じたとき、次条第二号の放射性物質の濃度若しくは線量が著しく上昇したとき又は廃棄施設から放射性廃棄物が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警

報する設備を設けなければならない。

(放射線管理施設)

第十六条 事業所には、次に掲げるところに

より、放射線管理施設を設けなければならない。

一 放射線から放射線業務従事者を防護するため、線量を監視し、及び管理する設備を設けること。

二 事業所及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定する設備を設けること。

三 放射線から公衆及び放射線業務従事者を防護するため、必要な情報を適切な場所に表示する設備を設けること。

(廃棄施設)

第十七条 廃棄物管理施設には、周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、必要に応じて、当該廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有する廃棄施設（放射性廃棄物を保管廃棄する施設を除く。）を設けなければならない。

2 廃棄物管理施設には、十分な容量を有する放射性廃棄物を保管廃棄する施設を設けなければならない。

(予備電源)

第十八条 廃棄物管理施設には、外部電源系

統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第十九条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備を設けなければならない。

3 廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備を設けなければならない。

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

○特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

〔平成二十五年十二月六日〕
〔原子力規制委員会規則第三十二号〕

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号）第五十一条の七第三項第三号の規定に基づき、特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則を次のように制定する。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 品質管理監督システム（第三条―第七条）

第三章 経営責任者の責任（第八条―第十四条）

第四章 資源の管理監督（第二十条―第二十四条）

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施（第二十五条―第四十五条）

第六章 監視測定、分析及び改善（第四十六条―第五十五条）

附則

第一章 総則

（適用範囲）

第一条 この規則は、特定廃棄物管理施設について適用する。

（定義）

第二条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 「品質管理監督システム」とは、廃棄物管理事業者が品質に関して保安活動を実施する部門（以下「部門」という。）

の管理監督を行うための仕組み（安全文化を醸成するための活動を行う仕組みを含む。）をいう。

二 「資源」とは、個人の有する知識及び技能並びに技術、設備その他の個別業務（保安活動を構成する個別の業務をいう。以下同じ。）に活用される資源をいう。

三 「品質方針」とは、品質保証の実施のために経営責任者が定め、表明する基本的な方針をいう。

四 「照査」とは、設定された目標を達成する上での妥当性及び有効性を判定することをいう。

五 「プロセス入力情報」とは、あるプロセス（工業標準化法（昭和二十四年法律第九〇〇号）に基づく日本工業規格Q9000のプロセスをいう。以下同じ。）を実施するに当たって提供される、品質管理のために必要な情報等をいう。

六 「プロセス出力情報」とは、あるプロセスを実施した結果得られる情報等をいう。

七 「妥当性確認」とは、特定廃棄物管理施設並びに手順、プロセスその他の個別業務及び品質管理の方法が期待される結果を与えることを検証することをいう。

第二章 品質管理監督システム

（品質管理監督システムに係る要求事項）

第三条 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、品質管理監督システムを確立

し、実施するとともに、その実効性を維持しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 品質管理監督システムに必要なプロセスの内容(当該プロセスにより達成される結果を含む。)を明らかにするとともに、当該プロセスのそれぞれについてどのように適用されるかについて識別できるようにすること。

二 プロセスの順序及び相互の関係を明確にすること。

三 プロセスの実施及び管理の実効性の確保に必要な判定基準及び方法を明確にすること。

四 プロセスの実施並びに監視及び測定(以下「監視測定」という。)に必要な資源及び情報が利用できる体制を確保すること。

五 プロセスを監視測定し、及び分析すること。ただし、測定することが困難な場合は、測定することを要しない。

六 プロセスについて、第一号の結果を得るため、及び実効性を維持するために、所要の措置を講ずること。

七 品質保証の実施に係るプロセス及び組織を品質管理監督システムと整合的なものとする。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

八 社会科学及び行動科学の知見を踏まえ、保安活動を促進すること。

3 廃棄物管理事業者は、この規則の規定に従って、プロセスを管理しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る要求事項(関係法令を含む。以下「個別業務等要求事項」という。)への適合性に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにしなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、前項の管理を、品質管理監督システムの中で識別することができるように規定しなければならない。

6 廃棄物管理事業者は、保安のための重要度に応じて、品質管理監督システムに係る要求事項を適切に定めなければならない。

7 廃棄物管理事業者は、保安のための重要度に応じて、資源の適切な配分を行わなければならない。

(品質管理監督システムの文書化)

第四条 廃棄物管理事業者は、前条第一項の規定により品質管理監督システムを確立するときは、次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施しなければならない。

一 品質方針表明書及び品質目標表明書

二 品質管理監督システムを規定する文書(以下「品質管理監督システム基準書」という。)

三 プロセスについての実効性のある計画的な実施及び管理がなされるようにするために必要な文書

四 この規則に規定する手順書及び記録(品質管理監督システム基準書)

第五条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システム基準書に、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 品質保証の実施に係る組織に関する事項

二 保安活動の計画に関する事項

三 保安活動の実施に関する事項

四 保安活動の評価に関する事項

五 保安活動の改善に関する事項

六 品質管理監督システムの範囲

七 品質管理監督システムのために作成した手順書の内容又は当該手順書の文書番号その他参照情報

八 各プロセスの相互の関係(文書の管理)

第六条 廃棄物管理事業者は、この規則に規定する文書その他品質管理監督システムに必要な文書(記録を除く。以下「品質管理監督文書」という。)を管理しなければならない。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な管理を定めた手順書を作成しなればならない。

一 品質管理監督文書を発行するに当たり、当該文書の妥当性を照査し、その発行を承認すること。

二 品質管理監督文書について所要の照査を行い、更新を行うに当たり、その更新を承認すること。

三 品質管理監督文書の変更内容及び最新の改訂状況が識別できるようにすること。

四 改訂のあった品質管理監督文書を使用する場合において、当該文書の適切な改訂版が利用できる体制を確保すること。

五 品質管理監督文書が読みやすく、容易に内容を把握することができる状態にあることを確保すること。

六 外部で作成された品質管理監督文書を識別し、その配付を管理すること。

七 廃止した品質管理監督文書が意図に反して使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別すること。

(記録の管理)

第七条 廃棄物管理事業者は、この規則に規定する記録その他要求事項への適合及び品

品質管理監督システムの設計及び工事に係る品質管理の実証する記録の対象を明らかにするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、これを管理しなればならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の記録の識別、保存、保護、検索、保存期間及び廃棄に関し所要の管理を定めた手順書を作成しなればならない。

第三章 経営責任者の責任

(経営責任者の関与)

第八条 経営責任者は、品質管理監督システムの確立及び実施並びにその実効性の維持に指導力及び責任を持って関与していることを、次に掲げる業務を行うことによつて実証しなればならない。

一 品質方針を定めること。
二 品質目標が定められているようにすること。

三 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

四 第十七条第一項に規定する照査を実施すること。
五 資源が利用できる体制を確保すること。

六 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を、保安

活動を実施する者(以下「職員」という。)に周知すること。

(原子力の安全の確保の重視)

第九条 経営責任者は、個別業務等要求事項が明確にされ、かつ、個別業務及び特定廃棄物管理施設が当該要求事項に適合しているようにしなればならない。

(品質方針)

第十条 経営責任者は、品質方針が次に掲げる条件に適合しているようにしなればならない。

一 品質保証の実施に係る廃棄物管理事業者の意図に照らし適切なものであること。

二 要求事項への適合及び品質管理監督システムの実効性の維持に責任を持って関与することを規定していること。

三 品質目標を定め、照査するに当たつての枠組みとなるものであること。

四 職員に周知され、理解されていること。

五 妥当性を維持するために照査されていること。

六 組織運営に関する方針と整合的なものであること。

(品質目標)

第十一条 経営責任者は、部門において、品質目標(個別業務等要求事項への適合のた

めに必要な目標を含む。)が定められているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質目標を、その達成状況を評価しうるものであつて、かつ、品質方針と整合的なものとしなければならない。

(品質管理監督システムの計画の策定)

第十二条 経営責任者は、品質管理監督システムが第三条の規定及び品質目標に適合するように、その実施に当たつての計画が策定されているようにしなければならない。

2 経営責任者は、品質管理監督システムの変更を計画し、及び実施する場合においては、当該品質管理監督システムが不備のないものであることを維持しなければならない。

(責任及び権限)

第十三条 経営責任者は、部門及び職員の責任(保安活動の内容について説明する責任を含む。)及び権限が定められ、文書化され、周知されているようにしなければならない。

(管理責任者)

第十四条 経営責任者は、品質管理監督システムを管理監督する責任者(以下「管理責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施されると

もに、その実効性が維持されているようにすること。

二 品質管理監督システムの実施状況及びその改善の必要性について経営責任者に報告すること。

三 部門において、関係法令を遵守することとその他原子力の安全を確保することについての認識が向上するようにすること。

(プロセス責任者)

第十五条 経営責任者は、プロセスを管理監督する責任者(以下「プロセス責任者」という。)に、次に掲げる業務に係る責任及び権限を与えなければならない。

一 プロセスが確立され、実施され、かつ、その実効性が維持されているようにすること。

二 プロセス責任者が管理する個別業務に従事する職員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

三 プロセス責任者が管理する個別業務の実績に関する評価を行うこと。

四 安全文化を醸成するための活動を促進すること。

(内部情報伝達)

第十六条 経営責任者は、適切に情報の伝達が行われる仕組みが確立されているように

するとともに、情報の伝達が品質管理監督システムの実効性に注意を払いつつ行われるようにしなければならない。

(経営責任者照査)

第十七条 経営責任者は、品質管理監督システムについて、その妥当性及び実効性の維持を確認するための照査(品質管理監督システム、品質方針及び品質目標の改善の余地及び変更の必要性の評価を含む。以下「経営責任者照査」という。)を、あらかじめ定めた間隔で行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、経営責任者照査の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

(経営責任者照査に係るプロセス入力情報)

第十八条 廃棄物管理事業者は、次に掲げるプロセス入力情報によつて経営責任者照査を行わなければならない。

一 照査の結果

二 特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見

三 プロセスの実施状況

四 特定廃棄物管理施設の検査の結果

五 品質目標の達成状況

六 安全文化を醸成するための活動の実施状況

七 関係法令の遵守状況

八 是正処置(不適合)要求事項に適合し

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

ない状態をいう。以下同じ。）に対する再発防止のために行う是正に関する処置をいう。以下同じ。）及び予防処置（生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置をいう。以下同じ。）の状況

九 従前の経営責任者照査の結果を受けて講じた措置

十 品質管理監督システムに影響を及ぼすおそれのある変更

十一 部門又は職員等からの改善のための提案

（経営責任者照査に係るプロセス出力情報）

第十九条 廃棄物管理事業者は、経営責任者照査から次に掲げる事項に係る情報を得て、所要の措置を講じなければならない。

一 品質管理監督システム及びプロセスの実効性の維持に必要な改善

二 個別業務に関する計画及び個別業務の実施に関連する保安活動の改善

三 品質管理監督システムの妥当性及び実効性の維持を確保するために必要な資源

第四章 資源の管理監督
（資源の確保）

第二十条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な資源を明確にし、確保しなければならない。

（職員）

第二十一条 廃棄物管理事業者は、職員に、次に掲げる要件を満たしていることをもってその能力が実証された者を充てなければならない。

一 適切な教育訓練を受けていること。
二 所要の技能及び経験を有していること。

（教育訓練等）

第二十二条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 職員にどのような能力が必要かを明確にすること。
二 職員の教育訓練の必要性を明らかにすること。

三 前号の教育訓練の必要性を満たすために教育訓練その他の措置を講ずること。
四 前号の措置の実効性を評価すること。
五 職員が、品質目標の達成に向けて自らの個別業務の関連性及び重要性を認識するとともに、自らの貢献の用途を認識しているようにすること。

六 職員の教育訓練、技能及び経験について適切な記録を作成し、これを管理すること。

（業務運営基盤）

第二十三条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な業務運営基盤（個別業務に必要な施設、設備及びサービスの体系をいう。）

を明確にして、これを維持しなければならない。

（作業環境）

第二十四条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
（個別業務に必要なプロセスの計画）

第二十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

一 個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る品質目標及び個別業務等要求事項

二 所要のプロセス、品質管理監督文書及び資源であって、個別業務又は特定廃棄物管理施設に固有のもの

三 所要の検証、妥当性確認、監視測定並びに検査及び試験（以下「検査試験」という。）であって、当該個別業務又は特

を明確にして、これを維持しなければならない。

（作業環境）

第二十四条 廃棄物管理事業者は、保安のために必要な作業環境を明確にして、これを管理監督しなければならない。

第五章 個別業務に関する計画の策定及び個別業務の実施
（個別業務に必要なプロセスの計画）

第二十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定するとともに、確立しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の規定により策定された計画（以下「個別業務計画」という。）と、個別業務に係るプロセス以外のプロセスに係る要求事項との整合性を確保しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定を行うに当たっては、次に掲げる事項を適切に明確化しなければならない。

定廃棄物管理施設に固有のもの及び個別業務又は特定廃棄物管理施設の適否を決定するための基準（以下「適否決定基準」という。）

四 個別業務又は特定廃棄物管理施設に係るプロセス及びその結果が個別業務等要求事項に適合していることを実証するために必要な記録

4 廃棄物管理事業者は、個別業務計画の策定に係るプロセス出力情報を、作業方法に見合う形式によるものとしなければならない。

（個別業務等要求事項の明確化）

第二十六条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確にしなければならない。

- 一 特定廃棄物管理施設の外部の者が明示してはならないもの、個別業務又は特定廃棄物管理施設に必要な要求事項であって既知のもの
- 二 関係法令のうち、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に関するもの
- 三 その他廃棄物管理事業者が明確にした要求事項

（個別業務等要求事項の照査）

第二十七条 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施又は特定廃棄物管理施設の使用に当たって、あらかじめ、個別業務等要求事項

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

の照査を実施しなければならない。
2 廃棄物管理事業者は、前項の照査を実施するに当たっては、次に掲げる事項を確認しなければならない。

一 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が定められていること。

二 当該個別業務又は特定廃棄物管理施設に係る個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、当該相違点が解明されていること。

三 廃棄物管理事業者が、あらかじめ定められた要求事項に適合する能力を有していること。

3 廃棄物管理事業者は、第一項の照査の結果に係る記録及び当該照査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する職員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにしなければならない。

（特定廃棄物管理施設の外部の者との情報の伝達）

第二十八条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄

物管理施設の外部の者との情報の伝達のために実効性のある方法を明らかにして、これを実施しなければならない。
（設計開発計画）

第二十九条 廃棄物管理事業者は、設計開発

（特定廃棄物管理施設に必要な要求事項を考慮し、特定廃棄物管理施設の仕様を定めることをいう。以下同じ。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定するとともに、設計開発を管理しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にしなければならない。

一 設計開発の段階

二 設計開発の各段階それぞれにおいて適切な照査、検証及び妥当性確認

三 設計開発に係る部門及び職員の責任（保安活動の内容について説明する責任を含む。）及び権限

3 廃棄物管理事業者は、実効性のある情報の伝達並びに責任及び権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理監督しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じ適切に更新しなければならない。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

い。

(設計開発に係るプロセス入力情報)

第三十条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設に係る要求事項に関連した次に掲げる設計開発に係るプロセス入力情報を明確にするとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。一 意図した使用方法に応じた機能又は性能に係る特定廃棄物管理施設に係る要求事項

二 従前の類似した設計開発から得られた情報であつて、当該設計開発へのプロセス入力情報として適用可能なもの

三 関係法令

四 その他設計開発に必須の要求事項

2 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス入力情報について、その妥当性を照査し、承認しなければならない。

(設計開発に係るプロセス出力情報)

第三十一条 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、設計開発に係るプロセス入力情報と対比した検証を可能とする形式により保有しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、設計開発からプロセスの次の段階に進むことを承認するに当たり、あらかじめ、当該設計開発に係るプロセス出力情報を承認しなければならない

い。

3 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合するものであること。

二 調達、個別業務の実施及び特定廃棄物管理施設の使用のために適切な情報を提供するものであること。

三 適否決定基準を含むものであること。

四 特定廃棄物管理施設の安全かつ適正な使用方法に不可欠な当該特定廃棄物管理施設の特性を規定しているものであること。

(設計開発照査)

第三十二条 廃棄物管理事業者は、設計開発について、その適切な段階において、設計開発計画に従つて、次に掲げる事項を目的とした体系的な照査(以下「設計開発照査」という。)を実施しなければならない。一 設計開発の結果が要求事項に適合することができかどうかについて評価すること。

二 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を識別できるようにするとともに、必要な措置を提案すること。

2 廃棄物管理事業者は、設計開発照査に、

当該照査の対象となつている設計開発段階に関連する部門の代表者及び当該設計開発に係る専門家を参加させなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、設計開発照査の結果の記録及び当該結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

(設計開発の検証)

第三十三条 廃棄物管理事業者は、設計開発に係るプロセス出力情報が当該設計開発に係るプロセス入力情報たる要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従つて検証を実施しなければならない。この場合において、設計開発計画に従つてプロセスの次の段階に進む場合には、要求事項に対する適合性の確認をしなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の検証の結果の記録(当該検証結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。)を作成し、これを管理しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、当該設計開発に係る部門又は職員に第一項の検証をさせてはならない。

(設計開発の妥当性確認)

第三十四条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄

物管理施設を、規定された性能、使用目的又は意図した使用方法に係る要求事項に適合するものとするために、当該特定廃棄物管理施設に係る設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下この条において「設計開発妥当性確認」という。）を実施しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設を使用するに当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了しなければならない。ただし、当該特定廃棄物管理施設の設置の後でなければ妥当性確認を行うことができない場合においては、当該特定廃棄物管理施設の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行わなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、設計開発妥当性確認の結果の記録及び当該妥当性確認の結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を作成し、これを管理しなければならない。

（設計開発の変更の管理）

第三十五条 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別できるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更を実施するに当たり、あらかじめ、照査、検

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

証及び妥当性確認を適切に行い、承認しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、設計開発の変更の照査の範囲を、当該変更が特定廃棄物管理施設に及ぼす影響の評価（当該特定廃棄物管理施設を構成する材料又は部品に及ぼす影響の評価を含む。）を含むものとしなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、第二項の規定による変更の照査の結果に係る記録（当該照査結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

（調達プロセス）

第三十六条 廃棄物管理事業者は、外部から調達する物品又は役務（以下「調達物品等」という。）が、自らの規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにしなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者及び調達物品等に適用される管理の方法及び程度を、当該調達物品等が個別業務又は特定廃棄物管理施設に及ぼす影響に応じた定めなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、調達物品等要求事項に従って、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、

選定しなければならない。

4 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の選定、評価及び再評価に係る判定基準を定めなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、第三項の評価の結果に係る記録（当該評価結果に基づき所要の措置を講じた場合においては、その記録を含む。）を作成し、これを管理しなければならない。

6 廃棄物管理事業者は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持又は運用に必要な技術情報（保安に係るものに限る。）の取得及び当該情報を他の廃棄物管理事業者と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）及びこれが確実に守られるよう管理する方法を定めなければならない。

（調達物品等要求事項）

第三十七条 廃棄物管理事業者は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち該当するものを含めなければならない。

一 調達物品等の供給者の業務の手順及びプロセス並びに設備に係る要求事項
二 調達物品等の供給者の職員の適格性の確認に係る要求事項

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

三 調達物品等の供給者の品質管理監督システムに係る要求事項

四 調達物品等の不適合の報告及び処理に係る要求事項

五 安全文化を醸成するための活動に関する必要な要求事項

六 その他調達物品等に関し必要な事項

2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認しなければならぬ。

3 廃棄物管理事業者は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させなければならない。(調達物品等の検証)

第三十八条 廃棄物管理事業者は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検査試験その他の個別業務を定め、実施しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、調達物品等の供給者の施設において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領及び調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法を、前条の調達物品等要求事項の中で明確にしなければならない。(個別業務の管理)

第三十九条 廃棄物管理事業者は、個別業務を、次に掲げる管理条件(個別業務の内容等から該当しないと認められる管理条件を除く。)の下で実施しなければならない。

一 保安のために必要な情報が利用できる体制にあること。

二 手順書が利用できる体制にあること。

三 当該個別業務に見合う設備を使用していること。

四 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。

五 第四十九条の規定に基づき監視測定を実施していること。

六 この規則の規定に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。

(個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認)

第四十条 廃棄物管理事業者は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果であるプロセス出力情報を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不具合が明らかになる場合を含む。)においては、妥当性確認を行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項のプロセスが第二十五条第一項の計画に定めた結果を得

ることができるときを、妥当性確認によって実証しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、第一項の規定により妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、当該プロセスの内容等から該当しないと認められる事項を除く。

一 当該プロセスの照査及び承認のための判定基準

二 設備の承認及び職員の適格性の確認方法及び手順

三 第七条に規定する記録に係る要求事項

四 再妥当性確認(個別業務に関する手順を変更した場合等において、再度妥当性確認を行うことをいう。)

(識別)

第四十一条 廃棄物管理事業者は、個別業務に関する計画及び個別業務の実施に係る全プロセスにおいて、適切な手段により個別業務及び特定廃棄物管理施設を識別しなければならない。

(追跡可能性の確保)

第四十二条 廃棄物管理事業者は、追跡可能性(履歴、適用又は所在を追跡できる状態にあることを含む。)の確保が個別業務等要求事項である場合においては、個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これを

記録するとともに、当該記録を管理しなければならない。

(特定廃棄物管理施設の外部の者の物品)

第四十三条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、当該物品に関する記録を作成し、これを管理しなければならない。

(調達物品の保持)

第四十四条 廃棄物管理事業者は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品の状態を保持（識別、取扱い、包装、保管及び保護を含む）しなければならない。

(監視測定のための設備の管理)

第四十五条 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定及び当該監視測定のための設備を明確にしなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施しなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、監視測定の結果の妥当性を確保するために必要な場合においては、監視測定のための設備を、次に掲げる条件に適合するものとしなければならない。

一 あらかじめ定めた間隔で、又は使用の

前に、計量の標準（当該標準が存在しない場合においては、校正又は検証の根拠について記録すること）まで追跡することが可能な方法により校正又は検証がなされていること。

二 所要の調整又は再調整がなされていること。

三 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。

四 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。

五 取扱い、維持及び保管の間、損傷及び劣化から保護されていること。

4 廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録しなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、前項の場合において、当該監視測定のための設備及び前項の不適合により影響を受けた個別業務又は特定廃棄物管理施設について、適切な措置を講じなければならない。

6 廃棄物管理事業者は、監視測定のための設備の校正及び検証の結果の記録を作成し、これを管理しなければならない。

7 廃棄物管理事業者は、個別業務等要求事項の監視測定においてソフトウェアを使用

することとしたときは、初回使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認し、必要に応じ再確認を行わなければならない。

第六章 監視測定、分析及び改善

(監視測定、分析及び改善)

第四十六条 廃棄物管理事業者は、次に掲げる業務に必要な監視測定、分析及び改善に係るプロセスについて、計画を策定し（適用する検査試験の方法（統計学的方法を含む。）及び当該方法の適用の範囲の明確化を含む）、実施しなければならない。

一 個別業務等要求事項への適合性を実証すること。

二 品質管理監督システムの適合性を確保し、実効性を維持すること。

(特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見)

第四十七条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムの実施状況の監視測定の一環として、保安の確保に対する特定廃棄物管理施設の外部の者の意見を把握しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項の意見の把握及び当該意見の反映に係る方法を明確にしなければならない。

(内部監査)

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

第四十八条 廃棄物管理事業者は、品質管理

- 監督システムが次に掲げる要件に適合しているかどうかを明確にするために、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門又は特定廃棄物管理施設の外部の者による内部監査を実施しなければならない。
- 一 個別業務計画、この規則の規定及び当該品質管理監督システムに係る要求事項に適合していること。
 - 二 実効性のある実施及び維持がなされていること。
 - 三 廃棄物管理事業者は、内部監査の対象となるプロセス、領域の状態及び重要性並びに従前の監査の結果を考慮して、内部監査実施計画を策定しなければならない。
 - 四 廃棄物管理事業者は、内部監査を行う職員（以下「内部監査員」という。）の選定及び内部監査の実施においては、客観性及び公平性を確保しなければならない。
 - 五 廃棄物管理事業者は、内部監査員に自らの個別業務を内部監査させてはならない。
 - 六 廃棄物管理事業者は、内部監査実施計画の策定及び実施並びに内部監査結果の報告及び記録の管理について、その責任及び権限並びに要求事項を手順書の中で定めなければならない。

ればならない。

- 七 廃棄物管理事業者は、内部監査された領域に責任を有する管理者に、発見された不適合及び当該不適合の原因を除去するための措置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させなければならない。
- （プロセスの監視測定）

第四十九条 廃棄物管理事業者は、プロセス

- の監視測定を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う監視測定の方法を適用しなければならない。
- 二 廃棄物管理事業者は、前項の監視測定の方法により、プロセスが第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができることを実証しなければならない。
 - 三 廃棄物管理事業者は、第十二条第一項及び第二十五条第一項の計画に定めた結果を得ることができない場合においては、個別業務等要求事項の適合性を確保するために、修正及び是正処置を適切に講じなければならない。
- （特定廃棄物管理施設に対する検査試験）
- 第五十条 廃棄物管理事業者は、特定廃棄物管理施設が要求事項に適合していることを検証するために、特定廃棄物管理施設に対して検査試験を行わなければならない。

二 廃棄物管理事業者は、前項の検査試験を、個別業務計画及び第三十九条第一項第二号に規定する手順書に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において行わなければならない。

- 三 廃棄物管理事業者は、検査試験の適否決定基準への適合性の証拠となる検査試験の結果に係る記録等を作成し、これを管理しなければならない。
 - 四 廃棄物管理事業者は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った者を特定する記録を作成し、これを管理しなければならない。
 - 五 廃棄物管理事業者は、個別業務計画に基づく検査試験を支障なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしてはならない。
 - 六 廃棄物管理事業者は、個別業務及び特定廃棄物管理施設の重要度に応じて、検査試験を行う者を定めなければならない。この場合において、検査試験を行う者の独立性を考慮しなければならない。
- （不適合の管理）
- 第五十一条 廃棄物管理事業者は、要求事項に適合しない個別業務又は特定廃棄物管理施設が放置されることを防ぐよう、当該個別業務又は特定廃棄物管理施設を識別し、これが管理されているようにしなければならない。

らない。

2 廃棄物管理事業者は、不適合の処理に係る管理及びそれに関連する責任及び権限を手順書に定めなければならない。

3 廃棄物管理事業者は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理しなければならない。

一 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。

二 個別業務の実施、特定廃棄物管理施設の使用又はプロセスの次の段階に進むこととの承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。

三 本来の意図された使用又は適用ができないようにするための措置を講ずること。

四 個別業務の実施後に不適合を発見した場合においては、その不適合による影響又は起こり得る影響に対して適切な措置を講ずること。

4 廃棄物管理事業者は、不適合の内容の記録及び当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）の記録を作成し、これを管理しなければならない。

5 廃棄物管理事業者は、不適合に対する修正を行った場合においては、修正後の個別業務等要求事項への適合性を実証するための再検証を行わなければならない。

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

（データの分析）

第五十二条 廃棄物管理事業者は、品質管理監督システムが適切かつ実効性のあるものであることを実証するため、及びその品質管理監督システムの実効性の改善の余地を評価するために、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータ及びそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、及び分析しなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、前項のデータの分析により、次に掲げる事項に係る情報を得なければならない。

一 第四十七条第二項の規定による方法により収集する特定廃棄物管理施設の外部の者からの意見

二 個別業務等要求事項への適合性

三 プロセス、特定廃棄物管理施設の特性及び傾向（予防処置を行う端緒となるものを含む。）

四 調達物品等の供給者の供給能力

（改善）

第五十三条 廃棄物管理事業者は、その品質方針、品質目標、内部監査の結果、データの分析、是正処置、予防処置及び経営責任者照査の活用を通じて、品質管理監督システムの妥当性及び実効性を維持するために変更が必要な事項を全て明らかにすると

品質管理

もに、当該変更を実施しなければならない。

（是正処置）

第五十四条 廃棄物管理事業者は、発見された不適合による影響に照らし、適切な是正処置を講じなければならない。この場合において、原子力の安全に影響を及ぼすものについては、発生した根本的な原因を究明するために行う分析（以下「根本原因分析」という。）を、手順を確立した上で、行わなければならない。

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる要求事項を規定した是正処置手順書を作成しなければならない。

一 不適合の照査

二 不適合の原因の明確化

三 不適合が再発しないことを確保するための措置の必要性の評価

四 所要の是正処置（文書の更新を含む。）の明確化及び実施

五 是正処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき講じた是正処置の結果の記録

六 講じた是正処置及びその実効性についての照査

（予防処置）

第五十五条 廃棄物管理事業者は、起こり得る問題の影響に照らし、適切な予防処置を

特定廃棄物管理施設に係る廃棄物管理事業者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則

明確にして、これを講じなければならぬ。この場合において、自らの特定廃棄物管理施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映しなければならぬ。

2 廃棄物管理事業者は、次に掲げる要求事項（根本原因分析に係る要求事項を含む。）を定めた予防処置手順書を作成しなければならない。

一 起こり得る不適合及びその原因の明確化

二 予防処置の必要性の評価

三 所要の予防処置の明確化及び実施

四 予防処置に関し調査を行った場合においては、その結果及び当該結果に基づき

五 講じた予防処置の結果の記録
講じた予防処置及びその実効性についての照査

附 則

この規則は、原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十二月十八日）から施行する。

○特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
原子力規制委員会規則第三十三号

改正 平成二十六年 二月二十八日 原子力規制第一号
委員会規則第一号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第五十一条の九の二の規定に基づき、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則を次のように定める。

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「法」という。）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第百二十三号）、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染さ

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の性能に係る技術基準に関する規則

れた物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総理府令第四十七号）及び廃棄物管理施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第三十一号）において使用する用語の例による。

(特殊な方法による施設)

第二条 特殊な方法による施設について特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の技術基準に関する規則（平成四年総理府令第四号）第二条第一項の規定に基づく原子力規制委員会の認可を受けた場合は、この規則の規定にかかわらず、当該認可に係る基準をもって法第五十一条の九の二の技術上の基準とする。

(火災等による損傷の防止)

第三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備（自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。）が設置されたものでなければならぬ。

2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性

に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならぬ。

3 安全機能を有する施設であつて、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならぬ。

4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならぬ。

5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備（爆発の危険性がないものを除く。）をその内部に設置するセル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもそれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならぬ。

(特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の地盤)

第四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次条第一項の地震力が作用した場合においても当該施設を十分に支持することができる地盤に設置されたものでなければならぬ。
(地震による損傷の防止)

第五条

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、地震の発生によって生ずるおそれがある当該施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じた算定する地震力（安全上重要な施設にあつては、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力を含む。）による損壊により公衆に放射線障害を及ぼすことがないものでなければならない。

2

安全上重要な施設は、その供用中に当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

3 安全上重要な施設は、前項の地震により生ずる斜面の崩壊によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（津波による損傷の防止）

第六条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、その供用中に当該施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波によりその安全性が損なわれるおそれがないものでなければならない。

（外部からの衝撃による損傷の防止）

第七条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物

管理施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。）によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

2

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区域に隣接する地域に事業所、鉄道、道路その他の外部からの衝撃が発生するおそれがある要因がある場合において、事業所における火災又は爆発事故、危険物を搭載した車両、船舶又は航空機の事故その他の敷地及び敷地周辺の状況から想定される事象であつて人為によるもの（故意によるものを除く。）により当該施設の安全性が損なわれないう、防護措置その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。

（特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入等の防止）

第八条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物

管理施設を設置する事業所（以下「事業所」という。）には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設への人の不法な侵入、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に不正に爆発性又は易燃性をもつる物件その他の他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれること及び不正アクセス行為（不正アクセ

ス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するため、適切な措置が講じられていなければならない。

（核燃料物質の臨界防止）

第九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物

管理施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがある場合において、臨界を防止するために必要な措置が講じられたものでなければならない。

（材料及び構造）

第十条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物

管理施設に属する容器及び管並びにこれらを支持する構造物のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なもの（以下この項において「容器等」という。）の材料及び構造は、当該容器等がその設計上要求される強度及び耐食性が確保されたものでなければならない。

2

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設に属する容器及び管のうち、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する上で重要なものは、適切な耐圧試験又は漏えい試験を行ったとき、これに耐え、かつ、著しい漏えいがないよう設置されていなければならない。

(閉じ込めの機能)

第十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める機能を保持するように設置されていなければならない。

一 流体状の放射性廃棄物を内包する容器又は管に放射性廃棄物を含まない流体を導く管を接続する場合には、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物を含まない流体を導く管に逆流するおそれがない構造であること。

二 密封されていない放射性廃棄物を取り扱うフードは、その開口部の風速を適切に維持し得るものであること。

三 放射性廃棄物による汚染の発生のおそれのある室は、必要に応じ、その内部を負圧状態に維持し得るものであること。

四 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備が設置される施設（液体状の放射性廃棄物の漏えいが拡大するおそれがある部分に限る。）は、次に掲げるところによるものであること。

イ 施設内部の床面及び壁面は、液体状の放射性廃棄物が漏えいし難いものであること。
ロ 液体状の放射性廃棄物を取り扱う設備の周辺部又は施設外に通じる出入口

特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、特定廃棄物管理施設としての性能に係る技術基準に関する規則

若しくはその周辺部には、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいすること、放射線障害を防止するための堰が設置されていること。ただし、施設内部の床面が隣接する施設の床面又は地表面より低い場合であつて、液体状の放射性廃棄物が施設外へ漏えいするおそれがないときは、この限りでない。

ハ 事業所の外に排水を排出する排水路（湧水に係るものであつて放射性廃棄物により汚染するおそれがある管理区域内に開口部がないものを除く。）の上に施設の床面がないようにすること。ただし、当該排水路に放射性廃棄物により汚染された排水を安全に廃棄する設備及び第二十条第一項第三号に掲げる事項を計測する設備が設置されている場合は、この限りでない。

(遮蔽)

第十二条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、当該施設からの直接線及びスカイシャイン線による事業所周辺の線量が原子力規制委員会の定める線量限度を十分下回るように設置されていなければならない。

2 事業所内における外部放射線による放射線障害を防止する必要がある場所には、放射線障害を防止するために必要な遮蔽能力

を有する遮蔽設備が設けられていなければならない。この場合において、当該遮蔽設備に開口部又は配管その他の貫通部がある場合であつて放射線障害を防止するために必要がある場合には、放射線の漏えいを防止するための措置が講じられたものでなければならない。

(換気)

第十三条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設内の放射性廃棄物により汚染された空気による放射線障害を防止する必要がある場所には、次に掲げるところにより換気設備が設けられていなければならない。

一 放射線障害を防止するために必要な換気能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物により汚染された空気が逆流するおそれがない構造であること。

三 ろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

四 吸気口は、放射性廃棄物により汚染された空気を吸入し難いように設置すること。

(放射性廃棄物による汚染の防止)

第十四条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄

物管理施設のうち人が頻繁に出入りする建物内部の壁、床その他の部分であつて、放射性廃棄物により汚染されるおそれがあり、かつ、人が触れるおそれがあるものの表面は、放射性廃棄物による汚染を除去しやすいものでなければならない。

(受入れ施設又は管理施設)

第十五条 特定廃棄物埋設施設のうち放射性廃棄物を受け入れる設備であつて、放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置が講じられたものでなければならない。

2 特定廃棄物管理施設のうち放射性廃棄物を管理する施設は、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 放射性廃棄物を管理するために必要な容量を有するものであること。
- 2 管理する放射性廃棄物の性状を考慮し、適切な方法により当該放射性廃棄物を保管するものであること。
- 3 放射性廃棄物の崩壊熱及び放射線の照射により発生する熱によつて過熱するおそれがあるものは、冷却のための必要な措置を講じたものであること。

(処理施設及び廃棄施設)

第十六条 放射性廃棄物を廃棄する設備(放射性廃棄物を保管廃棄する設備を除く。)

は、次に掲げるところによらなければならない。

- 1 周辺監視区域の外の空气中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度が、それぞれ原子力規制委員会の定める値以下になるように特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設において発生する放射性廃棄物を廃棄する能力を有するものであること。
- 2 放射性廃棄物以外の廃棄物を廃棄する設備と区別して設置すること。ただし、放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を流体状の放射性廃棄物を廃棄する設備に導く場合において、流体状の放射性廃棄物が放射性廃棄物以外の流体状の廃棄物を取り扱う設備に逆流するおそれがないときは、この限りでない。

3 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備は、排気口以外の箇所において気体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

4 気体状の放射性廃棄物を廃棄する設備にろ過装置を設ける場合にあつては、ろ過装置の機能が適切に維持し得るものであり、かつ、ろ過装置の放射性廃棄物による汚染の除去又はろ過装置の取替えが容易な構造であること。

5 液体状の放射性廃棄物を廃棄する設備

は、排水口以外の箇所において液体状の放射性廃棄物を排出することがないものであること。

2 放射性廃棄物を処理する設備は、受け入れられる放射性廃棄物を処理するために必要な能力を有するものでなければならない。

(平二六原子規一・一部改正)

(安全機能を有する施設)

第十七条 安全機能を有する施設は、当該施設を他の原子力施設と共用し、又は当該施設に属する設備を一の特定廃棄物埋設施設又は一の特定廃棄物管理施設において共用する場合には、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を損なわないように設置されていなければならない。

2 安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるように設置されていなければならない。

3 安全上重要な施設又は当該施設が属する系統は、前項の規定のほか、特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を確保する機能を維持するために必要がある場合において、多重性を有するものでなければならない。

(搬送設備)

第十八条 放射性廃棄物を搬送する設備(人

の安全に著しい支障を及ぼすおそれがないものを除く。は、次に掲げるところによらなければならない。

一 通常搬送する必要がある放射性廃棄物を搬送する能力を有するものであること。

二 放射性廃棄物を搬送するための動力の供給が停止した場合に、放射性廃棄物を安全に保持しているものであること。

(計測制御系統施設)

第十九条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたとき、次条第一項第二号の放射性物質の濃度若しくは同項第四号に規定する線量当量が著しく上昇したとき又は液体状の放射性廃棄物の廃棄施設から液体状の放射性物質が著しく漏えいするおそれが生じたときに、これらを確実に検知して速やかに警報する設備が設けられていなければならない。

2 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、その設備の機能の喪失、誤操作その他の要因により特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性を著しく損なうおそれが生じたときに、放射性廃棄物を限定された区域に閉じ込める能力の維持

又は火災若しくは爆発の防止のための設備を速やかに作動させる必要がある場合には、当該設備の作動を速やかに、かつ、自動的に開始させる回路が設けられていなければならない。

(放射線管理施設)

第二十条 事業所には、次に掲げる事項を計測する放射線管理施設が設けられていなければならない。この場合において、当該事項を直接計測することが困難な場合は、これを間接的に計測する施設をもって替えることができる。

一 廃棄物管理設備本体、放射性廃棄物の受入れ施設等の放射線遮蔽物の側壁における原子力規制委員会の定める線量当量率

二 放射性廃棄物の排気口又はこれに近接する箇所における排気中の放射性物質の濃度

三 放射性廃棄物の排水口又はこれに近接する箇所における排水中の放射性物質の濃度

四 管理区域における外部放射線に係る原子力規制委員会の定める線量当量、空気中の放射性物質の濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度

五 周辺監視区域における外部放射線に係

る原子力規制委員会の定める線量当量

2 放射線管理施設は、前項各号に掲げる事項のうち、必要な情報を適切な場所に表示できるように設置されていなければならない。

(予備電源)

第二十一条 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、外部電源系統からの電気の供給が停止した場合において、監視設備その他必要な設備に使用することができる予備電源が設けられていなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十二条 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備が設けられていなければならない。

2 事業所には、安全設計上想定される事故が発生した場合において事業所外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、通信連絡設備が設けられていなければならない。

3 特定廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設には、事業所内の人の退避のための設備が設けられていなければならない。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平

成二十四年法律第四十七号) 附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月十八日)から施行する。

附 則 (平成二六年二月二八日原子力規制委員

会規則第一号)

この規則は、独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律の施行の日(平成二十六年三月一日)から施行する。

○使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

(平成二十五年十二月六日)
(原子力規制委員会規則第三十四号)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三十二年法律第百六十六号)第五十三条第二号の規定に基づき、使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則を次のように定める。

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

目次

- 第一章 総則(第一条)
- 第二章 使用施設等の基準(第二条―第二十九条)

附則

第一章 総則

(定義)

第一条 この規則において使用する用語は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(以下「法」という。)及び核燃料物質の使用等に関する規則(昭和三十三年総理府令第八十四号)において使用する用語の例による。

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

2 この規則において「施設検査対象施設」とは、使用施設等のうち、法第五十五条の二第一項の規定により検査を受けなければならないものをいう。

第二章 使用施設等の基準

(閉じ込めの機能)

第二条 使用施設等は、放射性物質を限定された区域に適切に閉じ込めることができるものでなければならぬ。

(遮蔽)

第三条 使用施設等は、放射性物質からの放射線に対して適切な遮蔽能力を有するものでなければならぬ。

(火災等による損傷の防止)

第四条 使用施設等は、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、火災及び爆発の発生を防止することができ、かつ、火災及び爆発の影響を軽減する機能を有するものでなければならぬ。

2 施設検査対象施設には、火災又は爆発によりその安全性が損なわれないう、前項に定めるもののほか、消火を行う設備(以下「消火設備」という。)及び早期に火災発生を感知する設備を設けなければならない。

3 消火設備は、破損、誤作動又は誤操作が起きた場合においても安全上重要な施設の安全機能を損なわないうものでなければならぬ。

ない。

(立ち入りの防止)

第五条 使用施設等には、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように壁、柵その他の区画物及び標識を設けなければならない。

2 使用施設等には、業務上立ち入る者以外の者がみだりに周辺監視区域内に立ち入ることを制限するため、当該区域の境界に柵その他の人の侵入を防止するための設備又は標識を設けなければならない。ただし、当該区域に人が立ち入るおそれがないことが明らかなる場合は、この限りでない。

(自然現象による影響の考慮)

第六条 使用施設等(施設検査対象施設は除く)は、想定される自然現象による当該使用施設等への影響を適切に考慮したものでなければならぬ。

(核燃料物質の臨界防止)

第七条 施設検査対象施設は、核燃料物質が臨界に達するおそれがないようにするため、核的に安全な形状寸法にすることその他の適切な措置を講じたものでなければならない。

2 施設検査対象施設には、臨界警報設備その他の臨界事故を防止するために必要な設備を設けなければならない。(施設検査対象施設の地盤)

第八条 施設検査対象施設は、次条第二項の規定により算定する地震力（安全機能を有する施設のうち、地震の発生によって生ずるおそれがあるその安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度が特に大きいもの（以下「耐震重要施設」という。）にあつては、同条第三項の地震力を含む。）が作用した場合においても当該施設検査対象施設を十分に支持することができる地盤に設けなければならない。

2 耐震重要施設は、変形した場合においてもその安全機能が損なわれるおそれがない地盤に設けなければならない。

3 耐震重要施設は、変位が生ずるおそれがない地盤に設けなければならない。

第九条 施設検査対象施設は、地震力に十分に耐えることができるものでなければならぬ。

2 前項の地震力は、地震の発生によって生ずるおそれがある施設検査対象施設の安全機能の喪失に起因する放射線による公衆への影響の程度に応じて算定しなければならない。

3 耐震重要施設は、その供用中に当該耐震重要施設に大きな影響を及ぼすおそれがある地震による加速度によって作用する地震力に対して安全機能が損なわれるおそれが

ないものでなければならない。

4 耐震重要施設は、前項の地震の発生によって生ずるおそれがある斜面の崩壊に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

第十条 施設検査対象施設は、その供用中に当該施設検査対象施設に大きな影響を及ぼすおそれがある津波に対して安全機能が損なわれるおそれがないものでなければならない。

第十一条 施設検査対象施設は、想定される自然現象（地震及び津波を除く。次項において同じ。）が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

2 安全上重要な施設は、当該安全上重要な施設に大きな影響を及ぼすおそれがあると想定される自然現象により当該安全上重要な施設に作用する衝撃及び設計評価事故時に生ずる応力を適切に考慮したものでなければならない。

3 施設検査対象施設は、工場若しくは事業所（以下「工場等」という。）内又はその周辺において想定される当該施設検査対象施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為によるもの（故

意によるものを除く。）に対して安全機能を損なわないものでなければならない。

第十二条 施設検査対象施設が設置される工場等には、施設検査対象施設への人の不法な侵入、施設検査対象施設に不正に爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を与え、又は他の物件を損傷するおそれがある物件が持ち込まれることを防止するための設備を設けなければならない。

2 施設検査対象施設が設置される工場等には、必要に応じて、不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年法律第二百二十八号）第二条第四項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するための設備を設けなければならない。

第十三条 施設検査対象施設は、その施設内における溢水が発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

第十四条 施設検査対象施設は、その施設内においても安全機能を損なわないものでなければならない。

第十五条 施設検査対象施設は、その施設内において化学製品の漏えいが発生した場合においても安全機能を損なわないものでなければならない。

(飛散物による損傷の防止)

第十五条 施設検査対象施設は、その施設内の機器又は配管の損壊に伴う飛散物により、安全機能を損なわないものでなければならぬ。

(重要度に応じた安全機能の確保)

第十六条 施設検査対象施設は、その安全機能の重要度に応じて、その機能が確保されたものでなければならぬ。

2 安全上重要な施設は、機械又は器具の単一故障(単一の原因によって一つの機械又は器具が所定の安全機能を失うこと(従属要因による多重故障を含む。))をいう。)が発生した場合においてもその機能を損なわないものでなければならぬ。
(環境条件を考慮した設計)

第十七条 施設検査対象施設は、通常時及び設計評価事故時に想定される全ての環境条件において、安全機能を発揮することができるものでなければならぬ。
(検査等を考慮した設計)

第十八条 施設検査対象施設は、当該施設検査対象施設の安全機能を確認するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができるものでなければならぬ。
(施設検査対象施設の共用)

第十九条 施設検査対象施設は、他の原子力

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

施設又は同一の工場等内の他の使用施設等と共用する場合には、施設検査対象施設の安全性を損なわないものでなければならぬ。
(誤操作の防止)

第二十条 施設検査対象施設は、誤操作を防止するための措置を講じたものでなければならぬ。

2 安全上重要な施設は、容易に操作することができないものでなければならぬ。
(安全避難通路等)

第二十一条 施設検査対象施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。
一 その位置を明確かつ恒久的に表示することにより容易に識別できる安全避難通路

二 照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない避難用の照明
三 設計評価事故が発生した場合に用いる照明(前号の避難用の照明を除く。)及びその専用の電源
(設計評価事故時の放射線障害の防止)

第二十二条 施設検査対象施設は、設計評価事故時において、周辺監視区域の外の公衆に放射線障害を及ぼさないものでなければならぬ。
(貯蔵施設)

第二十三条 貯蔵施設には、次に掲げるとこ

ろにより、核燃料物質を貯蔵するための施設又は設備を設けなければならない。
一 核燃料物質を貯蔵するために必要な容量を有するものであること。

二 核燃料物質を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施錠又は立入制限の措置を講じたものであること。
三 標識を設けるものであること。

2 貯蔵施設には、核燃料物質を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けなければならない。
(廃棄施設)

第二十四条 廃棄施設には、次に掲げるところにより、放射性廃棄物を処理するための施設又は設備を設けなければならない。
一 管理区域内の人が常時立ち入る場所及び周辺監視区域の外の空气中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。ただし、空气中に放射性物質が飛散するおそれのないときは、この限りでない。

二 周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を低減できるよう、使用施設等において発生する放射性廃棄物を処理する能力を有するものであること。

2 廃棄施設には、放射性廃棄物を保管廃棄する場合は、次に掲げるところにより、保

使用施設等の位置、構造及び設備の基準に関する規則

一七六

管廃棄施設を設けなければならない。

一 放射性廃棄物を保管廃棄するために必要な容量を有するものであること。

二 外部と区画されたものであること。

三 放射性廃棄物を冷却する必要がある場合には、冷却するために必要な設備を設けるものであること。

四 放射性廃棄物を搬出入する場合その他特に必要がある場合を除き、施設又は立入制限の措置を講じたものであること。

3 放射性廃棄物を廃棄するための施設又は設備には、標識を設けなければならない。
(汚染を検査するための設備)

第二十五条 密封されていない核燃料物質を使用する場合にあつては、使用施設等には、管理区域内の放射性物質により汚染されるおそれのある場所から退出する者の放射性物質による汚染を検査するために必要な設備を設けなければならない。
(監視設備)

第二十六条 施設検査対象施設には、必要に応じて、通常時及び設計評価事故時において、当該施設検査対象施設及びその境界付近における放射性物質の濃度及び線量を監視し、及び測定し、並びに設計評価事故時における迅速な対応のために必要な情報を適切な場所に表示できる設備を設けなければならない。

(非常用電源設備)

第二十七条 施設検査対象施設には、外部電源系統からの電気供給が停止した場合において、監視設備その他当該施設検査対象施設の安全機能を確保するために必要な設備を使用することができるよう、必要に応じて非常用電源設備を設けなければならない。

(通信連絡設備等)

第二十八条 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合において工場等内の人に対し必要な指示ができるよう、警報装置及び通信連絡設備を設けなければならない。

2 施設検査対象施設が設置される工場等には、設計評価事故が発生した場合においてその施設外の通信連絡をする必要がある場所と通信連絡ができるよう、専用通信回線を設けなければならない。

3 専用通信回線は、必要に応じて多様性を確保するものでなければならない。
(多量の放射性物質等を放出する事故の拡大の防止)

第二十九条 施設検査対象施設は、発生頻度が設計評価事故より低い事故であつて、当該施設検査対象施設から多量の放射性物質又は放射線を放出するおそれがあるものが発生した場合において、当該事故の拡大を

防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。

附則

この規則は、原子力規制委員会設置法(平成二十四年法律第四十七号)附則第一条第五号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十二月十八日)から施行する。